

独評発第0902013号

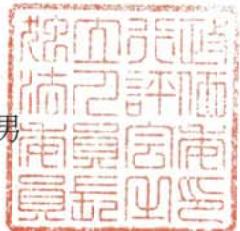
平成23年9月2日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野 洋 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 猿田 享男



独立行政法人福祉医療機構の平成22年度における業務の
実績に関する評価結果の通知について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、別添のとおり、平成22年度における業務の実績に関する評価を行ったので、同条第3項の規定により、その結果を通知する。

独立行政法人福祉医療機構の 平成 22 年度の業務実績の評価結果

**平 成 23 年 8 月 22 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会**

1 平成 22 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 21 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 21 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 22 年 12 月 22 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 22 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していくかなければならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のインターネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成 23 年 4 月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編等により、管理職ポストを大幅に削減するとともに、管理部門から現業部門に人員を充当することにより、利用者サービスの強化及び事務処理の効率化を図ることを決定している。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。

また、業務管理の充実を図るため、第 1 期中期目標期間において構築した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効率的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいは他のリスクについては、平成 21 年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応している。さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、同年 2 月に策定した「事業継続計画」（BCP）に基づき、理事長の指示のもと、速やかに緊急対策業務を実施している。

また、内部統制の整備に関する取組みとして、法令等の遵守に関する規程の制定、コ

ンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、理事長を中心としたガバナンス体制の更なる強化を図っていることが認められる。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度に引き続き維持（中期計画の目標値を大きく短縮）し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

（1）法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進していることが認められる。

具体的な取組みとしては、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のインストラネットを通じて、全職員に対して発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。さらに、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取組むなど、顧客のニーズに基づく改善活動を推進していることが認められる。

また、平成22年4月から理事を削減（役員ポスト▲1名）するとともに、年金貸付部及び大阪支店の再編（課長ポスト▲2名）による組織のスリム化を図っており、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを大幅に削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、業務の実態を踏まえ、管理部門から現業部門に人員を充当することにより、利用者サービスの強化と事務処理の効率化を図ることを決定している。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、

融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

第1期中期目標期間において構築したQMSの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。また、平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新することができている。

さらに、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営しており、これにより職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲の向上を実現している。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成22年10月にはリスク管理委員会を開催し、各部の対応状況等について進捗確認を行うとともに、評価方法や計画見直しなどについて検討している。

なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」(BCP)を策定しており、その後、同年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画に基づき、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができている。さらに、内部統制の整備に関する取組みとして、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、理事長を中心としたガバナンス体制の更なる強化を図っていることが認められる。

以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

(2) 業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積りができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定するなど、安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減(約▲15百万円)を図ることができている。

また、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、利用者の意見を踏まえた機能改善を実施し、利用者の利便性の向上を図っている。その結果、同システムの利用率は、福祉医療貸付事業の事業報告書においては64%（前年度55%）、退職手当共済事業の掛金届等においては81%（前年度79%））とそれぞれ向上し、福祉医療機構の業務の効率化を実現していることが認められる。

さらに、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を 20 回受講するとともに、福祉医療機構の職員の IT スキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を 27 回（受講者 130 名）実施し、当該業務に必要な IT に関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進により業務の効率化に寄与するとともに、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、システム開発費、運用保守経費といったシステム関連経費の抑制及び冗費の削減に取組み、平成 22 年度予算（平成 19 年度予算と比べて 14.5% 縮減）の縮減幅を上回る 21.9% の額を節減している。また、会議資料のペーパーレス化、リーフレット等の発行の見直しを行うとともに、郵便料金、電気使用料、印刷費及び外部倉庫費用の節減などに取組み、これを実現するとともに、各職員においてコスト意識の徹底が図ることができていると認められる。

人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成 17 年度との比較で 13.0% 削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。

なお、福祉医療機構の給与水準が国に比べて高くなっていることについては、在勤地が大都市圏であること、大学卒以上の比率が高いこと、管理職比率が高いこと及び民間の金融部門における給与実態を勘案していることといった定量的な理由に基づくものであるが、管理職比率の高さについては、平成 22 年度において課長ポストを 2 つ削減し、さらに、平成 23 年度において部長ポストを 2 つ、次長ポストを 1 つ、課長ポストを 2 つ削減するなどの取組みを図っている。引き続き適正水準に向けた取組みを期待する。

さらに、随意契約の適正化については、平成 22 年 4 月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施しており、計画の基準となる平成 20 年度において 22 件あった随意契約については、平成 22 年度において 7 件にまで減少することができている。また、福祉医療機構のホームページに公表している「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性一層の確保を図っている。さらに、平成 21 年度に引き続き、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成 23 年 2 月に開催し、契約について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っていることが認められる。

以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（555 件 189,110 百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（538 件、33,177 百万円）している。その結果、平成 22 年度における審査件数は 1,432 件となり、平成 21 年度実績（699 件）に比べて約 205% 増と大幅に資金需要が増加しており、この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支

援している。

また、平成 22 年度からユニット型特別養護老人ホームにおける償還期間の延長（20 年から 25 年）及びオンコスト方式による保証人免除制度を創設し、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等の融資相談等の充実に努め、特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるような支援・助言等を行っている。審査業務に係る処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用するなど、優遇融資を実施（実績：94 件、137,405 百万円）している。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が 118 件となり、平成 21 年度実績（43 件）に比べて約 274% 増と大幅に資金需要が増加している。

また、平成 21 年度に引き続き、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施（実績：101 件、12,336 百万円）している。

さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成 21 年 10 月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施（実績 48 件、1,053 百万円）している。これら増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

また、平成 22 年度からオンコスト方式による保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 7 ブロックで計 14 回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。審査業務に係る処理期間については、平均処理期間が 22 日となり、中期計画に定められた処理期間（45 日以内）を大幅に短縮するとともに、平成 21 年度実績（33 日）に比べて、11 日短縮することとなり、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、福祉貸付事業と同様に円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成 22 年度におけるリスク管理債権比率については 2.67% となっている。昨今の

医療施設を取り巻く経営環境については、平成 22 年度の診療報酬のプラス改正により、経営面における環境の変化が期待されたものの、医師及び看護師等の不足は続いている、引き続き厳しい環境にある。また、福祉施設の経営状況は比較的安定しているものの、一部の老人福祉施設において利用者の低迷等により経営が悪化するケースが見られる。

このような厳しい経営環境のもと、福祉医療機構においては、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から貸出条件緩和によって経営の再建を適切に支援している。さらに、株式会社企業再生支援機構が支援決定した案件について、元利金の一部免除できるよう規程を改正し、医療施設の再生計画を支援している。

一方、リスク管理債権の未然防止策としては、従来から行っていた調査・フォローアップの強化を図るため、実地調査を実施する案件に対し、事前に関係部署の担当者と決算状況も踏まえ協議を行い、また、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させた P D C A サイクルを取り入れるなど、適切な対応を図っていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、元利金の返済猶予の優遇措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、平成 21 年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、福祉医療機構独自の経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間の拡大）等を行った結果、セミナーの延べ受講者数は 3,518 人となり、中期計画の目標値（2,520 人）を大きく上回る実績をあげている。また、セミナー受講者に対するアンケート調査の満足度指標は 76.1 ポイントとなり、中期計画の目標値（65 ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供していると認められる。

個別経営診断については、効果的な P R 活動等を実施した結果、診断件数は 1,293 件となり、年度計画の目標値（280 件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。また、平成 22 年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した 148 施設の診断先のうち、143 施設（96.6%）から「参考になった」または「やや参考になった」との回答を得ることができておらず、的確な診断が実施されていると認められる。

さらに、平成 23 年度から簡易経営診断のメニューに認可保育所を追加するため、保育所の経営指標を新たに策定し、また、モニター調査や事業者団体へのヒアリング調査を実施するなど、本格的な導入に向けての準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業における助成事業の募集については、平成 22 年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となったことを踏まえ、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事業や助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要

領等に明記し、公表している。

また、助成事業の審査、採択については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客觀性及び透明性の確保を図る観点から、当該選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択することができている。

なお、平成 22 年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合については、中期計画の目標値 80% を上回る 82.0% を確保することができている。また、助成決定までの平均処理期間は 28.7 日となり、中期計画の目標値 30 日以内で処理することができている。

助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

また、助成事業の成果（効果）については、平成 22 年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち 91.4% あつたとの回答を得ることができている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.3% の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができている。

さらに、民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国 3 か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する事業報告会を開催したほか、社会的に問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉活動団体ならではの取組みを側面から広く社会に啓発・普及するため、「NPO などの民間団体による子どものシェルター事業」に焦点を絞ったシンポジウムを開催している。

以上のように、透明で公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度の P D C A サイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮を図るため、退職手当金の給付回数を月 4 回実施するとともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が 39.0 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（36.0 日短縮）に上回る実績をあげている。

また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めている。その結果、利用率は 81% と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、89% の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現していることが認められる。なお、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて 10 分の 1 以下に抑制することができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の

効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 22 年 9 月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成 21 年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、前半はギリシャ国債の格下げによる欧州債務問題等を背景とした世界的な金利低下、株安及び円高傾向、後半は日銀・F R B による追加金融緩和及び米国の景況感を背景とした国内外の金利・株価上昇の市場環境の中で、年 0.35% の運用利回りとなったものの、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。

なお、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかつ影響等により、年金資産額の増加が責任準備資金の増加を下回ることとなつたため、平成 22 年度末における繰越欠損金については、約 111 億円となり、前年度に比べ約 15 億円増加している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

当該事業については、WAM NET における提供する情報の質の向上を図るため、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り、最新の情報を迅速に提供するとともに、厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について、会議資料等と併せて概要コラムを掲載し分かりやすく情報を提供している。また、検索結果を地図上に一覧表示する機能やログイン時にソフトウェアキーボードによる入力補助機能を追加するなど、利用者の利便性の向上を図っている。この結果、年間のヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）は 2 億 4,334 万件（前年度 2 億 1,610 万件）、また、利用機関登録数は 8.3 万件（前年度 8.1 万件）となり、いずれも前年度を上回る実績となっている。さらに、利用者の満足度については 90.2% となり、平成 18 年度以降の高水準を確保しており、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。

以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

なお、WAM NET については、業務・システム最適化計画に基づき、平成 24 年秋から次期システムが稼働することであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取組んでいただくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、平成 22 年 2 月から「資金の必要額等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」などの制度変更を行ったところであり、取扱変更の内容を受託金融機関の取扱窓口に周知徹底すること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施している。

上記の制度変更とともに新たに導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する返済条件変更制度については、年間 3,556 件の変更承認を行っている。さらに、多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるため、福祉医療機構のホームページ等に相談先等を明示するほか、金融機関に対しても相談機関連絡先に関する情報提供を行うなど、利用者の生活の安定を支援している。

また、平成 22 年度の貸付金利にあたっては、業務運営コストを適切に把握するとともに、中期目標期間中（平成 24 年度末まで）における損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提とし金利設定している。そのため、平成 22 年度決算においては、当期総損失を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済の一時猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

なお、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において十分な代替措置の検討を進めるとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を取りまとめたところであり、福祉医療機構においては、当該方針に基づき必要な措置を講ずることとし、その実施に向けた金融機関等との実務面の調整を行っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図っている。また、平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）の趣旨を踏まえ、ローン返済困難者に対する返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を図るなど、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（4）財務内容の改善等について

平成 22 年度においては、一般勘定、保険勘定及び年金担保貸付勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成 22 年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、それぞれ予算額を上回る自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（32 件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき、

戸塚宿舎を売却し売却代金を国庫納付するなど適切に対応を図っている。また、その他の保有する資産についても、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給等に反映させるとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組みを職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入することとし、人事評価結果に基づく処遇の推進を図っている。また、人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成22年度末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の84.9%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定における繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎及び公庫総合運動場については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくことを期待する。

③ 組織体制・人件費管理について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、ホームページに公表しているとおり、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めていくことを期待する。

また、厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、福祉医療機構から加入する健康保険組合に対して、労使負担割合が折半となるよう文書による要請を3回実施したが、同健康保険組合理事会において「収支問題の改善を進める中ににおいて、中長期の視点で対応すること。」とされたところである。これを受け、福

祉医療機構においては、引き続き、同健康保険組合に対して労使負担割合の見直しについて要請していくとしていることから、当委員会としては、今後の交渉状況について注視していくこととする。

④ 事業費の冗費の点検について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

⑤ 契約について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、平成22年度において、随意契約によるものを再委託している案件が1件ある。この案件は福祉医療貸付事業に係るALMシステムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家（システム開発業者）にその運用を再委託したものであり、不適切なものではないと認められる。

また、契約に当たっては、総務及び経理担当役員等に監事をオブザーバーとして加えた「契約審査会」を設け、同審査会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めている。

今後とも一層の競争性の確保に取組むことを期待する。

⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客様目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を応援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議（平成22年4月1日開催）においては、理事長から役員・幹部職員に対して、「平成22年度進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。さらに、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べられており、同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、平成22年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を開催し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画への対応状況等についての進捗確認を行っている。これにより福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築している。

さらに、各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。また、厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された問題点等について、役員会及び経営企画会議で把握・検証を行い、統制環境の改善を図っていることが認められる。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目の1項目として、内部統制の整備（機能・有効性）をあげて監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、

理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

また、社会福祉振興助成事業において、業務の達成状況を客観的に評価できる数値目標（いわゆるアウトカム指標）を積極的に追加するなど、事業の成果がよりわかりやすい形で示すための取組みがされており、他の事業における業績測定のための尺度についても、おおむね妥当であったと認められる。

なお、内部統制の整備を通じて、役職員が組織全体のリスクの把握に取組むこととなつた結果、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け及び会計検査院による決算検査報告等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

今後とも国民のニーズを把握した上で、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、福祉医療機構の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ意見は寄せられなかった。

平成22年度業務実績評価シート

平成22年度評価項目について

区分	22年度計画記載項目	頁
第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置		
評価項目 1	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1
評価項目 2	2 業務管理（リスク管理）の充実	6
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置		
評価項目 3	1 業務・システムの効率化と情報化の推進	11
評価項目 4	2 経費の節減	15
第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置		
評価項目 5	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）	23
評価項目 6	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）	31
評価項目 7	3 福祉医療貸付事業（債権管理）	40
評価項目 8	4 福祉医療経営指導事業	48
評価項目 9	5 社会福祉振興助成事業	54
評価項目 10	6 退職手当共済事業	65
評価項目 11	7 心身障害者扶養保険事業	70
評価項目 12	8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）	83
評価項目 13	9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	87
評価項目 14	10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	93
第4 予算、収支計画及び資金計画 第5 短期借入金の限度額 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第7 剰余金の使途		
評価項目 15	第4 予算、収支計画及び資金計画	99
	第5 短期借入金の限度額	100
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	100
	第7 剰余金の使途	100
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
評価項目 16	1 職員の人事に関する計画	104
	2 施設及び設備に関する計画	105
	3 積立金の処分に関する事項	105

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めた。
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 【組織のスリム化等】#1 ○ 業務量に応じた効率的かつ効果的な業務運営を行うため、平成22年4月に次のとおり組織改正を行った。 a 理事の削減（役員ポスト▲1名） b 年金貸付部住宅収納課を年金業務課に統合（課長ポスト▲1名） c 大阪支店の福祉契約課と医療契約課を統合し、契約課を新設（課長ポスト▲1名） 《添付資料：1》 ○ 管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化及び顧客等のサポート体制の強化を図るため、平成23年4月に次のとおり組織改正を行うことを決定した。 a 総務部、企画指導部及び情報システム部の管理部門を統合・再編（部長ポスト▲2名） b 業務管理課を廃止し、当該業務を企画室と監査室に移管（課長ポスト▲1名） c 大阪支店の管理部門（総務課）を廃止（次長ポスト▲1名） d 助成事業部支援課と評価課を統合し、助成振興課を新設（課長ポスト▲1名） e 管理部と経営支援室を統合し、顧客業務部を新設
	(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。	(2) トップマネジメント機能が有効に發揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。	【経営企画会議等の運営】#2 ○ 平成22年度においては、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を16回開催し、全役員による平成22年度重点目標の指示、事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討、平成23年度計画の策定、お客さまの声制度の検討・実施、平成21年度業績実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。
	(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。	(3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。	【業務間の連携強化】#3 ○ 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るために検討を実施している。 《添付資料：2, 3》

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取組んだ。 ○ 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にP D C Aサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行った。 ○ 貸付債権の回収業務を担当している管理部と年金貸付部が連携し、司法書士を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を次のとおり開催し、職員の専門性の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「担保権者の任意処分における留意点」（平成22年9月） ・ 「時効管理について」（平成23年2月） ○ 共済部と情報システム部が連携し、退職手当共済事業の業務委託先が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAM N E T操作説明会を開催し、退職手当共済事業における電子届出システムの利用率の向上を図るため、実際にパソコンを使用した操作の説明を行った。 ○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、災害復旧貸付の実施や被害を受けた皆さんへの特別措置について周知を図った。 また、お客さまの返済相談、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 【平成23年東日本大震災に関する特別相談窓口】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、医療施設向けの融資の返済等に関するご相談 ・ 福祉施設等経営者向けの融資等に関するご相談 ・ 医療施設等経営者向けの融資等に関するご相談 ・ 年金受給者向けの小口資金等に関するご相談 ・ 年金住宅融資等利用者向けの返済等に関するご相談 ・ 退職手当共済事業の手続き、各種届、退職手当金のご請求等に関するご相談

評価の視点等	自己評定	S	評価項目 1	評 定	S
	<p>トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、全役員による平成22年度重点目標の指示、事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討、平成23年度計画の策定、お客さまの声制度の検討・実施、平成21年度業績実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等の重要な案件に対し迅速かつ的確に経営判断した。</p> <p>また、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効率的かつ効果的な業務運営の実施を図るとともに、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示し、同時に組織内のインターネットを通じて、経営企画会議の資料、理事長所感及び議事録を全職員に発信し、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進した。</p> <p>民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成21年4月に設置した「民間活動応援本部」の下部組織として、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るための検討を実施している。さらに、顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取組んだ。</p> <p>一方、業務運営体制の整備については、平成22年4月から理事を削減（役員ポスト▲1名）するとともに、年金貸付部及び大阪支店の再編（課長ポスト▲2名）による組織のスリム化を図るなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進した。</p> <p>さらに、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止等により、管理職ポストを削減（部長ポスト▲2名、次長ポスト▲1名、課長ポスト▲2名）するとともに、現業部門の強化と事務処理の効率化を図った。また、債権管理及び経営支援におけるノウハウを共有化し、きめ細かい顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室を統合することを決定した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、災害復旧貸付の実施や被害を受けた皆さまへの特別措置について周知を図った。また、お客さまの返済相談、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進することができた。また、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制の確立を推進することができた。さらに、平成23年3月の東日本大震災において被災された皆さまに対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図るなど、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に資する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。</p> <p>業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化を図るなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境を整備している。</p> <p>顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設し、顧客のニーズに基づく改善活動を推進している。</p> <p>平成22年4月から理事や管理職ポストを削減するなど、組織のスリム化を図っている。また、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編等により、管理職ポストを大幅に削減するとともに、管理部門から現業部門に人員を充当することにより、利用者サービスの強化と事務処理の効率化を図ることを決定している。</p> <p>東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてるべき姿を示していると評価する。</p> <p>以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事長の経営姿勢である「お客さま目線」が徹底されている。 ○ 理事長による業務全体の把握とリーダーシップは卓越しており、業務運営の合理化が進んでいる。 ○ 組織内のインターネットを通じて、経営企画会議の内容や理事長所感が全職員に対して発信され、業務の適正執行及び組織内における問題意識の共有化、ガバナンスの推進を図っている。 ○ 民間から就任した理事長の経営姿勢である「お客さま目線」という視点を活用する工夫がなされており、「お客さまの声」制度の創設などが業務改善につながっている。 ○ 福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制（組織のスリム化）が昨年度より更に整備されている。 ○ 組織の再編等により役員・管理職のポストを削減し、業務の効率化を実現している点も高く評価できる。 ○ 管理部門の人員を現業部門に充当するなど、より効率的な運営姿勢がうかがえる。 ○ 顧客サービスの質の向上に関する努力も認められる。 ○ 東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ 		
[評価の視点]	[実績：○]				
○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度においては、理事の削減を図るとともに、年金貸付部住宅収納課を年金業務課に統合並びに大阪支店の福祉契約課と医療契約課を統合し、契約課を新設するなど、組織改正を行った。 				

	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、総務部、企画指導部、情報システム部の管理部門の統合・再編、業務管理課の廃止（当該業務は企画室と監査室に移管）、大阪支店の管理部門（総務課）の廃止、助成事業部支援課と評価課の統合を行うことを決定した。 債権管理及び経営支援におけるノウハウを共有し、きめ細かい顧客等のサポート体制の強化を図るため、管理部と経営支援室の統合を行うことを決定した。 ※ 業務実績P1【組織のスリム化等】#1参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> トップマネジメントを補佐する経営企画会議を効率的かつ効果的に開催し、全役員による平成22年度重点目標の指示、事業仕分けを踏まえた機構改革案の検討、平成23年度計画の策定、お客さまの声制度の検討・実施、平成21年度業績実績評価の検証、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の貸付金利の検証等を実施したほか、QMSに基づき定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視を行った。 ※ 業務実績P1【経営企画会議等の運営】#2参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るために検討を実施している。 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取組んだ。 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にPDCAサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行った。 貸付債権の回収業務を担当している管理部と年金貸付部が連携し、司法書士を講師に招き、当該部署の職員を対象にした勉強会を次のとおり開催し、職員の専門性の向上を図った。 「担保権者の任意処分における留意点」（平成22年9月） 「時効管理について」（平成23年2月） 共済部と情報システム部が連携し、退職手当共済事業の業務委託先が開催する共済契約者向けの実務研修会の開催に合わせて、WAMNET操作説明会を開催し、退職手当共済事業における電子届出システムの利用率の向上を図るため、実際にパソコンを使用した操作の説明を行った。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、災害復旧貸付の実施や被害を受けた皆さんへの特別措置について周知を図 	<p>細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示している。</p> <p>○ 役職員の意思の統一ができたからこそ、東日本大震災における迅速かつ適切な対応が図ることができたと考える。</p>
--	---	---

<p>■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>った。また、お客さまの返済相談、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>※ 業務実績P1【業務間の連携強化】#3参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人業務に対する国民のニーズを把握して業務改善を図る取組、または、職員の積極的な貢献を促すための取組については、次のとおり実施した。 a 平成20年10月に経営理念を策定し、国民の皆様へ発信することにより、当機構の目指す方向性を明確に示し、また、職員間の目標の統一・共有化が図ことができ組織力の向上を実現したところであり、平成22年度においては、理事長の指示に基づき、経営理念を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を設定した。 b 経営理念の具体化策の一つとして、理事長以下の役職員がお客さまを直接訪問し、当機構の融資先、助成先の法人が事業を順調に実行しているかを確認するとともに、現地の責任者、指導者等のトップがどのような問題意識を持ち、どのような支援を望んでいるのかといった生の声を聞くことにより、今後の当機構のあり方、存在意義、必要性を確立していく中で活用することとした。 c 民間活動応援宣言の具体化に向けて、平成23年1月から福祉と医療の連携を支援するための「事業間連携強化プロジェクト」及び強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求するための「働きがいのある職場づくりプロジェクト」をそれぞれ立上げ、機構の総合力の強化を図るために検討を実施している。 d 顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客さまの声」制度を創設（平成22年7月）し、可能なものから業務改善に取組んだ。 e 各事業において、アンケート調査等を通じて顧客満足度調査を実施し、国民のニーズの把握に努めるとともに、調査結果に基づき業務の継続的な改善を図ることとした。 f QMSの運用の効率化、有効性の向上を図り、業務上の課題、顧客からのニーズ等に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行い、効率的かつ効果的な業務運営を実施した。 g 各事業部門は経営理念や中期計画と連携して平成22年度の業務目標を定めるとともに、人事評価制度を活用して各職員の個人目標として展開した。これらの組織目標及び個人目標の進行管理については、QMS及び人事評価制度に基づき適切に実施した。 h 人事評価結果に基づく処遇への反映に当たっては、給与においても人事評価結果による格差を設け、成果をあげた職員の能力や実績の評価を明確にすることにより、職員が高い士気を持って職務に励むことが可能となった。 i 各業務の特性に応じて、より専門性の高い職員の育成を目指すため、担当業務に必要な知識・技術の習得等を目的として各種研修（OJT・Off-JT）を実施した。 j 平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動を活性化するとともに、職員の意識改革・意欲向上を実現した。 	
---	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するためは正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うとともに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等の抽出・管理を行う。</p> <p>また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 【品質マネジメントシステムの運用等】#4 ○ QMSが効果的に運用されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し（平成22年6月～9月）、是正・予防処置の充実、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うとともに、同監査において業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的改善活動を推進した。 ○ 各部における業務改善の更なる活性化を目的に、係長・主査及び係員を対象にした職階別のQMS研修を開催した。 《添付資料：4》 ○ 平成22年3月に策定した「リスク対応計画」における各部の対応状況等について、進捗確認を行うために、平成22年10月にリスク管理委員会を開催した。 ○ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に事業継続計画を策定した。 その後、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等に基づき、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することになった。 《添付資料：5》 ○ 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めた。 《添付資料：6》 ○ 独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程に基づき、平成22年4月に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、同年12月に同委員会を開催し、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。 《添付資料：7》 ○ 機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るために、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始した。 【業務改善活動の活性化】#5 ○ 平成22年9月に改善アイデアの募集を行い（応募総数18件）、優良提案の選定、提案実現に向けての取組を行った。 ○ 平成20年度に提案された改善アイデアのうち、「資格取得支援制度」については、平成22年度から導入し、専門性の高い職員を育成・確保を図った。 また、平成22年度に提案のあった「機構業務へのGIS（地理情報システム）の活用」については、提案者から全役職員を対象に同提案内容及び機構業務に与える有効性についての説明会を開催した。 なお、同GIS（地理情報システム）については、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の位置情報の把握に活用することができた。 《添付資料：8》</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>なお、平成23年4月10日にISO9001認証期限を迎えることから、運用の成果等を踏まえ認証更新の要否を検討し、更新を行う場合は、更新審査への対応を行う。</p> <p>さらに、業務管理手法の充実を図るために、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコストを把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新することができた。 <p>【業務管理手法の改善等】#6</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとのコストを把握・分析し業務管理手法の充実に向けての検討材料とした。
	(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。	(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。	<p>【ALMシステムの活用】#7</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度においては、平成21年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。 　　なお、ALM分析の結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮小しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。 ○ ALMを活用し、平成23年度予算要求（償還期間を30年に延長）及び財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。 ○ リスク管理債権比率推計モデルを活用し、リスク管理債権比率の推計を実施した。
	(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。	(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成21年度に実施した自己点検の結果を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。	<p>【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティに関する自己点検結果等に基づき、情報システムデータの漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティの強化を図るとともに、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題の抽出を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 ○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために実施した自己点検調査結果（平成21年度：職員向け、平成22年度：幹部職員向け）を踏まえ、セキュリティ上特に重要な事項について洗い出し、全役職員に周知を図るため、新しい取組みとしてe-ラーニング形式による情報セキュリティ研修を実施した。 ○ 平成21年度に策定した「個人情報保護マニュアル」の遵守状況を把握するために、職員に対してアンケート調査を実施し、その分析結果をもとに「個人情報保護マニュアル」の見直しを行うとともに、個人情報保護の取組強化として、個人情報保護方針を策定した。 <p>《添付資料：9》</p>

評価の視点等	自己評定	S	評価項目 2	評 定	S	
	<p>ISO9001に基づく品質マネジメントシステムが効果的に運用されているかを確認するため、全部署を対象に内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等を抽出した上で、フォローアップを行うとともに、同監査において業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的改善活動を推進した。</p> <p>また、平成23年4月にISO9001の認証の有効期限が到来することに伴い、審査登録機関による更新審査を平成23年2月に受審し、同年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新することができた。</p> <p>機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成22年10月にはリスク管理委員会を開催し、各部の対応状況等について進捗確認を行うとともに、評価方法や計画見直しなどについて検討した。</p> <p>なお、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に「事業継続計画」を策定した。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画に基づき、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができた。</p> <p>さらに、内部統制の取組の一環として、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、ガバナンス体制の更なる強化を図った。</p> <p>また、平成22年度においては、平成21年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮小しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。</p> <p>さらに、業務改善活動の活性化を図ることを目的に平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を平成22年度においても効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図った。</p> <p>個人情報保護の取組については、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルに基づき、個人情報の適切な管理及び保護を行っているが、職員に対して実施した個人情報保護に対するアンケート調査結果を踏まえ、同マニュアルを見直すとともに、個人情報保護方針を策定するなど、個人情報保護に関する更なる強化を図った。</p> <p>また、情報セキュリティに関する自己点検結果等に基づき、セキュリティの強化を図るとともに、セキュリティ上特に重要な事項について洗い出し、全役職員に周知を図るため、新しい取組みとしてe-ラーニング形式による情報セキュリティ研修を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じて、継続的な改善活動を推進するとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスクについては、平成21年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応することができた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、平成23年2月に策定した事業継続計画に基づき、速やかに緊急対策業務を実施することができた。</p> <p>また、内部統制の取組の一環として、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、ガバナンス体制の更なる強化を図るなど、業務管理（リスク管理）の充実に資する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>	S	(委員会としての評定理由)	<p>ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、継続的な業務改善活動を推進している。また、平成23年3月に審査登録機関より「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、認証を更新している。</p> <p>改善アイデア提案制度を効果的に運営しており、これにより職員の創意工夫による改善活動を活性化させ、職員の意識改革・意欲の向上を実現している。</p> <p>業務上のリスクについては、平成21年度に策定した「リスク対応計画」に基づき対応しており、平成22年10月にはリスク管理委員会を開催し、各部の対応状況等について進捗確認を行うとともに、評価方法や計画見直しなどについて検討している。</p> <p>平成23年2月に「事業継続計画」（BCP）を策定しており、その後、同年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画に基づき、理事長の指示のもと、緊急対策業務を実施している。</p> <p>内部統制の整備に関する取組みとして、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、理事長を中心としたガバナンス体制の更なる強化を図っている。</p> <p>以上のように、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務管理及びリスク管理に積極的に取組み、PDCAサイクルを用いて、お客様目線に立った継続的な業務改善活動を推進していることは高く評価できる。 ○ ISO9001に基づく品質マネジメントシステムは有効に機能しており、業務改善活動も活発に推進されている。 ○ ISO9001の更新審査を受審し、審査登録機関より高い評価を受け、認証を更新することができている。 ○ リスク管理を積極的に行うとともに、職員の創意工夫を業務改善に活用するなど、職員の意識づけが徹底している。 ○ 職員の声を活かす業務改善活動において、優良提案を選定し、それを実現するなど、組織が一体となって業務管理の充実に取組んでいる点も評価できる。 ○ コンプライアンス委員会の設置など、リスクに対する対応が進んでいる。

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ QMSの運用等を通じ、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図った。また、QMS内部監査において、必要な提案等を実施するとともに、各部における業務改善の推進等に向けた積極的な取組を確認することができた。 ・ 平成23年2月に審査登録機関による更新審査を受審し、「非常に水準の高いQMSが構築されている。」と評価され、平成23年3月に認証を更新することができた。 ・ 平成22年3月に策定した「リスク対応計画」における各部の対応状況等について、進捗確認を行うために、平成22年10月にリスク管理委員会を開催した。 ・ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため、平成23年2月に事業継続計画を策定した。 その後、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等を踏まえ、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施することができた。 ・ 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員等の法令の遵守における基本方針を定めた。 ・ 独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程に基づき、平成22年4月に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、同年12月に同委員会を開催し、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。 ・ 機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始した。 <p>※ 業務実績P6【品質マネジメントシステムの運用等】#4参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善アイデア提案制度の運用を通じ、職員から寄せられた業務改善に関する提案について、その実現に向けての取組を行った。 なお、平成20年度に提案された改善アイデアのうち、「資格取得支援制度」については、平成22年度から導入し、専門性の高い職員を育成・確保を図った。 ・ また、平成22年度に提案のあった「機構業務へのGIS（地理情報システム）の活用」については、提案者から全役職員を対象に同提案内容及び機構業務に与える有効性についての説明会を開催した。 なお、同GIS（地理情報システム）については、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の位置情報の把握に活用することができた。 <p>※ 業務実績P6【業務改善活動の活性化】#5参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度実績に基づき、業務活動単位の費用対効果分析を行い、業務プロセスごとの 	
---	--	--

	<p>コストを把握・分析し業務管理手法の充実に向けての検討材料とした。 ※ 業務実績P7【業務管理手法の改善等】#6参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、平成21年度決算に基づき、ALM分析（マチュリティラダー分析、デュレーションギャップ分析）を実施した。 なお、ALM分析の結果、貸付金の回収と借入金の返済とのキャッシュフローのミスマッチ（デュレーションギャップ）は、対前年度比で縮小しており、将来の金利変動リスクによる財務への影響は低下していることを確認した。 ALMを活用し、平成23年度予算要求（償還期間を30年に延長）及び財投機関債の発行等のタイミングに合わせ、シナリオ分析を実施した。 リスク管理債権比率推計モデルを活用し、リスク管理債権比率の推計を実施した。 ※ 業務実績P7【ALMシステムの活用】#7参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に策定した「個人情報保護マニュアル」の遵守状況を把握するために、職員に対してアンケート調査を実施し、その分析結果をもとに「個人情報保護マニュアル」の見直しを行うとともに、個人情報保護の取組強化として、個人情報保護方針を策定した。 ※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照 情報セキュリティに関する自己点検結果等に基づき、情報システムデータの漏えい事故の発生を未然に防ぐことを目的として、外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティの強化を図るとともに、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題の抽出を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 情報セキュリティ対策の実施状況を把握するために実施した自己点検調査結果（平成21年度：職員向け、平成22年度：幹部職員向け）を踏まえ、セキュリティ上特に重要な事項について洗い出し、全役職員に周知を図るため、新しい取組みとしてe-ラーニング形式による情報セキュリティ研修を実施した。 ※ 業務実績P7【個人情報保護の徹底及び情報セキュリティ対策の充実】#8参照 <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P38「内部統制」参照</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。 <ul style="list-style-type: none">・ 福祉医療貸付事業・ 福祉保健医療情報サービス事業・ 退職手当共済事業・ 年金担保貸付事業・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。 <ul style="list-style-type: none">・ 福祉医療貸付事業・ 福祉保健医療情報サービス事業・ 退職手当共済事業・ 年金担保貸付事業・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。 ① 平成21年度における「福祉保健医療情報サービス事業の業務・システム最適化計画」の実施状況を踏まえつつ、更なる効率化に向けて計画の見直しを行う。 ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る外部委託業務の適正な管理を行うため、入力作業等委託業務の調達を実施し、調達済みのシステム運用保守業務との円滑な業務連携の支援を実施する。 ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の利用率向上を図る。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9 <ul style="list-style-type: none">○ WAM NETについては、厚生労働省省内事業仕分けの結果、並びに、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、重複する行政情報等、見直しが必要なコンテンツの検討を行った。○ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積りができる、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。○ 委託事業者が変更となった退職手当共済事業等の入力作業等業務については、円滑な移行を行うため、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。○ 福祉医療貸付事業の貸付先が毎年度提出する事業報告書等の電子報告システムについて、報告機能の改善やシステム画面に注意事項を追加するなどの機能改善を行い、平成22年7月から運用を開始した。○ 退職手当共済事業において、電子届出システムを利用して掛金納付対象職員届を提出した共済契約者の意見を踏まえ、電子届出システムの改善点を取りまとめのうえ、システムを改善し、操作性の向上を図った。 <p>《添付資料：10》</p>
(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。	(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。	(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。	【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10 <ul style="list-style-type: none">○ 福祉医療経営指導事業については、診断用散布図の改善や分析対象施設を追加するなど分析機能の強化を図るため、平成22年6月に経営分析システム等の改修を実施した。○ 福祉医療貸付事業については、保証人免除に係るオンコスト方式の導入等融資条件の変更への対応を図るため、平成23年1月に貸付総合電算システムの改修を実施した。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準法改正により、時間外労働の割増賃金率の引上げが制度化されたことに対応するため、平成22年12月に稟議・決裁システムの改修を実施した。
(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。	(3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とし、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。	(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るために、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。	<p>【情報化推進体制の強化等】#11</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年5月に選定した情報化統括責任者（CIO）補佐官の契約期間が平成22年7月に満了したことにより、引き続き、情報化推進体制の強化を図るため、平成22年8月に情報化統括責任者（CIO）補佐官を企画競争にて選定した。 ○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として平成23年度情報化推進計画等を策定した。 <p>【IT技能の習得】#12</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、情報管理課職員向けの課内勉強会を8回実施するとともに、教育訓練手順書に基づき、外部研修を20回受講した。 ○ 機構内の情報システムに潜む課題抽出と対応を検討するワークショップを22回開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。
	(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。	(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るために、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	<p>【職員研修の実施】#13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を27回（受講者：130名）実施した。 ○ 情報システム利用部門職員向けに、情報システム開発・改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、平成22年6月に情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修（受講者：24名）を実施した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 3	評 定	A
	<p>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積りができる、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲15百万円）を図ることができた。また、委託事業者が変更となった退職手当共済事業等の入力作業等業務については、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。</p> <p>福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、利用者の意見を踏まえた機能改善を実施し、利用者の利便性の向上を図った。その結果、同システムの利用率は、福祉医療貸付事業の事業報告書においては64%（前年度55%）、退職手当共済事業の掛金届等においては81%（前年度79%）とそれぞれ向上し、機構の業務の効率化に寄与した。業務システム・最適化計画以外のシステムについては、福祉医療経営指導事業において、診断用散布図の改善や分析対象施設を追加するなど分析機能の強化を図るために、平成22年6月に経営分析システム等を改修し、また、福祉医療貸付事業において、保証人免除に係るオンコスト方式の導入等融資条件の変更への対応を図るため、平成23年1月に貸付総合電算システムの改修、さらに、労働基準法改正により、時間外労働の割増賃金率の引上げが制度化されたことに対応するため、平成22年12月に裏議・決裁システムを改修するなど、機構の業務を効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>一方、情報化推進及び情報システム運用（保守）管理の向上を図るため、外部研修を20回受講するとともに、機構職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を27回（受講者130名）実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図ることができた。</p>	A		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲15百万円）を図ることができている。</p> <p>福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムについては、利用者の意見を踏まえた機能改善を実施し、利用者の利便性の向上を図っている。</p> <p>福祉医療機構の職員のITスキル向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を27回（受講者130名）実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。</p> <p>以上のように、業務・システム最適化計画の着実な推進により業務の効率化に寄与するとともに、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	A
[評価の視点]	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAM NETについては、厚生労働省省内事業仕分けの結果、並びに、見直しの基本方針に基づき、重複する行政情報等、見直しが必要なコンテンツの検討を行った。 ・ 業務・システム最適化計画に基づき、退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達にあたって、応札事業者が公平な見積りができる、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件を設定するとともに、サービスレベルを設定し安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成するなどの支援を行った。これにより、安定した質の高い業務を実現可能な業者を選定するとともに、コストの縮減（約▲15百万円）を図ることができた。 ・ 委託事業者が変更となった退職手当共済事業等の入力作業等業務については、円滑な移行を行うため、CIO補佐官の支援を受け作成した実施計画書点検リストに基づき、業務運営のスケジュールや体制内容が適正に明記されているか実施計画書の内容を点検するなど、作業実施に必要な支援を行った。 			<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの効率化と情報化を適切に推進している。 ○ 業務・システム最適化計画は順調に推進されている。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき、委託業務調達を行った結果、費用の抑制を図ることができている。 ○ 積極的な勉強会の実施、外部の研修会への参加など、IT技術に精通した人材育成に努めている。 ○ 情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を実施し、職員のITに関する技能の向上を図っている。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業の貸付先が毎年度提出する事業報告書等の電子報告システムについては、報告機能の改善やシステム画面に注意事項を追加するなどの機能改善を行い、平成22年7月から運用を開始した。 ・ 退職手当共済事業において、電子届出システムを利用して掛金納付対象職員届を提出した共済契約者の意見を踏まえ、電子届出システムの改善点を取りまとめのうえ、システムを改善し、操作性の向上を図った。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画に基づく効率化等】#9参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導事業については、診断用散布図の改善や分析対象施設を追加するなど分析機能の強化を図るため、経営分析システム等の改修を実施した。 ・ 福祉医療貸付事業については、保証人免除に係るオンコスト方式の導入等融資条件の変更への対応を図るため、貸付総合電算システムの改修を実施した。 ・ 労働基準法改正により、時間外労働の割増賃金率の引上げが制度化されたことに対応するため、稟議・決裁システムの改修を実施した。 ※ 業務実績P11【業務・システム最適化計画以外のシステムの改善】#10参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年5月に選定した情報化統括責任者（CIO）補佐官の契約期間が平成22年7月に満了したことに伴い、引き続き、情報化推進体制の強化を図るために、平成22年8月に情報化統括責任者（CIO）補佐官を企画競争にて選定した。 ・ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として平成23年度情報化推進計画等を策定した。 ※ 業務実績P12【情報化推進体制の強化等】#11参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進計画及びQMSの教育訓練手順書に基づき外部研修を受講するとともに、機構内の情報システムに潜む課題抽出と対応を検討するワークショップを開催し、自主的な取り組みの中でIT技術に精通した人材の育成を図った。 ※ 業務実績P12【IT技能の習得】#12参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進計画に基づき、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修を計画的に実施するとともに、情報システム利用部門職員向けに、情報システム開発・改修における主体的関与事項に関するノウハウ習得を目的として、情報化統括責任者（CIO）補佐官による研修を実施した。 ※ 業務実績P12【職員研修の実施】#13参照 	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																
2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。	2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。	2 経費の節減 【業務の外部委託の活用】#14 ○ 福祉医療貸付事業の貸付先から提出される事業報告書の決算データ等の入力作業において、外部委託（アウトソーシング）を活用した。																																																
(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 また、一者応札、一者応募に係る対応については、入札等参加要件の緩和など必要な措置を講じる。	【随意契約の適正化】#15 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表している。なお、同計画に基づく取組状況については、次表のとおりである。 <p style="text-align: right;">(単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成20年度実績 (参考)</th> <th colspan="2">平成22年度実績</th> <th colspan="2">見直し計画 (参考)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(47.4%) 37</td> <td>(34.3%) 15.8</td> <td>(69.4%) 34</td> <td>(41.7%) 6.8</td> <td>(59.0%) 46</td> <td>(77.7%) 35.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(24.4%) 19</td> <td>(11.7%) 5.4</td> <td>(16.3%) 8</td> <td>(30.8%) 5.0</td> <td>(33.3%) 26</td> <td>(14.5%) 6.7</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約 (小計)</td> <td>(71.8%) 56</td> <td>(4.6%) 21.1</td> <td>(85.7%) 42</td> <td>(72.5%) 11.7</td> <td>(92.3%) 72</td> <td>(92.2%) 42.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のない 随意契約</td> <td>(28.2%) 22</td> <td>(54.0%) 24.8</td> <td>(14.3%) 7</td> <td>(27.5%) 4.5</td> <td>(7.7%) 6</td> <td>(7.8%) 3.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> <td>(100%) 49</td> <td>(100%) 16.2</td> <td>(100%) 78</td> <td>(100%) 46.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約等見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、ホームページにおいて公表済みである「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図った。 [1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策] <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること（国における「予算決算及び会計令」等においては10日間） ・ 資格要件について不当に新規の競争参加者を制限する要件（官公庁の業務実績等）を設定しないこと 等 ○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、当機構の契約審査会において、少額隨契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査 	区分	平成20年度実績 (参考)		平成22年度実績		見直し計画 (参考)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(69.4%) 34	(41.7%) 6.8	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7	企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(16.3%) 8	(30.8%) 5.0	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7	競争性のある契約 (小計)	(71.8%) 56	(4.6%) 21.1	(85.7%) 42	(72.5%) 11.7	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4	競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(14.3%) 7	(27.5%) 4.5	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6	合計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 49	(100%) 16.2	(100%) 78	(100%) 46.0
区分	平成20年度実績 (参考)		平成22年度実績		見直し計画 (参考)																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																													
競争入札等	(47.4%) 37	(34.3%) 15.8	(69.4%) 34	(41.7%) 6.8	(59.0%) 46	(77.7%) 35.7																																													
企画競争・公募	(24.4%) 19	(11.7%) 5.4	(16.3%) 8	(30.8%) 5.0	(33.3%) 26	(14.5%) 6.7																																													
競争性のある契約 (小計)	(71.8%) 56	(4.6%) 21.1	(85.7%) 42	(72.5%) 11.7	(92.3%) 72	(92.2%) 42.4																																													
競争性のない 随意契約	(28.2%) 22	(54.0%) 24.8	(14.3%) 7	(27.5%) 4.5	(7.7%) 6	(7.8%) 3.6																																													
合計	(100%) 78	(100%) 46.0	(100%) 49	(100%) 16.2	(100%) 78	(100%) 46.0																																													

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																								
<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>し、特定の者に有利とならないよう徹底すること</p> <p>③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと</p> <p>○ 契約に係る第三者の監視強化の観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について、チェックを受けた。</p> <p>(参考) 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人の随意契約に関して「会計監査人の監査において厳正な（又は徹底的な）チェック」の要請がなされたことに対し、日本公認会計士協会より、平成20年2月13日付「独立行政法人の随意契約について」において「監査法人は、財務諸表監査の枠内で実施できることについて既に厳正に対応しているところであり、入札・契約のそもそもその適正性や法人運営における資金の無駄遣いについて、直接的に会計監査チェックや判断をすることは、財務諸表監査の性質から範囲を超えるものである」との見解が示された。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成22年5月26日総務省行管局長から各府省官房長宛て事務連絡）により、平成22年度においても引き続き各独立行政法人に監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を存置することとされたことから、平成23年2月22日に同委員会の点検を受けた。</p> <p>○ 前記の契約監視委員会（平成23年2月22日開催）においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成21年度契約</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約※</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度契約予定案件</td> <td>一者応札・一者応募</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td align="right" colspan="2">合 計</td> <td>44件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成22年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったもの対象とした。</p> <p>[点検の観点]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>点検の観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td> <td>・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td> </tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td> <td>・真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td> </tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘としては、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用保守契約について、一般論であるが、複数年契約にすることで、より安価となる可能性があるので、検討いただきたい。 ・業務システムの採用にあたっては、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を行うことにより、その後の運用保守等に係る契約について、競争性が確 	区分	件数	平成21年度契約	競争性のない随意契約	4件	一者応札・一者応募	23件	平成22年度契約※	競争性のない随意契約	6件	一者応札・一者応募	10件	平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募	1件	合 計		44件	区分	点検の観点	随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性
区分	件数																										
平成21年度契約	競争性のない随意契約	4件																									
	一者応札・一者応募	23件																									
平成22年度契約※	競争性のない随意契約	6件																									
	一者応札・一者応募	10件																									
平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募	1件																									
合 計		44件																									
区分	点検の観点																										
随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																										
一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																										

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																				
			保されるよう検討いただきたい。																				
(3)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。	(3) 每年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。	(3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。	<p>【業務方法の改善等による事務効率化】#16</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便料金等の削減を図るために、新規の郵便商品の導入など郵送方法の見直しを行い、平成22年9月より実施した。（約1,778万円節減） ○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。（約98万円節減） ○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等を徹底し、コピー機保守料を節約した。（約547万円節減） ○ コピー用紙の削減（約177万円）及びファイルなどの紙製品を削減（約274万円）した。 ○ 事務所の賃貸交渉を実施し、大阪支店の事務所賃料を削減した。（約311万円） ○ 外部倉庫の価格交渉を行い、平成23年1月から引き下げを実施した。（約51万円節減／3か月分） ○ 旅費については、旅行パックの利用等による削減（約357万円）及びタクシー利用の厳格化により削減（約333万円）した。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る事務の効率化を図った。（約177万円節減） ○ システム運用の業務の効率化及び迅速化を図るため、利用者からの申請に伴うデータ修正手続きの自動化を図った。 ○ 退職手当共済事業において、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、退職共済電子届出システムを利用していない共済契約者（3,475法人）に対して利用促進を図った結果、454法人が新たに電子届出システムを利用することとなった。 																				
	(4)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予	(4)一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める	<p>【一般管理費等の節減】#17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度においては、平成19年度予算と比べて14.5%縮減した予算を策定した <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平成19年度 (予算)</th> <th rowspan="2">平成20年度 (実績)</th> <th rowspan="2">平成21年度 (実績)</th> <th colspan="2">平成22年度</th> </tr> <tr> <th>(予算)</th> <th>(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>6,319</td> <td>5,768</td> <td>5,534</td> <td>5,403</td> <td>4,936</td> </tr> <tr> <td>節減率</td> <td>—</td> <td>▲8.7%</td> <td>▲12.4%</td> <td>▲14.5%</td> <td>▲21.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を</p>	区分	平成19年度 (予算)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度		(予算)	(実績)	金額	6,319	5,768	5,534	5,403	4,936	節減率	—	▲8.7%	▲12.4%	▲14.5%	▲21.9%
区分	平成19年度 (予算)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)					平成22年度															
				(予算)	(実績)																		
金額	6,319	5,768	5,534	5,403	4,936																		
節減率	—	▲8.7%	▲12.4%	▲14.5%	▲21.9%																		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとすること。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>とともに、更なる経費の削減への取組を行う。</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確實に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>【給与水準の検証結果】#19</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の給与水準の適切性に係る検証を行うとともに、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で平成23年6月に公表した。 <p>«添付資料：11»</p>

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 4	評 定	A
	<p>随意契約の適正化については、平成22年4月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成22年度において7件にまで減少することができた。また、機構ホームページに公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組を行い、競争性、透明性一層の確保を図った。さらに、平成21年度に引き続き、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年2月22日に開催し、契約について点検を受けた。</p> <p>一般管理費等の節減については、システム開発費や運用保守経費といったシステム関連経費の抑制や冗費削減の取組みにより、平成22年度予算（平成19年度予算と比べて14.5%縮減）の縮減幅を上回る21.9%の額を節減することができた。</p> <p>また、業務の効率化及び経費の節減の観点から、会議資料のペーパーレス化、リーフレット等の発行の見直しを行うとともに、郵便料金、電気使用料、印刷費及び外部倉庫費用の実情を把握したうえで、各費用の節減などに取組み、コストの節減を図った。具体的な効果としては、郵便料金については、新規の郵便商品の導入など郵送方法を見直すことにより、平成21年度と比較して約1,778万円、電気使用料については、使用していない部分の消灯の徹底、電灯の間引きなどを通じ、平成21年度と比較して15%削減にあたる約98万円を削減した。さらに、コピー機保守料やパンフレット等の印刷経費で約1,175万円、事務所の賃料及び外部倉庫費用の見直しにより約515万円（年間換算）、旅費等の見直しにより約690万円など、合計で約4,256万円のコスト節減を実現することができた。また、限られた資源を有効に活用するという観点から、エコ対策に対しても一定の効果があったものと思われる。</p> <p>人件費の削減については、組織のスリム化、常勤職員数の抑制により、平成17年度との比較で13.0%削減するとともに、機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、その結果と今後講ずる措置を機構ホームページ上で公表した。</p>	A		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般管理費等の節減については、平成22年度予算（平成19年度予算と比べて14.5%縮減）の縮減幅を上回る21.9%の額を節減している。</p> <p>会議資料のペーパーレス化、リーフレット等の発行の見直しを行うとともに、郵便料金、電気使用料、印刷費及び外部倉庫費用の節減などに取組み、これを実現するとともに、各職員においてコスト意識が徹底されている。</p> <p>人件費の削減については、平成17年度との比較で13.0%削減するとともに、福祉医療機構の給与水準の適切性に係る検証を行い、福祉医療機構のホームページ上で適切に公表している。</p> <p>随意契約の適正化については、平成22年4月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施している。</p> <p>以上のように、一般管理費等について予算の縮減幅を大幅に上回る節減を実施するとともに、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の適正化を着実に実施するなど、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	A
<p>【数値目標】</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>③ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</p>	<p>① 一般管理費等については、システム開発費や運用保守経費といったシステム関連経費の抑制や冗費削減の取組みにより、平成22年度予算（平成19年度予算と比べて14.5%縮減）の縮減幅を上回る21.9%の額を節減することができた。</p> <p>※ 業務実績P17【一般管理費等の節減】#17参照</p> <p>② 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行ってきた結果、平成17年度との比較で13.0%削減した。</p> <p>※ 業務実績P18【人件費の削減】#18参照</p> <p>③ 対国家公務員指数は、本俸引下げ等の給与体系の見直しや組織のスリム化を進めてきた結果、遅減傾向にあり、平成22年度における年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は102.2ポイント（対前年度▲1.3ポイント）となった。</p>		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経費の節減を適切に推進している。 ○ 通常業務におけるきめ細かい効率化対策（郵便及び電気使用料の見直し、会議資料のペーパーレス化など）が功を奏している。 ○ 中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（13.0%）を達成している。 ○ 職員の給与水準も、年々、国家公務員のレベルに近づいている。 ○ 一人当たり人件費は国家公務員をやや上回っているが、人件費削減（13.0%）を達成しているということは、経営努力を行っている成果と評価できる。 ○ 徹底した事務の効率化によるコスト削減、人件費削減など、全役職員の共通認識のもので経費を節減している点を高く評価する。 ○ 随意契約等見直し計画に基づく取組を着実に実施し、契約の透明性を確保している。 <p>（業務への提言・その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務方法の改善及び業務の効率化は、継続して進める必要がある。 ○ 経費の節減の努力が行われているが、更なる節減を期待する。 		

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。 ○ 隨意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様） <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 契約事務手續に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。 ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。 ○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。 ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ入力、提出書類の点検等の業務の一部について、外部委託（アウトソーシング）を有効に活用し、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P15【業務の外部委託の活用】#14参照 <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>[実績：○]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P25「契約」参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る事務の効率化を図った。 ・ システム運用の業務の効率化及び迅速化を図るため、利用者からの申請に伴うデータ修正手続きの自動化を図った。 ・ 退職手当共済事業において、共済契約者及び機構の事務負担軽減のために、退職共済電子届出システムを利用していない共済契約者（3,475法人）に対して利用促進を図った結果、454法人が新たに電子届出システムを利用するようになった。[利用率81%（前年度79%）] ※ 業務実績P17【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり節減することができた。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便料金等の削減を図るため、新規の郵便商品の導入など郵送方法の見直しを行い、平成 	
--	---	--

	<p>22年9月より実施した。（約1,778万円節減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。（約98万円節減） ○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等を徹底し、コピー機保守料を節約した。（約547万円節減） ○ コピー用紙の削減（約177万円）及びファイルなどの紙製品を削減（約274万円）した。 ○ 事務所の賃貸交渉を実施し、大阪支店の事務所賃料を削減した。（約311万円） ○ 外部倉庫の価格交渉を行い、平成23年1月から引き下げを実施した。（約51万円節減／3か月分） ○ 旅費については、旅行パックの利用等による削減（約357万円）及びタクシー利用の厳格化により削減（約333万円）した。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る事務の効率化を図った。（約177万円節減） <p>※ 業務実績P17【業務方法の改善等による事務効率化】#16参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p>	
--	---	--

<p>模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。（政・独委評価の視点） ■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点） <p><input type="radio"/> 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p><input type="radio"/> 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>	<p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P9「組織体制・人件費管理」参照</p>	
---	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																				
第4 業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置 通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置	第3業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置																																																				
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成22事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 125,000,000</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>126,300,000</td></tr></tbody></table>	区分	平成22事業年度	貸付契約額	千円 125,000,000	資金交付額	126,300,000	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成22事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 168,609,100</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>150,815,500</td></tr></tbody></table>	区分	平成22事業年度	貸付契約額	千円 168,609,100	資金交付額	150,815,500	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。 (実績) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>平成22事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付契約額</td><td>千円 168,609,100</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>150,815,500</td></tr></tbody></table>	区分	平成22事業年度	貸付契約額	千円 168,609,100	資金交付額	150,815,500																																		
区分	平成22事業年度																																																						
貸付契約額	千円 125,000,000																																																						
資金交付額	126,300,000																																																						
区分	平成22事業年度																																																						
貸付契約額	千円 168,609,100																																																						
資金交付額	150,815,500																																																						
区分	平成22事業年度																																																						
貸付契約額	千円 168,609,100																																																						
資金交付額	150,815,500																																																						
(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。	<p>【福祉貸付事業の実績】#20</p> <p>○ 平成22年度における貸付審査の実績は、以下のとおりである。</p> <p>《貸付審査の実績》 (単位：百万円)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成22年度</th><th colspan="2">[参考]平成21年度</th><th rowspan="2">伸率(金額)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>老人福祉関係施設</td><td>639</td><td>208,894</td><td>262</td><td>84,075</td><td>248.5%</td></tr><tr><td> うち特別養護老人ホーム</td><td>502</td><td>194,641</td><td>182</td><td>71,865</td><td>270.8%</td></tr><tr><td>児童福祉関係施設</td><td>587</td><td>37,338</td><td>302</td><td>20,287</td><td>184.0%</td></tr><tr><td> うち保育所</td><td>538</td><td>33,177</td><td>277</td><td>18,095</td><td>183.3%</td></tr><tr><td>障害者福祉関係施設</td><td>167</td><td>10,417</td><td>125</td><td>7,589</td><td>137.3%</td></tr><tr><td>その他</td><td>39</td><td>2,890</td><td>10</td><td>495</td><td>583.8%</td></tr><tr><td>計</td><td>1,432</td><td>259,539</td><td>699</td><td>112,446</td><td>230.8%</td></tr></tbody></table> <p>※ 複数の施設を一体的に整備する場合、その件数は主たる施設をもって1件と計上している。</p> <p>※ 経営資金（制度改革及び経済情勢悪化等を含む。）を含んでいる。（平成22年度8件）</p> <p>【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21</p> <p>○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、平成22年度の融資方針を平成22年3月に策定し、機構のホームページにて公表した。</p>	施設の種類	平成22年度		[参考]平成21年度		伸率(金額)	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	639	208,894	262	84,075	248.5%	うち特別養護老人ホーム	502	194,641	182	71,865	270.8%	児童福祉関係施設	587	37,338	302	20,287	184.0%	うち保育所	538	33,177	277	18,095	183.3%	障害者福祉関係施設	167	10,417	125	7,589	137.3%	その他	39	2,890	10	495	583.8%	計	1,432	259,539	699	112,446	230.8%
施設の種類	平成22年度		[参考]平成21年度		伸率(金額)																																																		
	件数	金額	件数	金額																																																			
老人福祉関係施設	639	208,894	262	84,075	248.5%																																																		
うち特別養護老人ホーム	502	194,641	182	71,865	270.8%																																																		
児童福祉関係施設	587	37,338	302	20,287	184.0%																																																		
うち保育所	538	33,177	277	18,095	183.3%																																																		
障害者福祉関係施設	167	10,417	125	7,589	137.3%																																																		
その他	39	2,890	10	495	583.8%																																																		
計	1,432	259,539	699	112,446	230.8%																																																		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																						
			<p>また、各都道府県市の実務担当者を対象とした説明会において、融資方針の内容等を説明したうえで、民生主管部局長あて通知することにより、市町村や社会福祉法人等への周知等を図った。</p> <p>《添付資料：12》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度の融資方針については、厚生労働省関係部署と調整のうえ、平成23年3月に策定した後、機構のホームページにて公表した。 																						
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金の融資について、優遇措置等を講じ実施する。 また、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、平成22年度予算においては、 ① ユニット型特別養護老人ホームで25年の償還期間が認められたこと ② 社会福祉法人にオンコスト方式の保証人免除制度の導入が認められたこと から、これらの円滑な導入を図る。	<p>【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金の融資について、次のとおり優遇措置等を講じて実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ b 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ c 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ d 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ e スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ f 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引き上げ及び貸付金利の引下げ <p>[優遇措置の利用状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優遇内容</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 介護基盤の緊急整備</td> <td>555件</td> </tr> <tr> <td>b 耐震化整備</td> <td>66件</td> </tr> <tr> <td>c 保育所等の整備</td> <td>542件</td> </tr> <tr> <td>d 障害者の就労支援</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>e 消防用設備の整備</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>f 療養病床の再編</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,164件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、平成22年度から新たに次の融資制度を創設し利用者サービスの向上を図った。なお、利用状況については、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資制度</th> <th>利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型特別養護老人ホームにおける25年償還</td> <td>292件（利用率66.8%）</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除</td> <td>1,005件（利用率73.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービスに対する融資 介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」に対する平成22年度の貸付審査の実績は、以下のとおりであり、平成21年度実績（97件）に比べて195件の増加となった。 	優遇内容	貸付審査件数	a 介護基盤の緊急整備	555件	b 耐震化整備	66件	c 保育所等の整備	542件	d 障害者の就労支援	0件	e 消防用設備の整備	6件	f 療養病床の再編	3件	計	1,164件	融資制度	利用状況	ユニット型特別養護老人ホームにおける25年償還	292件（利用率66.8%）	社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除	1,005件（利用率73.1%）
優遇内容	貸付審査件数																								
a 介護基盤の緊急整備	555件																								
b 耐震化整備	66件																								
c 保育所等の整備	542件																								
d 障害者の就労支援	0件																								
e 消防用設備の整備	6件																								
f 療養病床の再編	3件																								
計	1,164件																								
融資制度	利用状況																								
ユニット型特別養護老人ホームにおける25年償還	292件（利用率66.8%）																								
社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除	1,005件（利用率73.1%）																								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																
			<p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種類</th> <th>貸付審査件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム（29名以下）</td> <td>197件</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（29名以下）</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>92件</td> </tr> <tr> <td>認知症デイサービスセンター</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>292件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金等が交付された施設に対する融資 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に対し、重点的に融資を行った。 また、補助金等が交付されなかった事業であっても、地方公共団体が緊急性や政策上の必要性を認めたものについては融資を行った。 なお、平成22年度における貸付審査の実績（1,424件：経営資金を除く）の90.3%（1,286件）が補助金等が交付された施設に対する融資となっており、平成21年度実績（563件）に比べて723件の増加となった。 <p>《貸付審査の実績》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>貸付審査の実績 (経営資金を除く)</th> <th>うち補助金等 が交付された施設整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>639件</td> <td>567件</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>587件</td> <td>553件</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉関係施設</td> <td>161件</td> <td>135件</td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td>37件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,424件</td> <td>1,286件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 	施設種類	貸付審査件数	特別養護老人ホーム（29名以下）	197件	ケアハウス（29名以下）	8件	小規模多機能型居宅介護事業所	24件	認知症グループホーム	92件	認知症デイサービスセンター	2件	計	292件	施設の種類	貸付審査の実績 (経営資金を除く)	うち補助金等 が交付された施設整備	老人福祉関係施設	639件	567件	児童福祉関係施設	587件	553件	障害者福祉関係施設	161件	135件	その他の	37件	31件	計	1,424件	1,286件
施設種類	貸付審査件数																																		
特別養護老人ホーム（29名以下）	197件																																		
ケアハウス（29名以下）	8件																																		
小規模多機能型居宅介護事業所	24件																																		
認知症グループホーム	92件																																		
認知症デイサービスセンター	2件																																		
計	292件																																		
施設の種類	貸付審査の実績 (経営資金を除く)	うち補助金等 が交付された施設整備																																	
老人福祉関係施設	639件	567件																																	
児童福祉関係施設	587件	553件																																	
障害者福祉関係施設	161件	135件																																	
その他の	37件	31件																																	
計	1,424件	1,286件																																	

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。	(3)平成21年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。 特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行う。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。	<p>【利用者サービスの向上】#23</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当機構、地方公共団体及び福祉関係団体が開催するセミナー等において、個別融資相談会を実施し、利用者サービスの向上を図った。 ○ 法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うなど、利用者サービスの向上を図った。 ○ 借入申込等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」（平成22年3月公表）を借入申込者、地方公共団体など関係機関に対して説明し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知することにより、利用者サービスの向上を図った。 《添付資料：13》 ○ 国の推進するユニット型特別養護老人ホームの整備に関して、平成21年度に引き続き、機構の融資先で既に施設を開設している顧客への調査を行い、 <ul style="list-style-type: none"> ① 開設してから1～2年（事業運営が軌道に乗り始めるまで）の稼働状況がどのように推移しているか ② ハード・ソフトの両面での有効性や反省点等を取りまとめた。 なお、運営状況・財務状況等の分析結果については、ユニット型特別養護老人ホームの実態調査報告書として取りまとめたうえ、機構ホームページや月刊情報誌WAMに掲載し、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報提供を行った（平成21年度調査分）。 ○ 平成22年度においては上記の調査に加え、介護保険制度改革に伴い平成18年度から創設された「地域密着型サービス」のうち、認知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関して、機構の融資先で既に事業所を開設している顧客への調査を行い、 <ul style="list-style-type: none"> ① 開設してから1～2年（事業運営が軌道に乗り始めるまで）の稼働状況がどのように推移しているか ② ハード・ソフトの両面での有効性や反省点等を取りまとめた。 ○ 借入申込に必要な書類について、複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、従来の申込書類より30%以上簡素化することを実現し、利用者サービスの向上を図った。 また、貸付契約締結から資金交付請求、事業完成報告に係る手続きに必要な提出書類についても見直しを行い、早期の貸付契約及び資金交付につなげるなど、利用者サービスの向上を図った。 なお、当該新様式については、機構ホームページに掲載した。
(4)民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制	(4)協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実	(4)平成21年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。	<p>【協調融資制度の充実】#24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資制度における覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
度の適切な運用に努めること。	させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。		<p>関へ協調融資制度の案内などを行い、平成22年3月末の255機関から平成23年3月末現在で276機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。また、平成22年度における協調融資利用実績については273件となり、平成21年度実績（122件）に比べて利用が増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資制度への理解を深めるため、受託金融機関業務研修会議（参加125機関）で説明するとともに覚書締結金融機関へ赴き説明会を開催した。
(5) 審査業務及び資金交付業務について 利用者サービスの向上を図ること。	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成22年度においては、特殊異例な案件を除いた平均処理期間が34日となっており、中期計画に定められた処理期間（75日以内）を順守することができた。 ○ 資金交付業務に係る処理期間についても、平成22年度においては、特殊異例な案件を除き、資金交付した1,726件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。

評価の視点等	自己評定	S	評価項目 5	評 定	S
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府において策定された「経済危機対策」（平成21年4月10日）の一環として、介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業となった特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（555件189,110百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（538件、33,177百万円）した。その結果、平成22年度における審査件数は1,432件となり、平成21年度実績（699件）に比べて約205%増と大幅に資金需要を増加させたところであり、この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>また、平成22年度からお客さまからの要望が多かったユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長（20年⇒25年）及び社会福祉法人における保証人免除制度を創設し、お客さま自線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。</p> <p>さらに、個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう多面的な支援・助言等を行った。</p> <p>また、利用者サービスの向上の観点から、融資審査上の様々な視点からの確認事項について「融資のポイント（ガイドライン）」を適宜見直し提供するとともに、借入申込に必要な書類の見直しを行い、従来の申請書類より30%以上簡素化することができた。</p> <p>さらに、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うため、ユニット型特別養護老人ホームの整備に関する調査を実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について、機構ホームページ及び月刊誌WAM誌上にて公表した。</p> <p>なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。</p> <p>協調融資制度については、覚書締結金融機関の拡大を図るため、代理貸付の受託金融機関へ協調融資制度の案内などを行い、平成22年3月末の255機関から平成23年3月末現在で276機関まで拡大し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めた。</p> <p>なお、当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たすべき役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講すべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、新待機児童ゼロ作戦に伴う保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、円滑な施設整備を支援した。また、お客さまからの要望が多かったユニット型特別養護老人ホームの償還期間の延長（20年⇒25年）及び社会福祉法人における保証人免除制度を創設し、お客さま自線に立った利用しやすい融資環境を整備するなど、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における社会福祉事業施設の安定的な経営を支援することができた。</p>	S	（委員会としての評定理由）	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備に対する優遇融資を実施した結果、平成22年度における審査件数は1,432件となり、平成21年度実績（699件）に比べて約205%増と大幅に資金需要が増加している。</p> <p>この増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームにおける償還期間の延長（20年から25年）及びオンコスト方式による保証人免除制度を創設し、お客さま自線に立った利用しやすい融資環境を整備している。</p> <p>円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じている。</p> <p>審査業務に係る平均処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。</p> <p>東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてるべき姿を示していると評価する。</p> <p>以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	S

<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が34日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P27【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25参照</p> <p>② 資金交付業務については、1,726件全てについて、請求後15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P27【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#25参照</p>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体の福祉政策と密接に連携し、平成22年度の機構融資（1,424件：経営資金を除く。）の90.3%（1,286件）が交付金等の補助金が交付された施設に対する融資となり、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施することができた。 ※ 業務実績P23【福祉貸付事業の実績】#20、【福祉貸付事業における融資方針の策定】#21参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① ユニット型特別養護老人ホームに係る償還期間等の延長（平成22年度新規） ② 社会福祉法人におけるオンコスト方式による保証人免除（平成22年度新規） ③ 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ（平成21年度から継続） ④ 社会福祉施設等の耐震化に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ（平成21年度から継続） ⑤ 保育所及び放課後学童クラブの整備に対する融資率の引上げ（平成21年度から継続） ⑥ 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成21年度から継続） ⑦ 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加及び融資率の引上げ（平成20年度から継続） ⑧ スプリンクラー整備に対する融資率の引上げ及び貸付利率の引下げ（平成21年度から継続） ⑨ 療養病床のケアハウス等への転換事業に対する融資率の引き上げ及び貸付金利の引下げ（平成20年度から継続） 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 ※ 業務実績P24【福祉貸付事業に係る政策適合性】#22参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等の主催する事業者向けの説明会等に職員を派遣して個別相談会を開催するなど融資相談を実施した。 	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。 ○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。 ○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<p>※ 業務実績P26【利用者サービスの向上】#23参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度においては、新たに21の金融機関と覚書を締結し、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう利用促進に努めた。（覚書締結金融機関数は276機関） <p>※ 業務実績P26【協調融資制度の充実】#24参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協調融資制度の周知については、代理貸付の受託金融機関業務研修会議での案内や覚書締結金融機関へ赴き説明会を開催するなど周知活動を実施した。 <p>平成22年度における協調融資利用実績については273件となり、平成21年度実績(122件)に比べて利用が増加した。</p> <p>※ 業務実績P26【協調融資制度の充実】#24参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の福祉政策における政策目標を着実に達成するため、政策融資の果たすべき役割を踏まえつつ、政策効果の高い事業等を優先的に融資するとともに、政策目標内の様々な事業者ニーズに対応した融資を行っている。 <p>また、融資制度の運営の健全性を保つつつ、お客様目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、償還期間等の延長やオンコスト方式による保証人免除などを導入し、社会福祉施設等の安定的な経営を支援している。</p> <p>さらに、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行うとともに、「融資のポイント（ガイドライン）」を適宜見直し提供することで、安定した法人経営と円滑な施設運営が可能となるよう融資審査面からの支援を行い、利用者サービスの向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講ずべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。 ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、経営資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 	
--	---	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																																																
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考)	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考)	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業に係る貸付契約額及び資金交付額の実績は次のとおりである。 (実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成22事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千円 貸付契約額</td><td>134,800,000</td></tr> <tr> <td>資金交付額</td><td>122,400,000</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	千円 貸付契約額	134,800,000	資金交付額	122,400,000																																																																										
区分	平成22事業年度																																																																																		
千円 貸付契約額	134,800,000																																																																																		
資金交付額	122,400,000																																																																																		
(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。	(1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。	 【医療貸付事業の実績】#26 ○ 平成22年度における貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成22年度</th><th colspan="2">[参考]平成21年度</th><th rowspan="2">金額の伸率</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td><td>172</td><td>170,599</td><td>266</td><td>96,353</td><td>177.1%</td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>141</td><td>4,067</td><td>501</td><td>9,895</td><td>41.1%</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>73</td><td>34,107</td><td>65</td><td>17,107</td><td>199.4%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7</td><td>934</td><td>4</td><td>92</td><td>1,015.2%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>393</td><td>209,707</td><td>836</td><td>123,447</td><td>169.9%</td></tr> </tbody> </table> ※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。 ※ 経営安定化資金には、金融環境変化に伴う経営安定化資金のほか、出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金及び療養病床転換支援資金を含んでいる。 (平成22年度151件13,474百万円、平成21年度671件44,689百万円) 【うち施設整備資金】 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成22年度</th><th colspan="2">[参考]平成21年度</th><th rowspan="2">金額の伸率</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td><td>118</td><td>158,846</td><td>43</td><td>59,483</td><td>267.0%</td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>51</td><td>2,682</td><td>88</td><td>4,114</td><td>65.2%</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>68</td><td>33,773</td><td>33</td><td>15,082</td><td>223.9%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5</td><td>932</td><td>1</td><td>80</td><td>1,165.0%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>242</td><td>196,233</td><td>165</td><td>78,759</td><td>249.2%</td></tr> </tbody> </table> ※ 複数の施設を一体的に整備する場合の件数は、主たる施設をもって1件と計上している。	施設の種類	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率	件数	金額	件数	金額	病院	172	170,599	266	96,353	177.1%	診療所	141	4,067	501	9,895	41.1%	介護老人保健施設	73	34,107	65	17,107	199.4%	その他	7	934	4	92	1,015.2%	計	393	209,707	836	123,447	169.9%	施設の種類	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率	件数	金額	件数	金額	病院	118	158,846	43	59,483	267.0%	診療所	51	2,682	88	4,114	65.2%	介護老人保健施設	68	33,773	33	15,082	223.9%	その他	5	932	1	80	1,165.0%	計	242	196,233	165	78,759	249.2%
施設の種類	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率																																																																														
	件数	金額	件数	金額																																																																															
病院	172	170,599	266	96,353	177.1%																																																																														
診療所	141	4,067	501	9,895	41.1%																																																																														
介護老人保健施設	73	34,107	65	17,107	199.4%																																																																														
その他	7	934	4	92	1,015.2%																																																																														
計	393	209,707	836	123,447	169.9%																																																																														
施設の種類	平成22年度		[参考]平成21年度		金額の伸率																																																																														
	件数	金額	件数	金額																																																																															
病院	118	158,846	43	59,483	267.0%																																																																														
診療所	51	2,682	88	4,114	65.2%																																																																														
介護老人保健施設	68	33,773	33	15,082	223.9%																																																																														
その他	5	932	1	80	1,165.0%																																																																														
計	242	196,233	165	78,759	249.2%																																																																														

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																											
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。	ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。	また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。	<p>医療の機能分化の推進</p> <p>[特定病院]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年8月に厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」に掲げられた施策の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から貸付審査を行い、これに資する施設整備に対する機関融資については、融資限度額に特例を適用し、整備の支援を行った。（実績94件（再掲）病院の審査件数の79.7%） （特定病院の種類） <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院 ・臨床研修指定病院 ・医療計画に名称記載の急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院等 <p>[臨床研修指定病院に対する融資]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の医療政策に即し、臨床研修指定病院の整備を推進するため、これに資する施設整備に対する機関融資については、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、整備の支援を行った。（実績29件（再掲）病院の審査件数の24.6%） <p>[中小規模病院に対する融資]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 200床未満の中小規模病院は、大規模病院に比べ必ずしも経営資源が良好とは言えず、資金調達に困難を伴う傾向があるため、これらの病院の施設整備に対する機関融資については、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、医療の進歩に合わせた施設の更新、病床不足地域における施設の整備が円滑に行われるようその支援を行った。（実績66件（再掲）病院の審査件数の55.9%） <p>病院の病床不足地域及び診療所不足地域に対する融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、病院の病床不足地域及び診療所不足地域における施設整備に対し優遇金利を適用し、都道府県医療計画に即した施設の整備を推進した。 なお、平成22年度における病院病床・診療所不足地域及び充足地域に対する貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">病院病床・診療所不足地域</th> <th rowspan="2">病院病床・ 診療所充足 地域</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>新築資金</th> <th>甲種 増改築資金</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般整備</td> <td>44件</td> <td>17件</td> <td>61件</td> <td>14件</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td>耐震化整備</td> <td>—</td> <td>18件</td> <td>18件</td> <td>76件</td> <td>94件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44件</td> <td>35件</td> <td>79件</td> <td>90件</td> <td>169件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#27</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に引き続き、「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係 	区分	病院病床・診療所不足地域			病院病床・ 診療所充足 地域	計	新築資金	甲種 増改築資金	小計	一般整備	44件	17件	61件	14件	75件	耐震化整備	—	18件	18件	76件	94件	合計	44件	35件	79件	90件	169件
区分	病院病床・診療所不足地域				病院病床・ 診療所充足 地域	計																								
	新築資金	甲種 増改築資金	小計																											
一般整備	44件	17件	61件	14件	75件																									
耐震化整備	—	18件	18件	76件	94件																									
合計	44件	35件	79件	90件	169件																									

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績								
			<p>る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資の重点化を図った。</p> <p>《添付資料：14》</p> <p>【融資対象の重点化】#28</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 500床以上の病院に対する融資については、4疾病5事業等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院について、管理部門・病棟部門・診療部門に区分し、管理部門を融資の対象外とすることにより、整備の重点化を図ることとしたが、顧客の利便性を阻害することもあり、今後検討の必要がある。なお、4疾病5事業等に係る整備については、10件実施した。 								
(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。	(2)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の融資について、優遇措置等を講じ実施する。 また、平成22年度では、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、オンコスト方式の保証人免除制度の導入を図る。	<p>【医療貸付事業に係る政策適合性】#29</p> <p>耐震化整備事業の優遇融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に引き続き、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用し、整備の支援を行った。また交付金対象整備事業への貸付利率の優遇措置を講じた。 なお、平成22年度における耐震化整備事業の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院の審査件数 (施設整備資金)</th> <th>耐震化整備事業の審査件数 (うち交付金対象整備事業)</th> <th>割合</th> <th>(参考) 平成21年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>118件</td> <td>94件（58件）</td> <td>79.7%</td> <td>18件（5件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域医療再生計画に基づき実施する整備事業の優遇融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に引き続き、都道府県が行う地域医療再生計画に基づく体制整備に必要な施設整備を行う病院等への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）や貸付利率等の優遇措置を講じた。（実績1件（再掲）、623百万円） <p>介護基盤の緊急整備事業の優遇融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に引き続き、介護基盤の緊急整備にかかる補助事業の対象となった介護老人保健施設への融資について、通常より高い融資率（75%⇒90%）や貸付利率の優遇措置を講じた。（実績22件（再掲）介護老人保健施設の審査件数の32.4%） <p>《添付資料：15》</p> <p>【療養病床の再編に向けた支援】#30</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床を介護老人保健施設に転換する場合、通常よりも高い融資率（80⇒90%）を適用する等、貸付条件を優遇した建築資金の融資を実施し、転換を支援した。（実績：6件、356床の療養病床を転換） ○ 療養病床の転換に際し、償還期間の延長を実施した。（実績：1件） また、一時的に資金繰りに困難を来たす病院等に対して、融資限度額の引上げ等、貸付条件を優遇した運転資金の融資を実施し、転換を支援した。（実績：2件、85百万円） 	病院の審査件数 (施設整備資金)	耐震化整備事業の審査件数 (うち交付金対象整備事業)	割合	(参考) 平成21年度実績	118件	94件（58件）	79.7%	18件（5件）
病院の審査件数 (施設整備資金)	耐震化整備事業の審査件数 (うち交付金対象整備事業)	割合	(参考) 平成21年度実績								
118件	94件（58件）	79.7%	18件（5件）								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																			
			<p>【経済危機対策への対応】#31</p> <p>金融環境変化に伴う経営安定化資金の優遇融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。 ○ 平成22年度における経営安定化資金の貸付審査の実績は、以下のとおりである。 《貸付審査の実績》 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="4">貸付審査の実績</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>割合</th><th>金額</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院 (1億円超の再掲)</td><td>44 (32)</td><td>43.6% (31.7%)</td><td>11,372 (10,535)</td><td>92.2% (85.4%)</td></tr> <tr> <td>診療所</td><td>52</td><td>51.5%</td><td>630</td><td>5.1%</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>5</td><td>4.9%</td><td>334</td><td>2.7%</td></tr> <tr> <td>計</td><td>101</td><td>100.0%</td><td>12,336</td><td>100.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金の優遇融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績48件、1,053百万円） 《添付資料：15》 <p>個人保証人の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度から、新たに借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オノコスト）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を創設し利用者サービスの向上を図った。 <p>平成22年度における個人保証免除制度の審査時の利用希望の実績は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>個人保証免除制度の選択が可能であった件数</th><th>個人保証免除制度を希望した件数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>331件</td><td>51件</td><td>15.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>【激甚災害への対応】#32</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豪雨及び暴風雨により、災害救助法の適用を受けた地域において被害を受けた医療関係施設に対し、災害復旧を支援するため、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇を行うとともに、激甚災害に指定された地域において被害を受けた医療関係施設に対しては貸付利率を軽減する特別措置を講じた。 ○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 <p>《添付資料：16》</p>	施設の種類	貸付審査の実績				件数	割合	金額	割合	病院 (1億円超の再掲)	44 (32)	43.6% (31.7%)	11,372 (10,535)	92.2% (85.4%)	診療所	52	51.5%	630	5.1%	介護老人保健施設	5	4.9%	334	2.7%	計	101	100.0%	12,336	100.0%	個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合	331件	51件	15.4%
施設の種類	貸付審査の実績																																					
	件数	割合	金額	割合																																		
病院 (1億円超の再掲)	44 (32)	43.6% (31.7%)	11,372 (10,535)	92.2% (85.4%)																																		
診療所	52	51.5%	630	5.1%																																		
介護老人保健施設	5	4.9%	334	2.7%																																		
計	101	100.0%	12,336	100.0%																																		
個人保証免除制度の選択が可能であった件数	個人保証免除制度を希望した件数	割合																																				
331件	51件	15.4%																																				

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
(3)政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(3)利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。	(3)全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。 さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。	<p>【利用者サービスの向上】#33</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込前の利用者サービスの向上を図るため、医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回（融資相談件数：126件）開催した。また、個別に訪問相談を行った。（実績10件） ○ 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談窓口を設置して融資相談を行った。（実績37件） ○ 融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門家のアドバイスを基に相談を行った。（実績6回） また、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行った。（実績96回） ○ 貸付事業の円滑な促進に資するため、関係団体に赴き、融資制度のPRを行った。（実績17回） ○ 受託金融機関への業務の指導を強化する実務研修会を実施した。（実績2回）
(4)審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	(4)審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。	(4)継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、中期計画における審査期間に関する数値目標を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に努める。 また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。 さらに、中期計画における資金交付時期に関する数値目標を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努める。	<p>【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#34</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査業務に係る処理期間について、平成22年度においては、中期計画に定められた処理期間（45日以内）に対し、平均処理期間を22日（特殊異例な案件を除く）と短縮することができた。 ○ また、資金交付業務に係る処理期間についても、平成22年度においては、資金交付した478件（特殊異例な案件を除く）について、請求後15営業日以内に資金交付を行うことができた。 <p>【第三者評価結果の融資審査への活用】#35</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果の融資審査への活用については、平成22年度においても引き続き実施している。

評価の視点等	自己評定	S	評価項目 6	評 定	S
	<p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、政府の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用するなど優遇融資を実施した（実績：94件、137,405百万円）。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が118件となり、平成21年度実績（43件）に比べて約274%増と大幅に資金需要が増加した。</p> <p>また、平成21年度に引き続き、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施した（実績：101件、12,336百万円）。</p> <p>さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げなどを講じた経営安定化資金により融資を実施した（実績48件、1,053百万円）。</p> <p>これら増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援することができた。</p> <p>また、平成22年度からお客さまからの要望が多かった保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備することができた。さらに、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者サービスの向上を図った。</p> <p>審査業務に係る処理期間について、平均処理期間が22日となり中期計画に定められた処理期間（45日以内）を大幅に短縮するとともに、平成21年度実績（33日）に比べて、11日短縮することとなり、利用者サービスを大きく向上することができた。</p> <p>なお、当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たすべき役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講すべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さまに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、医療施設の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援する取組を定めた年度計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。</p>	S		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備事業の融資について、優遇融資を実施（実績：94件、137,405百万円）している。その結果、病院の施設整備資金の審査件数が118件となり、平成21年度実績（43件）に比べて約274%増と大幅に資金需要が増加している。</p> <p>金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金により緊急融資を実施（実績：101件、12,336百万円）している。</p> <p>出産育児一時金等の直接支払制度の実施により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対し、経営安定化資金により融資を実施（実績48件、1,053百万円）している。</p> <p>これら増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。</p> <p>オンコスト方式による保証人免除制度を創設し、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。</p> <p>施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国7ブロックで計14回開催するとともに、事業計画検討中の者に対し直接に出向き、意見交換や専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。</p> <p>審査業務に係る平均処理期間については、中期計画の目標値を上回る実績を上げており、利用者サービスの更なる向上を図ることができている。</p> <p>東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。</p> <p>以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>	S

<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>① 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間が22日となり、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P35【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#34参照</p> <p>② 資金交付業務については、特殊異例な案件を除き、478件全てについて、15営業日以内に資金交付を行い、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P35【審査・資金交付業務の事務処理期間短縮】#34参照</p>	<p>療機構のきめ細かな配慮がなされているためと理解できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院の耐震化整備事業や資金不足が生じた医療機関等への対応など、医療サービスの安定的かつ恒常に提供する施設整備・運営を支援しており、件数・金額ともに前年度を大幅に上回る融資が実施されている。 ○ 東日本大震災以前から耐震化整備事業に力を入れてきたことは評価できる。 ○ 審査業務に係る平均処理期間の短縮を達成しており、利用者サービスの向上を実現している。
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。 ○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月から、「医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）」を適用し、引き続き、新たな都道府県の医療計画に基づき、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完のより一層の徹底を図ることとした。 ※ 業務実績P32【医療貸付事業におけるガイドラインの施行】#27参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、標準単価、標準面積による上限を設定しない（実際の事業費を対象とする）ことに加え、通常より高い融資率（80⇒90%）を適用した。 (実績94件（前年比522.2%増）、137,405百万円（前年比526.6%増）) ※ 業務実績P33【医療貸付事業に係る政策整合性】#29参照 ② 金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等による医療経営環境の状況を踏まえ、昨年度に引き続き、「経営環境変化に伴う経営安定化資金」の融資を実施した。（実績：101件、12,336百万円） ③ 出産育児一時金等の直接支払制度の実施（平成21年10月）により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。（実績48件、1,053百万円） ※ 業務実績P34【経済危機対策への対応】#31参照 ・ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。 ※ 業務実績P34【激甚災害への対応】#32参照 	<p>(業務への提言・その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院の耐震化整備事業は、東日本大震災の影響もあり、ますますリニーズが増大してくると考えられる。福祉医療機関の役割が一層期待される事業でもあり、今後の更なる進展を注目したい。

<p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資相談会については、平成22年度に全国で14回開催し、126件の相談があり、相談者の利便性の向上と相談業務の集中的実施による機構業務の効率化に大きく貢献した。 機構主催の経営セミナーの会場に融資相談の窓口を設置して37件の融資相談を実施したほか、個別に相談を希望する者に対する訪問融資相談（96回）、県や医療関係団体が主催する説明会（17回）等でも融資相談を実施することにより、利用者サービスの向上に努めた。 代理貸付業務を委託している金融機関に対する「業務研修会」を2回開催し、貸付条件改正の周知をするとともに業務指導を行った。 利用者に対する経営アドバイスを積極的に行うべく、融資相談者からの「設計・建築」、「経営」等の相談に対して、専門的な提案を行った。 <p>※ 業務実績P35【利用者サービスの向上】#33参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本医療機能評価機構やISO審査登録機関による第三者評価結果の融資審査への活用については、平成22年度においても引き続き実施した。 <p>※ 業務実績P35【第三者評価結果の融資審査への活用】#35参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の医療施設等を取り巻く厳しい環境の中で、次のとおり貸付利率、融資率、担保要件等の各種の優遇措置を講じた融資を、迅速かつ的確に実施することにより、地域における医療施設等の安定的な経営を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院に対する貸付限度額の引上げ及び据置期間の延長を行うこととした。 ⇒ 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度を創設した。 ⇒ オンコスト方式の導入による保証人免除制度を創設した。 ⇒ 耐震化整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを行うこととした。 ⇒ 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する貸付限度額の引上げ及び貸付期間の延長を行うこととした。（平成24年3月末まで） ⇒ 出産育児一時金等の制度見直しに係る経営安定化資金に対する貸付金利の引下げ等を行うこととした。 ⇒ 地域医療再生計画に基づく整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを行うこととした。 	
---	---	--

	<p>⇒ 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを行うこととした。</p> <p>⇒ アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げを引き続き行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none">当該事業については、平成22年4月に実施された厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、政策融資の果たす役割を認識しつつ、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、見直しの基本方針において、講すべきとされた利用者サービスの更なる向上のための具体的措置や業務の効率化などを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、運転資金等の融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不斷に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>【新規融資額の縮減】#36</p> <p>○ 平成22年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度（契約実績：4,026億円）と比べて35.5%縮減した予算（契約：2,598億円）を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成22年度の新規融資額は3,061億円となった。</p> <p>【利差益の確保】#37</p> <p>○ 平成22年度における福祉医療貸付事業における新規契約分の利差額の状況については、国の政策目的の達成のために特に定めるものを除外し、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情による影響を控除した新規契約分において、貸付金利と資金調達の金利差0.160%、利差額101百万円を確保することができた。《添付資料：17》</p> <p>【貸付対象等の見直し】#38</p> <p>○ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、以下のとおり貸付対象等の見直しを行った。</p> <p>[福祉貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a ユニット型特別養護老人ホームに対する償還期間及び据置期間の延長 b オンコスト方式の導入による保証人免除制度の創設 c 軽費老人ホーム（ケアハウス）の基準の緩和による低所得高齢者向けの施設を貸付対象に追加 d 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度の創設 e 児童デイサービス事業所に係る貸付けの相手方の拡大 f 共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大 g アスベスト対策事業に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ h 介護基盤整備等臨時特例基金の対象となる小規模多機能型居宅介護事業所の融資の相手方を拡大 i 障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法における新体系施設への移行を伴わない施設整備に対する融資率の引下げ <p>[医療貸付事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う100床以上の病院に対する貸付限度額の引上げ及び据置期間の延長 b オンコスト方式の導入による保証人免除制度の創設 c 耐震化整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ d 病院に係る経営環境変化に伴う経営安定化資金に対する貸付限度額の引上げ及び貸付期間の延長 e 出産育児一時金等の制度見直しに係る経営安定化資金に対する貸付金利の引下

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			<p>げ等 f 地域医療再生計画に基づく整備事業に対する貸付限度額の見直し、融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ g 介護基盤の緊急整備に対する融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ</p>
(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。</p> <p>経営指導事業及び貸付事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。</p> <p>また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。</p> <p>③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	<p>【貸付先の経営状況の分析等】#39</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付先の経営状況を把握するため、施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成21年度決算に基づく事業報告書等の収集、分析を行い、貸付先の経営状況の的確な把握を行った。また、大口貸付先（貸付残高上位50位）について、財務、収支の経年比較を行った。 <p>【債権悪化の未然防止】#40</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理債権に関する未然防止策として、平成21年度に貸付関係部及び経営支援室と連携して実施したフォローアップ調査（33件）について、貸付先の経営状況を個別分析カードにまとめるとともに調査報告書を作成し、貸付関係部等と情報を共有化した。また、平成22年度は13件についてフォローアップ調査を行った。 ○ 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。 また、貸付先に対する実地調査にP D C Aサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行った。 ○ 借入金の円滑な償還を図るため、従来の年賦償還又は3か月賦償還から月賦償還へ誘導するとともに、貸付先の危険度の早期察知と早期の段階で貸付先に対するヒアリング等を実施し、債権悪化の未然防止を図った。 ○ リスク管理債権比率の動向については、毎月幹部会で報告、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に、貸付関係部へ情報提供した。 また、四半期毎に特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等を役員及び貸付関係部で情報を共有した。 <p>【債権区分別の適切な管理】#41</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、その内容を役員の出席する貸出条件緩和検討会等において審議し、決定した。 (貸出条件緩和検討会開催回数4回：貸出条件緩和実施件数74貸付先109資金) ○ 平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律」を踏まえ、平成22年度においても機構ホームページにその趣

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																								
			<p>旨を掲載して積極的に周知するとともに、専用電話やメールによる問い合わせを受付ける返済相談窓口において、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かに対応し、貸付先の経営の安定化を図った。（実績：相談件数130貸付先140資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における福祉施設及び医療施設の存続を支援するため、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った案件について、元金の一部免除及び債権の不等価譲渡を可能することができるよう債権管理規程を改正し、再生計画に沿って元金の一部免除を実施した。（実績：1貸付先、2施設） ○ 民事再生法案件（4貸付先）について全額元金保全の別徐権弁済協定締結により、再生計画に協力し、併せて機構融資分の保全を図った。 ○ 破綻先の債務者（1貸付先）に対しての担保不動産競売申立てを実施し、1億4,020万円を回収した。さらに、その残元金全額2億1,902万円を連帯保証人と分割弁済する債務弁済契約を締結した。 ○ 自己破産手続き中の債務者の担保不動産処分につき、破産管財人と任意売却の交渉を行ったが合意にまで至らなかったため、早期に債権回収を図るべく競売申立てを2件行った。 ○ 繼続して訴訟中であった破綻先又は実質破綻先の債務者及び連帯保証人等に対し、和解により 計3件1,211万円を回収した。 ○ 実質破綻先の債務者及び連帯保証人等に対し、再三の督促及び返済の交渉を行い、返済に応じない者に対して貸金返還請求訴訟等を5件提起した。うち2件については、機構勝訴判決、他の2件については裁判上の和解が成立した。（残る1件については、係争中） <p>【リスク管理債権比率】#42</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度末におけるリスク管理債権比率は、以下のとおりとなった。 <p>【全体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成22年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 比 率</td> <td>2.49%</td> <td>2.67%</td> </tr> <tr> <td>破 綻 先 債 権</td> <td>0.21%</td> <td>0.15%</td> </tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td> <td>0.82%</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.09%</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>貸 出 条 件 緩 和 債 権</td> <td>1.37%</td> <td>1.56%</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>78,176百万円</td> <td>83,521百万円</td> </tr> <tr> <td>総 貸 付 残 高</td> <td>3,145,216百万円</td> <td>3,133,470百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 貸出条件緩和債権を除いたリスク管理債権比率(21年度末1.12%、22年度末1.11%)</p>	区分	平成21年度末	平成22年度末	リス ク 管 理 債 権 比 率	2.49%	2.67%	破 綻 先 債 権	0.21%	0.15%	6か月以上延滞債権	0.82%	0.87%	3か月以上延滞債権	0.09%	0.09%	貸 出 条 件 緩 和 債 権	1.37%	1.56%	リス ク 管 理 債 権	78,176百万円	83,521百万円	総 貸 付 残 高	3,145,216百万円	3,133,470百万円
区分	平成21年度末	平成22年度末																									
リス ク 管 理 債 権 比 率	2.49%	2.67%																									
破 綻 先 債 権	0.21%	0.15%																									
6か月以上延滞債権	0.82%	0.87%																									
3か月以上延滞債権	0.09%	0.09%																									
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1.37%	1.56%																									
リス ク 管 理 債 権	78,176百万円	83,521百万円																									
総 貸 付 残 高	3,145,216百万円	3,133,470百万円																									

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																
			<p>【福祉貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成21年度末</th><th>平成22年度末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td><td>0.94%</td><td>0.91%</td></tr> <tr> <td>破綻先債権</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td><td>0.39%</td><td>0.32%</td></tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td><td>0.04%</td><td>0.04%</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td><td>0.51%</td><td>0.53%</td></tr> <tr> <td>リスク管理債権</td><td>12,752百万円</td><td>12,796百万円</td></tr> <tr> <td>総貸付残高</td><td>1,358,781百万円</td><td>1,401,414百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成21年度末</th><th>平成22年度末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td><td>3.66%</td><td>4.08%</td></tr> <tr> <td>破綻先債権</td><td>0.37%</td><td>0.26%</td></tr> <tr> <td>6か月以上延滞債権</td><td>1.15%</td><td>1.31%</td></tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td><td>0.12%</td><td>0.13%</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td><td>2.02%</td><td>2.39%</td></tr> <tr> <td>リスク管理債権</td><td>65,423百万円</td><td>70,724百万円</td></tr> <tr> <td>総貸付残高</td><td>1,786,435百万円</td><td>1,732,056百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、既往貸付先へのサポートとして専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>	区分	平成21年度末	平成22年度末	リスク管理債権比率	0.94%	0.91%	破綻先債権	0.00%	0.00%	6か月以上延滞債権	0.39%	0.32%	3か月以上延滞債権	0.04%	0.04%	貸出条件緩和債権	0.51%	0.53%	リスク管理債権	12,752百万円	12,796百万円	総貸付残高	1,358,781百万円	1,401,414百万円	区分	平成21年度末	平成22年度末	リスク管理債権比率	3.66%	4.08%	破綻先債権	0.37%	0.26%	6か月以上延滞債権	1.15%	1.31%	3か月以上延滞債権	0.12%	0.13%	貸出条件緩和債権	2.02%	2.39%	リスク管理債権	65,423百万円	70,724百万円	総貸付残高	1,786,435百万円	1,732,056百万円
区分	平成21年度末	平成22年度末																																																	
リスク管理債権比率	0.94%	0.91%																																																	
破綻先債権	0.00%	0.00%																																																	
6か月以上延滞債権	0.39%	0.32%																																																	
3か月以上延滞債権	0.04%	0.04%																																																	
貸出条件緩和債権	0.51%	0.53%																																																	
リスク管理債権	12,752百万円	12,796百万円																																																	
総貸付残高	1,358,781百万円	1,401,414百万円																																																	
区分	平成21年度末	平成22年度末																																																	
リスク管理債権比率	3.66%	4.08%																																																	
破綻先債権	0.37%	0.26%																																																	
6か月以上延滞債権	1.15%	1.31%																																																	
3か月以上延滞債権	0.12%	0.13%																																																	
貸出条件緩和債権	2.02%	2.39%																																																	
リスク管理債権	65,423百万円	70,724百万円																																																	
総貸付残高	1,786,435百万円	1,732,056百万円																																																	

評価の視点等	自己評定	B	評価項目 7	評 定	B													
	<p>平成22年度末のリスク管理債権は2.67%となった。</p> <p>医療施設を取り巻く経営環境については、診療報酬のプラス改正により、経営面における環境の変化が期待されたものの、医師及び看護師等の不足は続いている、引き続き厳しい環境にある。また、福祉施設の経営状況は比較的安定しているものの、一部の老人福祉施設において利用者の低迷等により経営が悪化するケースが見られる。</p> <p>厚生労働省の「病院等における必要医師数実態調査」(平成22年9月29日厚生労働省公表)によれば、平成22年6月の必要求人医師数は、18,288人であり、現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.11倍であった。</p> <p>また、看護師については、厚生労働省の「第7次看護職員需給見通し検討報告書」(平成22年12月)によれば、平成23年の看護師不足は約5万6千人であり、看護師不足の改善策として、勤務環境の改善、多様な勤務形態の導入などのほか、再就職支援等について提言を行っている。</p> <p>さらに、民間金融機関の貸出態度については、日銀短観による金融機関の貸出態度判断DI(全産業)の推移を見ると中小企業では依然としてマイナス(「1.緩い(%)」—「3.厳しい(%)」)であり、医療施設等の資金繰りは厳しい状況にある。</p> <p>上記のような厳しい経営環境のもと、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から貸出条件緩和を適切に実施した。さらに、株式会社企業再生支援機構が支援決定した案件について元利金の一部免除できるよう規程を改正し、医療施設の再生計画を支援した。</p> <p>また、リスク管理債権の未然防止策として、従来から行っていた調査・フォローアップの強化を図るため、実地調査を実施する案件に対し、事前に関係部署の担当者と決算状況も踏まえ協議を行い、さらに実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させるなどPDCAサイクルを取り入れた。</p> <p>平成22年度のリスク管理債権については、平成21年度と同様、金融検査マニュアルに沿って改善計画の実施状況を確認し、改善計画どおりに実施されているものについては、監査法人の検証を経たうえで、リスク管理債権から除外した結果、最終的に平成21年度のリスク管理債権比率2.49%に対し、平成22年度は2.67%と0.18%の増加にとどまった。</p> <p>(リスク管理債権比率の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H15年</th><th>H16年</th><th>H17年</th><th>H18年</th><th>H19年</th><th>H20年</th><th>H21年</th><th>H22年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.50% (0.70%)</td><td>1.53% (0.87%)</td><td>1.23% (0.63%)</td><td>1.50% (0.55%)</td><td>2.02% (0.77%)</td><td>2.97% (1.49%)</td><td>2.49% (1.37%)</td><td>2.67% (1.56%)</td></tr> </tbody> </table> <p>※()内は、貸出条件緩和債権比率</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災において被災された皆さんに対し、機構のホームページにおいて、既往貸付先へのサポートとして専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置し、土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p>	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	1.50% (0.70%)	1.53% (0.87%)	1.23% (0.63%)	1.50% (0.55%)	2.02% (0.77%)	2.97% (1.49%)	2.49% (1.37%)	2.67% (1.56%)	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>福祉医療施設を取り巻く厳しい経営環境のもと、福祉医療機構においては、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から貸出条件緩和によって経営の再建を適切に支援している。</p> <p>一方、リスク管理債権の未然防止策としては、実地調査を実施する案件に対し、事前に関係部署の担当者と決算状況も踏まえ協議を行い、さらに、実地調査後には、審査・契約部門の担当者を含めた報告会を行い、今後の審査や契約業務へ反映させたPDCAサイクルを取り入れるなど、適切な対応を図っている。</p> <p>東日本大震災の被災者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、元利金の返済猶予の優遇措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。</p> <p>福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割(使命)を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療施設を取り巻く厳しい経営環境の中で、地域の施設の維持、存続を支援するという努力は認められる。 ○ 福祉医療貸付事業に関する債権管理については、努力が行われているが、未だ問題も残っており、自己評価は妥当である。 ○ リスク管理債権比率の増加は、都市銀行や地方銀行と比べて見劣りするものではない。 <p>(業務への提言・その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付事業に対する利用者ニーズが増大している現状の中で、新規融資額を縮減するという中期目標・中期計画が適切であるかという疑問が生ずる。 ○ 東日本大震災によって、医療・福祉関連の資金ニーズが増大する中、他の政策金融機関と同様に一律に新規融資額を縮減するという中期目標・中期計画は不適切である。 ○ 「必要な施設整備に支障をきたすことのないように、必要な資金を確保する。」という福祉医療機構の課題認識は重要である。 ○ 貸付先の経営状況や入金状態のモニタリングを徹底して、リスク管
H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年											
1.50% (0.70%)	1.53% (0.87%)	1.23% (0.63%)	1.50% (0.55%)	2.02% (0.77%)	2.97% (1.49%)	2.49% (1.37%)	2.67% (1.56%)											

<p>[数値目標]</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>	<p>① 平成22年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて35.5%縮減した予算（貸付契約2,598億円）を策定したところであるが、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所の整備等に係る資金需要が大幅に増加したことから、平成22年度の新規融資額は3,061億円となった。</p> <p>※ 業務実績P40【新規融資額の縮減】#36参照</p> <p>② 利益差については、貸付金利と調達金利の金利差0.160%、利差額101百万円を確保した。</p> <p>※ 業務実績P40【利差益の確保】#37参照</p> <p>③ 平成22年度末リスク管理債権は、2.67%（平成21年度末対比率0.18%増）となった。（主な要因）</p> <p>1) 医療・介護施設を取り巻く経営環境は、診療報酬の改定の影響は届かず、引き続き厳しい環境化にあり、経営体力は低下したままであること。</p> <p>2) 医師、看護師、介護職員等のスタッフの確保が困難な状況であり、スタッフ不足が直接的な収入への影響に響いているとのことであること。</p> <p>※ 業務実績P42【リスク管理債権比率】#42参照</p>	<p>理債権の低減に一層の努力を期待する。</p> <p>○ リスク管理債権比率に関する目標の数値（1.56%）が低すぎる。</p>
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>　　なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 繼続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取組んでいるか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施した。 <p>※ 業務実績P40【貸付対象等の見直し】#38参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付先の経営状況を把握するため、施設に対する経営指導を実施している経営支援室と連携し、平成21年度決算に基づく事業報告書等の収集、分析を行い、貸付先の経営状況の的確な把握を行った。また、大口貸付先（貸付残高上位50位）について、財務、収支の経年比較を行った。 <p>※ 業務実績P41【貸付先の経営状況の分析等】#39参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付関係部及び経営支援室から構成する「貸付・管理・経営支援連絡会議」において、平成21年度リスク管理債権に関する未然防止策として実施した調査等を踏まえ、平成22年度 	

	<p>においては、貸付先に対する実地調査の充実を図るため、個々の案件ごとに事前検討会及び事後報告会を開催する体制を構築した。</p> <p>また、貸付先に対する実地調査にPDCAサイクルを取り入れ、必要に応じて「実地調査票」等の見直しを行うなど調査内容の充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金の円滑な償還を図るため、従来の年賦償還又は3か月賦償還から月賦償還へ誘導するとともに、貸付先の危険度の早期察知と早期の段階で貸付先に対するヒアリング等を実施し、債権悪化の未然防止を図った。 <p>※ 業務実績P41【債権悪化の未然防止】#40参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における福祉施設及び医療施設の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、その内容を役員の出席する貸出条件緩和検討会等において審議し、決定した。 ・ 平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律」を踏まえ、平成22年度においても機構ホームページにその趣旨を掲載して積極的に周知するとともに、専用電話やメールによる問い合わせを受付ける返済相談窓口において、貸付先からの返済相談に迅速かつきめ細かに対応し、貸付先の経営の安定化を図った。 ・ 地域における福祉施設及び医療施設の存続を支援するため、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った案件について元金の一部免除及び債権の不等価譲渡を可能することができるよう債権管理規程を改正し、支援計画に沿って元金の一部免除を実施した。 <p>※ 業務実績P41【債権区分別の適切な管理】#41参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権比率の動向については、毎月幹部会で報告、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に、貸付関係部へ情報提供した。 <p>また、四半期毎に特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等を役員及び貸付関係部で情報を共有した。</p> <p>※ 業務実績P41【債権悪化の未然防止】#40参照</p> <p>[実績：×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標③】のとおりとなり、中期計画の目標を達成できなかった。 <p>※ 業務実績P42【リスク管理債権比率】#42参照</p>
	<p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理債権比率の動向については、毎月幹部会で報告、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に、貸付関係部へ情報提供した。 <p>また、四半期毎に特殊債権処理報告会を開催し、リスク管理債権の現状や新規発生の要因分析等を役員及び貸付関係部で情報を共有した。</p> <p>※ 業務実績P41【債権悪化の未然防止】#40参照</p>
	<p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。</p> <p>なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p>

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																												
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。</p>																												
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成22年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成22年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度においては、年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知など積極的なPR活動を実施するとともに、平成21年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数が3,518人となり、計画（2,520人）を大きく上回るとともに、セミナーに対する満足度指標も76.1ポイントとなり、計画（65ポイント）を大幅に上回るなど、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供することができた。 <p>《添付資料：18、19》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均65.8日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>3,518人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均76.1ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#44</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所簡易経営診断報告書を用いたモニター調査（34件）及び事業者団体へのヒアリング調査を実施し、この結果を踏まえて、認可保育所の経営指標を策定し、平成23年度の認可保育所に係る簡易経営診断の導入に向けた準備を行った。 <p>《添付資料：20》</p> <p>【個別経営診断の実績】#45</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度における個別経営診断の実績は、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>診断種別</th> <th>全 体</th> <th>うち福祉</th> <th>うち医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地・経営分析診断</td> <td>49件</td> <td>29件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>簡易経営診断</td> <td>1,244件</td> <td>1,162件</td> <td>82件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,293件</td> <td>1,191件</td> <td>102件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の経営分析診断には、東京都からの受託（14件）、簡易経営診断には東京都及び大田区からの受託（962件）を含む。</p>	項目	22年度計画	22年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前	延べ受講者数	2,520人以上	3,518人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント	診断種別	全 体	うち福祉	うち医療	実地・経営分析診断	49件	29件	20件	簡易経営診断	1,244件	1,162件	82件	合 計	1,293件	1,191件	102件
項目	22年度計画	22年度実績																													
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前																													
延べ受講者数	2,520人以上	3,518人																													
満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント																													
診断種別	全 体	うち福祉	うち医療																												
実地・経営分析診断	49件	29件	20件																												
簡易経営診断	1,244件	1,162件	82件																												
合 計	1,293件	1,191件	102件																												

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得られるように努める。</p> <p>また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度においては、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設(96.6%)から参考になった、またはやや参考になったとの回答を得ることができた。 ※参考になった：106施設、やや参考になった：37施設 <p>《添付資料：21.22》</p> <p>【経営改善支援事業への重点化】#46</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実地調査を伴う経営診断（病院1施設、特養2施設）の申込を受けたことにより、現地において、経営者をはじめとする各部門長等へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。 ○ 上記のヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。</p> <p>(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。</p>	<p>(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。</p> <p>(6) 平成21年度に引き続き、法人全体の分析に向けて、定量的な分析の指標の候補について、経年の決算データ等を用いて、その妥当性を検証するとともに、債権管理におけるその活用策について検討する。</p> <p>(7) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。</p>	<p>【個別経営診断の平均処理期間短縮】#47</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度における経営分析診断の平均処理期間は32.9日となった。 <p>【法人全体の格付の検討】#48</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人全体を分析するための決算データ（事業報告書）を回収し、経年の決算データを用いて財務・収支状況の分析を行った上で、実地調査への活用を図った。 <p>【施設経営者等に対する情報提供】#49</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営セミナーにおいて、機構情報の発信強化のため、経営指標や特定のテーマに基づく分析を解説する機構講義時間数の増大を図った。 ○ 経営セミナーにおいて、過去3か年に講演された実践事例について、経営優良事例としてカテゴリー別の分類、整理を行った。 ○ 経営の優良事例、改善事例となり得る医療施設（一般病院）の、事業報告データからの抽出方法について、検討を行うとともに、当該抽出方法により、経営の優良事例、改善事例として抽出した先へ訪問し、具体的な取り組み等についてのヒアリングを実施した。 <p>【各業務における収支相償】#50</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度においては、以下のとおり、業務実施に係る実費相当額を上回る収入
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の	(8) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の	

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績												
観点から自己収入の拡大に努めること。	観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	<p>を確保した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>収入</th><th>支出</th><th>差引</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td><td>34,328千円</td><td>30,485千円</td><td>3,843千円</td></tr> <tr> <td>個別経営診断</td><td>14,621千円</td><td>3,349千円</td><td>11,272千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※支出は、会場借料、謝金、旅費、印刷製本費、運搬費等の事業の直接経費である。</p>	区分	収入	支出	差引	集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円	個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円
区分	収入	支出	差引												
集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円												
個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円												

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 8	評 定	A																						
	<p>集団経営指導（セミナー）については、年間実施計画策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なPR活動を実施するとともに、平成21年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間拡大）等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数は3,518人と中期計画の目標値（2,520人）を大きく上回る実績をあげるとともに、セミナーに対する満足度指標も76.1ポイントと中期計画の目標値（65ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>個別経営診断については、効果的なPR活動等の実施及び東京都等からの受託業務を受けた結果、診断件数は1,293件（前年度1,273件）となり、年度計画の目標値（280件）を上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援した。なお、平成22年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設（96.6%）から参考になった、またはやや参考になったとの回答を得ることができた。また、診断メニューの多様化及び経営指標の拡大を図り、健全な施設経営を支援するため、認可保育所について、新たに経営指標を策定し、平成23年度の認可保育所に係る簡易経営診断の導入に向けた準備を行った。</p> <p>さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、民間と競合する業務を廃止すべきとされ、民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、見直し案をまとめ、その結果を平成23年度事業計画に反映させた。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>集団経営指導（セミナー）の延べ受講者数は3,518人となり、中期計画の目標値（2,520人）を大きく上回る実績をあげている。また、セミナー受講者の満足度指標は76.1ポイントとなり、中期計画の目標値（65ポイント）を大きく上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供している。</p> <p>個別経営診断については、診断件数は1,293件となり、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。また、平成22年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設（96.6%）から「参考になった」または「やや参考になった」との回答を得ることができており、的確な診断が実施されていると認められる。</p> <p>平成23年度から簡易経営診断のメニューに認可保育所を追加するため、保育所の経営指標を新たに策定し、また、モニター調査や事業者団体へのヒアリング調査を実施するなど、本格的な導入に向けての準備を行うなど、利用者サービスの向上に努めている。</p> <p>以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>																								
<p>[数値目標]</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均 10週間前</td> <td>平均 10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人 以上</td> <td>12,600人 以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指標 ※</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ セミナー受講者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施した結果の集計により算出</p>	項目	22年度計画	中期計画	開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前	延べ受講者数	2,520人 以上	12,600人 以上	満足度指標 ※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	<p>① 平成22年度においては、年間実施策定時のセミナーテーマを一斉告知するなど積極的なPR活動を実施するとともに、平成21年度に実施した受講者アンケート調査結果に基づき、機構発経営情報の発信強化（経営指標に関する講義時間の拡大）等を実施した結果、セミナーの延べ受講者数等の数値目標については、次のとおり実績をあげており、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供することができた。</p> <p>なお、開催内容の告知については、セミナー講師の選定に時間を要したこと等の影響により、22年度計画に比べ若干遅延したところであるが、積極的なPR活動を実施したことにより、延べ受講者数は対前年度（3,421人）を上回ることができたことから、受講希望者の受講機会を確保していると思慮される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催内容の告知</td> <td>平均10週間（70日）前</td> <td>平均65.8日前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>3,518人</td> </tr> <tr> <td>満足度指標</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均76.1ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P48【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43参照</p>	項目	22年度計画	22年度実績	開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前	延べ受講者数	2,520人以上	3,518人	満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの延べ受講者数及び個別経営診断の診断件数は中期計画を大きく上回っている。 ○ 個別経営診断という専門性や時間を要する事業に対して、1,293件の診断を実施し、目標（280件）を大幅に上回っている。 ○ 個別経営診断の診断メニューの多様化については、順調に成果をあげている。 ○ 個別経営診断は適切に実施されていると判断する。 <p>（業務への提言・その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断等によって経営改善につながった等の効果（アウトプット）を示すことが必要ではないか。また、その料金体系が適切であるのか示すことが必要ではないか。 ○ 今後の福祉医療機構に期待される役割としては、豊富な情報や専門性の高い人材を活用して、経営指導事業を強化していくことが重要である。 ○ 診断メニューの多様化や経営指標の拡大などは、今後ますます充実してほしい。 ○ 融資先の実態把握なども重要であると考える。 	
項目	22年度計画	中期計画																									
開催告知	平均 10週間前	平均 10週間前																									
延べ受講者数	2,520人 以上	12,600人 以上																									
満足度指標 ※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																									
項目	22年度計画	22年度実績																									
開催内容の告知	平均10週間（70日）前	平均65.8日前																									
延べ受講者数	2,520人以上	3,518人																									
満足度指標	平均65ポイント以上	平均76.1ポイント																									

<p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1" data-bbox="184 280 787 489"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>22年度計画</th><th>中期計画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td><td>280件以上</td><td>1,400件以上</td></tr> <tr> <td>平均処理期間</td><td>50日以内</td><td>50日以内</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。</p> <p>④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>	項目	22年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内	<p>② 積極的なPR活動などを行い、延べ診断件数及び平均処理期間の22年度計画の数値目標を上回った。</p> <table border="1" data-bbox="882 280 2099 489"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>22年度計画</th><th>22年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td><td>280件以上</td><td>1,293件</td></tr> <tr> <td>平均処理期間</td><td>50日以内</td><td>32.9日</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P48【個別経営診断の実績】#45参照</p> <p>③ 平成22年度に個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査において、アンケートを回収した148施設の診断先のうち、143施設(96.6%)から参考になった、またはやや参考になったとの回答を得た。</p> <p>※ 業務実績P48【個別経営診断の実績】#45参照</p> <p>④ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービスの実施及び受講者等の増加を図り、次のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。</p> <table border="1" data-bbox="882 797 2099 932"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>収入</th><th>費用</th><th>差引</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団経営指導</td><td>34,328千円</td><td>30,485千円</td><td>3,843千円</td></tr> <tr> <td>個別経営診断</td><td>14,621千円</td><td>3,349千円</td><td>11,272千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P49【各業務における収支相償】#50参照</p>	項目	22年度計画	22年度実績	延べ診断件数	280件以上	1,293件	平均処理期間	50日以内	32.9日	区分	収入	費用	差引	集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円	個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円
項目	22年度計画	中期計画																													
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																													
平均処理期間	50日以内	50日以内																													
項目	22年度計画	22年度実績																													
延べ診断件数	280件以上	1,293件																													
平均処理期間	50日以内	32.9日																													
区分	収入	費用	差引																												
集団経営指導	34,328千円	30,485千円	3,843千円																												
個別経営診断	14,621千円	3,349千円	11,272千円																												
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。 ○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。 ○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善 	<p>[実績：X]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり、目標は達成できなかったものの、積極的なPR活動を実施したことにより、延べ受講者数は対前年度(3,421人)を上回ることができており、受講希望者の受講機会を確保しているものと思慮される。 <p>※ 業務実績P48【集団経営指導（セミナー）の開催実績】#43参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所簡易経営診断報告書を用いてモニター調査(34件)及び事業者団体へのヒアリング調査を実施し、この結果を踏まえて、認可保育所の経営指標を策定し、平成23年度の認可保育所に係る簡易経営診断の導入に向けた準備を行った。 <p>※ 業務実績P48【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#44参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標③】のとおり達成した。 																														

<p>等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。 ○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。 ○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。 ○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。 ○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査を伴う経営診断（病院1施設、特養2施設）の申込を受けたことにより、現地において、経営者をはじめとする各部門長等へのヒアリングや職員アンケート調査を実施した。また、当該ヒアリングやアンケート調査の結果に基づき、経営管理等に関する課題の抽出を行い、実地調査を伴う経営診断報告書の見直しを行った。 ※ 業務実績P49【経営改善支援事業への重点化】#46参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに認可保育所の経営指標を策定した。 ※ 業務実績P48【診断メニューの多様化・経営指標の拡大】#44参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人全体を分析するための決算データ（事業報告書）を回収し、経年の決算データを用いて財務・収支状況の分析を行った上で、実地調査への活用を図った。 ※ 業務実績P49【法人全体の格付の検討】#48参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営セミナー及び経営診断では、高い満足度を獲得し、また広報誌WAMや、外部セミナーへの講師派遣、WEBなど多様な機会をとらえて情報発信を行った。 ※ 業務実績P49【施設経営者等に対する情報提供】#49参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標④】のとおり実費相当額を上回る自己収入を確保した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援している。 なお、当該事業においては、利用者アンケート等を実施しており、同調査結果に基づき、サービスの見直しを行い、利用者サービスの向上を図っている。 ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、民間と競合する業務を廃止すべきとされ、民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、見直し案をまとめ、その結果を平成23年度事業計画に反映させた。 	
---	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施した社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。
(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。	(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定する。 なお、新しい助成制度の初年度であることにかんがみ、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事業や重点的に助成する分野をはじめ、助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要領等に明記し、公表する。	<p>【募集要領等の策定・公表】#51</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度分助成事業の募集については、平成21年度に旧長寿・子育て・障害者基金事業として募集（1次募集）し、新たな国庫補助による助成制度に応募があったものとみなして4月に内定した助成事業に加え、平成22年6月には、平成22年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分（先進的・独創的活動支援事業、地域活動支援事業、障害者スポーツ支援事業）及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を設定した募集要領を策定・公表したうえで、2次募集を行った。 さらに、平成22年8月～9月には、国の政策課題（重点助成分野）のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」に特化して募集（3次募集）するなど、政策課題や国民ニーズに即した助成事業の募集を行った。 ○ 募集要領の策定に際しては、新しい助成制度となったことを踏まえ、地域活動支援事業において、地域における関係機関等との繋がりや協力・連携による民間活動の促進を期待し、これら関係機関等からの「紹介状」の提出を推奨することとし、審査の一助としたほか、新しい助成制度の初年度であることをかんがみ、利用者からの申請等手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事業については、利用者がその趣旨を理解しやすいよう、より具体的な例を提示し、助成対象経費の留意点についても記載を見直した。 ○ また、採択団体に対しては、内定通知及び助成決定通知を発送する際、国庫補助金による助成制度となったことに伴う注意事項を同封して、一層の効率的事業実施や適切な会計処理等について、助成事業実施にあたって遵守すべきことの周知徹底を図った。 ○ 平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえて、国として行うべきものに限定した助成対象テーマについて、平成23

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																									
			<p>年2月に募集要領に明記し、公表した。</p> <p>なお、募集の際には、「助成事業の基本方針」を策定・公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出すとともに、機構が期待する助成事業の例及び優良事業の例についても併せて機構ホームページに掲載し、積極的に機構から発信していくことで、各地の民間福祉団体にとって分かりやすく、応募しやすい助成制度となるよう取り組んだ。</p> <p>また、助成対象事業や助成対象テーマ等の変更に伴い、利用者が応募するに当たって混乱を招かないよう、全国9か所で平成23年度助成事業に関する説明会及び個別相談会を10回開催し、1,583人の参加を得るとともに、387件の個別相談に応じた。</p> <p>＜助成対象事業の変更＞</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>先進的・独創的活動支援事業</td> <td>福祉活動支援事業</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>社会参加促進活動支援事業</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援事業</td> <td>地域連携活動支援事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全国的・広域的ネットワーク活動支援事業</td> </tr> </table> <p>《添付資料：24》</p>	平成22年度	平成23年度	先進的・独創的活動支援事業	福祉活動支援事業	地域活動支援事業	社会参加促進活動支援事業	障害者スポーツ支援事業	地域連携活動支援事業		全国的・広域的ネットワーク活動支援事業																															
平成22年度	平成23年度																																											
先進的・独創的活動支援事業	福祉活動支援事業																																											
地域活動支援事業	社会参加促進活動支援事業																																											
障害者スポーツ支援事業	地域連携活動支援事業																																											
	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業																																											
(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。	(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。	(2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、平成21事業年度の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。	<p>【助成事業の審査・採択】#52</p> <p>○ 平成22年度に新たな社会福祉振興助成事業として応募のあった助成事業の選定にあたっては、新しい助成制度となったことを踏まえ、審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、機構ホームページにおいて公表したうえで、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において審査し、採択した。</p> <p>《添付資料：25》</p> <p>＜2次募集＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的活動支援事業</td> <td>196</td> <td>1,380</td> <td>50</td> <td>222</td> <td>25.5</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>164</td> <td>323</td> <td>48</td> <td>75</td> <td>29.3</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援事業</td> <td>53</td> <td>197</td> <td>16</td> <td>70</td> <td>30.2</td> <td>35.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>413</td> <td>1,900</td> <td>114</td> <td>367</td> <td>27.6</td> <td>19.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[先進的・独創的活動支援事業] 社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は全国若しくは広域的な普及等を念頭に施策等を補完若しくは充実させる事業</p> <p>[地域活動支援事業] 社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業</p> <p>[障害者スポーツ支援事業] 障害者スポーツを通じ障害者の社会参加を促進する事業</p>	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	先進的・独創的活動支援事業	196	1,380	50	222	25.5	16.1	地域活動支援事業	164	323	48	75	29.3	23.3	障害者スポーツ支援事業	53	197	16	70	30.2	35.6	合計	413	1,900	114	367	27.6	19.3
区分	要望		採択		採択率																																							
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																						
先進的・独創的活動支援事業	196	1,380	50	222	25.5	16.1																																						
地域活動支援事業	164	323	48	75	29.3	23.3																																						
障害者スポーツ支援事業	53	197	16	70	30.2	35.6																																						
合計	413	1,900	114	367	27.6	19.3																																						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																																																																											
また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。	また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。	<p><3次募集> 貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的活動支援事業</td> <td>32</td> <td>137</td> <td>16</td> <td>42</td> <td>50.0</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>37</td> <td>78</td> <td>25</td> <td>43</td> <td>67.6</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>69</td> <td>215</td> <td>41</td> <td>85</td> <td>59.4</td> <td>39.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地における円滑なボランティアの受け入れ体制の基盤整備等に即応するため、平成23年3月には、被災地の情報を速やかに把握、共有化し、被災地へのボランティアの配置、被災者支援及び必要物資の供給のための情報システムを構築する事業に対して緊急助成を実施した。 (1事業、12,542千円)</p> <p>【参考：平成22年度分助成事業の要望及び採択】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">要望</th> <th colspan="2">採択</th> <th colspan="2">採択率</th> </tr> <tr> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (件)</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>事業数 (%)</th> <th>金額 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進的・独創的活動支援事業</td> <td>948</td> <td>6,348</td> <td>290</td> <td>1,641</td> <td>30.6</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援事業</td> <td>1,273</td> <td>2,176</td> <td>672</td> <td>1,080</td> <td>52.8</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ支援事業</td> <td>200</td> <td>775</td> <td>101</td> <td>411</td> <td>50.5</td> <td>53.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,421</td> <td>9,299</td> <td>1,063</td> <td>3,132</td> <td>43.9</td> <td>33.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【助成事業の固定化回避】#53</p> <p>○ 平成22年度分助成事業の固定化回避については、旧長寿・子育て・障害者基金助成事業においても取り組んできたところであるが、新しい助成制度となったことを踏まえ、改めて固定化回避の方法等を見直し、選定方針に反映させた。</p> <p>【助成事業の選定方針の策定】#54</p> <p>○ 平成23年度分助成事業の選定方針については、助成事業のあり方の検討内容等や平成21年度分助成事業の事後評価の結果等を踏まえ、選定方針（案）を策定し、助成事業のP D C Aサイクルによる改善を図った。</p> <p>《添付資料：26》</p>	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	先進的・独創的活動支援事業	32	137	16	42	50.0	30.5	地域活動支援事業	37	78	25	43	67.6	54.9	合計	69	215	41	85	59.4	39.4	区分	要望		採択		採択率		事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)	先進的・独創的活動支援事業	948	6,348	290	1,641	30.6	25.9	地域活動支援事業	1,273	2,176	672	1,080	52.8	49.6	障害者スポーツ支援事業	200	775	101	411	50.5	53.0	合計	2,421	9,299	1,063	3,132	43.9	33.7
区分	要望		採択		採択率																																																																									
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																																																								
先進的・独創的活動支援事業	32	137	16	42	50.0	30.5																																																																								
地域活動支援事業	37	78	25	43	67.6	54.9																																																																								
合計	69	215	41	85	59.4	39.4																																																																								
区分	要望		採択		採択率																																																																									
	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (件)	金額 (百万円)	事業数 (%)	金額 (%)																																																																								
先進的・独創的活動支援事業	948	6,348	290	1,641	30.6	25.9																																																																								
地域活動支援事業	1,273	2,176	672	1,080	52.8	49.6																																																																								
障害者スポーツ支援事業	200	775	101	411	50.5	53.0																																																																								
合計	2,421	9,299	1,063	3,132	43.9	33.7																																																																								

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
	(3)全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。	(3)自助支援・生活支援等の地域に密着した活動に対して助成する観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。	<p>【特定非営利活動法人等への助成】#55</p> <p>○ 平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は82.0%となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全助成事業数 (a)</th> <th>特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)</th> <th>占有率 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,063</td> <td>872</td> <td>82.0%</td> </tr> </tbody> </table>	全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)	1,063	872	82.0%
全助成事業数 (a)	特定非営利活動法人等 が行う事業 (b)	占有率 (b/a)							
1,063	872	82.0%							
(3)助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4)助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などをを行う。	(4)各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。	<p>【各種提出書類の様式の見直し等】#56</p> <p>○ 助成先団体等の事務負担を軽減するため、助成金要望書から交付申請、完了報告書、事後評価までの各種提出書類の様式を見直した。</p> <p>○ 各種提出書類については、助成先団体や機構の事務負担の軽減を図るため、電子媒体での提出を促進するよう、助成先団体専用のホームページを開設し、隨時、様式のダウンロードを可能とした。</p>						
	(5)助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	(5)平成22事業年度分の「助成金交付申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。	<p>【助成金交付までの平均処理期間短縮】#57</p> <p>○ 平成22年度分助成事業の助成決定の平均処理期間については、28.7日となり、目標の平均処理期間である30日より短い期間で処理することができた。</p>						
(4)助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	(6)助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。 また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。	(6)事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成22事業年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。 なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、その成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。	<p>【助成事業の事後評価の実施】#58</p> <p>○ 平成22年度における事後評価については、平成22年6月に開催した審査・評価委員会評価部会（以下「評価部会」という。）において、事後評価を効率的かつ効果的に実施する観点から、評価の実施方法や評価結果の活用方法について必要な見直しを行った上で平成22年度の事後評価方針を策定し、実施した。 特にヒアリング評価については、より効率的かつ効果的に実施するため、平成21年度分助成事業の助成区分（旧一般分、旧特別分、旧地方分）毎にヒアリングの実施方法を変えるなどの見直しを行って実施した。 また、ヒアリングの際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供などの支援を併せて実施した。</p> <p>○ ヒアリング評価については、事後評価方針に基づき、外部有識者からなる評価部会の委員等により、平成21年度分助成事業の1割以上（100事業）実施した。</p> <p>○ また、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価部会委員による評価所見と機関事務局によるコメントを各団体に對してフィードバックした。</p>						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>(7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体にとって、利用しやすい助成制度とするため、平成23事業年度分の助成事業の選定方針等に反映するなど、継続的な改善に活用する。</p>	<p>【事後評価の結果の反映】#59</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度分助成事業の事後評価については、平成22年12月に「助成事業の選定に当たっての評価部会からの提案」としてまとめ、平成23年度分助成事業の選定方針（案）などに反映した。 また、平成23年3月には評価部会として「平成21年度助成事業に関する評価報告書」を取りまとめ、公表した。 <p>«添付資料：27»</p>
		<p>(8) 助成事業の事後評価や助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらにおおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を翌事業年度以降の選定方針の策定等に活かす。</p>	<p>【事後評価後の継続的なフォローアップ調査の実施】#60</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度分助成事業について、1年経過後の事業のフォローアップ調査を実施するにあたり、助成終了後の継続状況等がより明確に把握できるよう、調査票の様式を見直したうえで、平成22年9月に実施し、調査結果を公表した。 また、3年経過後の事業（平成18年度分助成事業）についても、平成23年2月にフォローアップ調査を実施し、調査結果を公表した。 ○ 1年経過後の事業のフォローアップ調査については、助成事業の継続状況を分析し、調査結果を評価部会に報告した上で、平成23年度分助成事業の選定方針（案）の策定に反映した。
(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	<p>(7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。</p>	<p>(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。</p> <p>また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施する。 ② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。 ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。 	<p>【助成先団体への相談・助言等】#61</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度から新しい助成制度となったことから、助成先団体に対しては助成内容の段階から、国庫補助金による助成制度となったことによる留意点を書面にて周知するとともに、不明な点等については積極的に相談に応じた。 ○ ヒアリング評価の際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供などの支援を併せて実施した。 ○ 平成22年度分助成事業の重点助成分野のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」について、現地で直接、活動を確認し、助成先団体との意見交換等を行うなど、現場とのネットワークづくりや助言等を行った。（25団体） また、その結果については訪問レポートにまとめ、機構内で報告会を実施して課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。 <p>【職員の専門性の向上】#62</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の専門性向上の一環として、助成対象事業に関連したテーマについて、当該分野の専門家を招き、その分野で抱える課題やその解決のための機構の役割等を考えるための勉強会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・7/13 「権利擁護と成年後見制度の動向」 ・8/5 「子ども家庭福祉の過去、現在、未来」

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫補助金を財源とする助成事業を実施するにあたり、平成22年6月に財務省の法令担当者を講師とした「補助金等適正化法に関する勉強会」を開催し、適正な制度運用を図るとともに、助成先団体に対する事務指導に活用した。
	(8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。	(10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。	<p>【助成事業による新たな連携の強化】#63</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度分全助成先団体による自己評価(1,024事業)のうち、936事業(91.4%)から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得た。
	(9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。	(11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。	<p>【助成事業の利用者満足度】#64</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の利用者に対するアンケート調査の実施について、95.3%の利用者から満足したとの回答を得た。 ○ なお、平成22年度分全助成先団体による自己評価のうち、999事業(97.6%)から助成事業を利用して満足したとの回答を得た。
(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	(10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。	(12) 事後評価結果等を踏まえ、平成22事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。	<p>【事業効果の高い優れた助成事業の周知】#65</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業については、ヒアリング評価結果等を踏まえて選出し、その事業概要や効果をホームページで公表するとともに、事業評価報告書に掲載するなどして、広く周知を図った。
		(13) 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、平成22事業年度において、事業報告会や助成事業説明会を計3回以上開催する。	<p>【助成事業報告会等の開催】#66</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介する事業報告会を全国3か所（宮城、大阪、福岡）で開催し、広く周知を図った。なお、93.5%の参加者から「良かった」との回答を得た。 ○ 社会的な問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉団体による取り組みを広く社会に啓発・普及するため、特に、公的制度ではカバーできないケースに対する「民間団体による子どものシェルター」に焦点を絞り、有識者による講演及び助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告するシンポジウムを平成22年10月に開催した。また、当日の様子は、NHKのニュースで紹介されるなど、広く社会的な関心を集めるとともに、98.8%の参加者から「良かった」との回答を得た。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目 9	評 定	A												
	<p>助成事業の募集については、平成22年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となったことを踏まえ、新たな助成対象事業及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや重点助成分野を国と協議のうえ設定し、募集要領に明記するとともに、公表することができた。</p> <p>『助成事業の応募状況』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">平成21年度助成分</th> <th colspan="2">平成22年度助成分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(対前年比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>2,168件</td> <td>2,421件</td> <td>(+253件)</td> </tr> <tr> <td>金 額</td> <td>7,046百万円</td> <td>9,299百万円</td> <td>(+2,253百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して行う創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに絞り込んで募集することができた。</p> <p>助成事業の審査、選定（採択）にあたっては、外部有識者からなる審査・評価委員会において審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定し、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、選定方針を機構ホームページにおいて公表したうえで、審査・評価委員会において審査、選定（採択）することができた。</p> <p>平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合については、中期計画の目標値80%を上回る82.0%を確保することができた。</p> <p>また、助成業務の事務手続きに関しては、助成先団体専用のホームページを整備するとともに、各種提出書類の様式を見直すことで、助成先団体等の事務負担の軽減を図った。</p> <p>一方、助成決定の平均処理期間は28.7日となり、中期計画の目標値30日以内で処理することができた。事後評価については、事後評価方針の策定にあたり、事後評価を効率的かつ効果的に実施する観点から、評価の実施方法や評価結果の活用方法について必要な見直しを行い、同方針に基づいて実施することができた。特にヒアリング評価については、より効率的かつ効果的に実施するため、平成21年度分助成事業の助成区分毎にヒアリングの実施方法を変えるなどして100事業へのヒアリング評価を実施するとともに、その際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供などの支援を併せて実施した。また、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価部会委員による評価所見と機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。</p> <p>事後評価の結果については、速やかにホームページにて公表するとともに、平成23年度分助成事業の募集要領や選定方針（案）に反映し、助成制度のPDCAサイクルによる改善を行った。</p> <p>助成事業を通じた助成先団体への相談・助言や機構職員の専門性の向上に関しては、平成22年度分助成事業の重点助成分野のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」を実施する25団体の現場を訪問し、直接、活動を確認したり、助成先団体と意見交換を行うことによって、現場とのネットワークづくりに努めるとともに、情報提供や助言等を行った。また、その結果についてはレポートにまとめ、機構内で報告会を実施して課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、これらの分野で必</p>	区分	平成21年度助成分	平成22年度助成分		(対前年比)		件 数	2,168件	2,421件	(+253件)	金 額	7,046百万円	9,299百万円	(+2,253百万円)	<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成22年度から新たに国庫補助による助成事業（社会福祉振興助成事業）となったことを踏まえ、助成対象事業や助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要領等に明記し、公表している。</p> <p>助成事業の審査、採択については、選定方針を福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査、採択している。</p> <p>平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業への助成の割合については、中期計画の目標値80%を上回る82.0%を確保することができている。また、助成決定までの平均処理期間は28.7日となり、中期計画の目標値30日以内で処理することができている。</p> <p>助成事業の事後評価については、評価結果を助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させるとともに、ヒアリング評価結果については、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。</p> <p>助成事業の成果（効果）については、平成22年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち91.4%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができている。</p> <p>助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.3%の利用者から満足したとの回答を得ることができている。</p> <p>事業効果の高い優れた助成事業の成果の普及に関しては、各地で事業報告会を3回実施し、事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く周知したほか、社会的な問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉活動団体ならではの取り組みの側面から広く社会に啓発・普及するため、「NPOなどの民間団体による子どものシェルター事業」に焦点を絞ったシンポジウムを開催している。</p> <p>以上のように、透明で公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象事業や助成対象テーマの見直しを検討し、募集要領等を策定したことは評価できる。 ○ 助成事業の審査・採択数は前年度より増加しており、新たな事業へ順調に移行している。 ○ 助成事業の審査・採択等の運営は適切に行われている。 ○ 助成決定の平均処理期間は28.7日となり、前年度より延長したものの、中期計画の目標値30日以内で処理している。 <p>（業務への提言・その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象テーマが、国として行うべきものに限定されたことは残念
区分	平成21年度助成分			平成22年度助成分													
		(対前年比)															
件 数	2,168件	2,421件	(+253件)														
金 額	7,046百万円	9,299百万円	(+2,253百万円)														

	<p>要とされる支援や課題等について広く周知を図った。</p> <p>助成事業の成果（効果）については、平成22年度分助成事業を通じて、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業が全助成事業のうち91.4%あったとの回答を得ることができ、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p>また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、95.3%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）について確認することができた。</p> <p>さらに、事業効果の高い優れた助成事業の成果の普及に関しては、各地で事業報告会を3回実施し、事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く周知したほか、社会的な問題となっている児童虐待の防止について、民間福祉活動団体ならではの取り組みの側面から広く社会に啓発・普及するため、「NPOなどの民間団体による子どものシェルター事業」に焦点を絞ったシンポジウムを開催した。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、講すべきとされた政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図ることを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。</p>	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPOなどの規模の小さい組織が増大しているので、助成事業の周知をいかに実施するか今後も検討してほしい。 ○ NPOには期待が高まるが、運営上の問題を生じているところも少なくない。問題を抱えるNPOをいかに発見して指導するか、NPOを認可する都道府県への支援も含め、こうした課題に福祉医療機構としても取組んでほしい。 ○ NPOの活動への助成は極めて重要な事業である。
<p>【数値目標】</p> <p>① 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>② 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>③ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。</p> <p>④ 助成事業が対象とした利用者のうち、70%以上の利用者から満足しているとの回答を得る。</p> <p>⑤ 助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>	<p>① 平成22年度分助成事業のうち、特定非営利活動法人又は非営利の任意団体が行う事業への助成の割合は82.0%となり、中期計画の目標値である80%を超えていたことが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P57【特定非営利活動法人等への助成】#55参照</p> <p>② 平成22年度分助成事業の助成金申請処理に当たっては、国庫補助金の交付決定後、速やかに助成決定できるよう、助成金申請書の様式を見直すなど事務の効率化を実施した結果、助成金申請から助成決定までの平均処理期間は28.7日となり、中期計画の目標処理期間である30日より短い日数で処理することができた。</p> <p>※ 業務実績P57【助成金交付までの平均処理期間短縮】#57参照</p> <p>③ 平成22年度分全助成先団体による自己評価（1,024事業）のうち、936事業（91.4%）から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等の効果があったとの回答を得ることができた。</p> <p>※ 業務実績P59【助成事業による新たな連携の強化】#63参照</p> <p>④ 平成22年度助成先団体を通じて、助成事業を利用した方（エンドユーザー）を対象にした満足度調査を実施した結果、95.3%の利用者から満足したとの回答を得ることができた。</p> <p>※ 業務実績P59【助成事業の利用者満足度】#64参照</p> <p>⑤ 事業効果の高い優れた助成事業の成果を広く普及し、各地で実施される民間福祉活動がより高い効果を発揮することができるよう、事業効果の高かった助成事業について紹介、討議する事業報告会を3回開催し、年度計画の目標値を達成することができた。</p> <p>※ 業務実績P59【助成事業報告会等の開催】#66参照</p>	

[評価の視点]

- 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表しているか。

[実績：O]

- ・ 平成22年度分助成事業の募集については、平成21年度に旧長寿・子育て・障害者基金事業として募集（1次募集）し、新たな国庫補助による助成制度に応募があったものとみなして4月に内定した助成事業に加え、平成22年6月には、平成22年度から新しい助成制度となったことを踏まえ、国と協議のうえ、新たな助成区分及び直近の政策課題や多様化する国民ニーズを反映した助成対象テーマや4つの重点助成分野を設定した募集要領を策定し、ホームページ等で公表した。

- ・ 平成23年度分助成事業の募集にあたっては、国と今後の助成事業のあり方について協議したうえで、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して行う創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定し、平成23年2月に募集要領を策定、公表した。

なお募集の際には、「助成事業の基本方針」を策定・公表し、助成事業を通じて機構が目指す方向性を明確に打ち出すとともに、機構が期待する助成事業の例及び優良事業の例についても併せて機構ホームページに掲載し、積極的に機構から発信していくことで、各地の民間福祉団体にとって分かりやすく、応募しやすい助成制度となるよう取り組んだ。

※ 業務実績P54【募集要領等の策定・公表】#51参照

- 選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努めているか。

- 每年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。

- 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。

- 助成先団体等の事務負担の軽減を図るために、各種提出書類の電子化などを行っているか。

[実績：O]

- ・ 平成22年度分助成事業の選定方針の策定にあたっては、新しい助成制度となったことを踏まえ、改めて、固定化の方法等を見直し、選定方針に反映した。

※ 業務実績P56【助成事業の固定化回避】#53、【助成事業の選定方針の策定】#54参照

[実績：O]

- ・ 平成22年度分助成事業の選定にあたっては、審査・評価委員会において、審査項目及び審査基準を見直した新たな選定方針を策定するとともに、審査の客觀性及び透明性の確保を図る観点から、当該方針を機構ホームページにおいて平成22年6月に公表したうえで、審査・評価委員会において審査し、採択した。

※ 業務実績P55【助成事業の審査・採択】#52参照

[実績：O]

- ・ 上記[数値目標①]のとおり中期計画を達成した。

[実績：O]

- ・ 助成先団体や機構の事務負担の軽減を図るために、各種提出書類の電子媒体での提出を促進するよう、助成先団体専用のホームページを開設し、隨時、様式のダウンロードを可能とした。

また、助成金要望書から交付申請、完了報告書、自己評価までの各種提出書類の様式を見直し、申請に際しての助成先団体等の事務負担の軽減を図った。

	<p>※ 業務実績P57【各種提出書類の様式の見直し等】#56参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記[数値目標②]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度における助成事業の事後評価については、効率的かつ効果的に実施する観点から、審査・評価委員会において、評価の実施方法や評価結果の活用方法について必要な見直しを行った評価方針を策定し、同方針に基づいて実施した。 特に、現地に赴いて実施するヒアリング評価については、平成21年度分助成事業の助成区分毎にヒアリングの実施方法を変えるなど、効率的かつ効果的に実施するとともに、ヒアリングの際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなど、助成金だけない様々な方法で効果的な支援を実施した。 ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価部会委員による評価所見と機構事務局によるコメントを各団体に対してフィードバックした。 ※ 業務実績P57【助成事業の事後評価の実施】#58参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度分助成事業の事後評価の結果については、平成22年12月に「助成事業の選定に当たっての評価部会からの提案」としてまとめ、平成23年度分助成事業の選定方針（案）に反映した。 ※ 業務実績P58【事後評価の結果の反映】#59参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度分助成事業の重点助成分野のうち、「貧困対策など社会的支援（福祉的支援）が必要な方々を支援する事業」について、現地で直接、活動を確認したり、助成先団体との意見交換を通じて、現場とのネットワークづくりや助言等を実施した。（25団体） その結果についてはレポートにまとめ、機構内で報告会を実施して、助成先団体が抱える課題等の共有化を図るとともに、機構ホームページにも掲載し、広く周知を図った。 また、現地に赴いて実施するヒアリング評価の際には、個別の相談に応じながら、これまでの助成実績を通して得られた事業実施ノウハウや事業継続のためのヒントなどをまとめた冊子（ヒント集）や、各地で実施された助成事業の参考事例などを用いながら、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援を実施した。 ※ 業務実績P58【助成先団体への相談・助言等】#61参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記[数値目標③]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p>	
--	--	--

<p>%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。</p> <p>○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記[数値目標④]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記[数値目標⑤]のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成22年度から新たな助成制度となったことに伴い、以下の事項について、国民のニーズを念頭に事業の見直しを図るとともに、費用対効果の観点から事務・事業の見直しを検討し、平成22年度から実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 経費削減の観点から、助成事業の成果の普及に関して、助成事業の成果に関する資料集（事業年鑑）の発行を取り止めて、電子図書館に一本化するとともに、助成事業の募集広報についても、費用対効果を勘案し、新聞広告掲載を取り止める一方で、各種の福祉系ポータルサイトでのWeb掲載や専門誌での募集案内を重点的に行うことにより、一層、効率的、効果的な周知を図った。（経費削減額：▲32百万円） ⇒ 各地域できめ細かな視点で実施される比較的規模の小さな助成事業の応募・審査について、従来は各都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じて応募や推薦を受けていたが、平成22年度よりこれを廃止して全て機関で直接受け付けることにより、事務コストを節減するとともに、機関が直接、事務指導や助言を行う体制とした。（経費削減額：▲78百万円） ⇒ 審査・評価委員会の体制について、事務コストの節減を念頭に、審査及び評価の質を確保しつつ、委員数を削減した。（21年度：28名→22年度：24名） ⇒ なお、平成23年度分助成事業の募集にあたって、それまで実施していた高齢者や障害者、子育て支援といった多分野での全方向的な助成ではなく、多様な社会資源を活用し、他の団体との連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有、協働して創意工夫ある活動を行う事業を重視するため、助成対象事業を抜本的に見直すとともに、助成対象テーマについても、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに絞り込んだ。 また、助成を行った事業については、ヒアリング評価や現場訪問等において、助成先団体の個別の相談に応じたり、事業や団体の運営、財源確保などについて、助言や情報提供を行うなどの支援にも注力することにより、助成事業のフォローアップや助成効果の最大化に努めた。 • 当該事業については、見直しの基本方針において、講すべきとされた政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図ることを着実に実施するため、平成23年3月に中期計画を変更した。
--	---

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																				
6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (参考) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成22事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数 (4/1現在)</td><td>682,432人</td></tr> <tr> <td>退職手当金 支給者数</td><td>74,480人</td></tr> <tr> <td>退職手当金 支給額</td><td>90,853,890千円</td></tr> <tr> <td>単位掛金額</td><td>44,700円</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	被共済職員数 (4/1現在)	682,432人	退職手当金 支給者数	74,480人	退職手当金 支給額	90,853,890千円	単位掛金額	44,700円	6 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額の実績は次のとおりである。 (実績) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成22事業年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td><td>703,887人</td></tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td><td>62,717人</td></tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td><td>79,280,049千円</td></tr> <tr> <td>単位掛金額</td><td>44,700円</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	4月1日現在の被共済職員数	703,887人	退職手当金支給者数	62,717人	退職手当金支給額	79,280,049千円	単位掛金額	44,700円
区分	平成22事業年度																						
被共済職員数 (4/1現在)	682,432人																						
退職手当金 支給者数	74,480人																						
退職手当金 支給額	90,853,890千円																						
単位掛金額	44,700円																						
区分	平成22事業年度																						
4月1日現在の被共済職員数	703,887人																						
退職手当金支給者数	62,717人																						
退職手当金支給額	79,280,049千円																						
単位掛金額	44,700円																						
(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。	(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。	(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。	【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#67 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間は39.0日となり、目標である75日以内を達成した。																				
(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。	(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。	(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。 また、施設種類別に共済契約者（経営者）との意見交換会等を開催する。 さらに、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配	【利用者への制度内容の周知等】#68 ○ 実務研修会の実施にあたっては、平成21年度の実務研修会において実施したアンケート結果を踏まえ、テキストの内容を見直した。 ○ 平成22年11月から平成23年3月にかけて35都道府県で開催されるすべての実務研修会に職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導した。 また、共済契約者を直接訪問（19契約者）し、退職手当共済制度についての意見交換を行い、報告書を作成するとともに、要望については、可能なものから実現を図った。なお、収集した意見は機構ホームページのお客さまの声のページに掲載した。																				
			【加入促進のための取り組み】#69 ○ 機構が実施した次のセミナーの受講者に対し、社会福祉施設職員等退職手当共済制																				

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績								
		布するとともに、新規契約者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、効果的な制度の周知方法を具体化する。	<p>度について、資料に基づき概要を説明するとともに、リーフレットを配布し、制度の周知を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>施設開設・経営実務セミナー</td><td>平成22年 6月 4日（東京） 平成22年 6月25日（大阪）</td></tr> <tr> <td>障害者施設経営セミナー</td><td>平成22年 9月 3日（東京）</td></tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム経営セミナー</td><td>平成22年10月15日（東京）</td></tr> <tr> <td>保育所経営セミナー</td><td>平成23年 2月 4日（大阪） 平成23年 3月 4日（東京）</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに平成22年度においては、都道府県の協力を得て、退職手当共済制度に加入していない社会福祉法人（2,154法人）に対して加入案内、パンフレットを送付し、当制度への加入促進を図った。 ○ これらの加入促進策の実施によって、新たに140法人が新規加入することとなった。 	施設開設・経営実務セミナー	平成22年 6月 4日（東京） 平成22年 6月25日（大阪）	障害者施設経営セミナー	平成22年 9月 3日（東京）	特別養護老人ホーム経営セミナー	平成22年10月15日（東京）	保育所経営セミナー	平成23年 2月 4日（大阪） 平成23年 3月 4日（東京）
施設開設・経営実務セミナー	平成22年 6月 4日（東京） 平成22年 6月25日（大阪）										
障害者施設経営セミナー	平成22年 9月 3日（東京）										
特別養護老人ホーム経営セミナー	平成22年10月15日（東京）										
保育所経営セミナー	平成23年 2月 4日（大阪） 平成23年 3月 4日（東京）										
	(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。	<p>(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。</p> <p>① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。</p> <p>② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムで作成可能な届出について、事務処理見直しを行う。</p>	<p>【提出書類の電子届出化等】#70</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子届出システムを利用している共済契約者に対して、アンケート調査を実施した結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得た。 ○ 電子届出システムを利用している共済契約者から寄せられた意見を踏まえ、操作性のさらなる向上を図るため、職員加入日の表示機能の追加やシステム利用時間のタイムアウト設定時間を延長するなど、電子届出システムの改善を行った。 <p>«添付資料：28, 29»</p>								
(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。	(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。 また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。	<p>【業務指導等の強化】#71</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年2月に業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）の事務担当者に対する事務打合せ会を開催し、事務処理の円滑・適正な実施のための業務指導を行った。（参加実績：44都道府県55人） また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知・徹底を図った。 								

評価の視点等	自己評定	S	評価項目10	評 定	S
	<p>平成22年度においては、都道府県に対する補助金の早期入金の働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が39.0日となり、中期計画の目標値75.0日を大幅（36.0日短縮）に上回る実績をあげることができ、6万2千人余の退職者に計793億円の退職手当金を円滑に支給することができた。</p> <p>また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、共済契約者に対して、電子届出システムの利用促進を図った結果、平成23年度から新たに454法人が利用登録することとなり、利用率では前年度を2%上回る81%になるとともに、電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に関して大きく寄与した。</p> <p>なお、平成22年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ767,170人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制することができた。さらに、電子届出システムを利用している共済契約者に対するアンケート調査を実施した結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講すべきとされ、電子届出システムの利用率の向上に努め、事務処理の効率化を図った。</p> <p>東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じた。</p> <p>以上のとおり、平成22年度においては、退職手当金支給に係る平均処理期間について、中期計画の目標値を大きく短縮し、利用者サービスの向上に貢献するとともに、電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行うことにより、電子届出システムの利用率の増加を図り、共済契約者及び機構における事務の軽減を実現するなど、年度計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p>		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>退職手当金支給に係る平均処理期間が39.0日となり、中期計画の目標値75日を大幅（36.0日短縮）に上回る実績をあげている。</p> <p>電子届出システムについては、利用率が81%と非常に高い水準となるとともに、利用者アンケート調査において、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。</p> <p>利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、機構の事務の効率化も実現している。</p> <p>東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。</p> <p>以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>		
[数値目標]	<p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 (参考：19年度 61.7日 20年度 44.8日)</p> <p>② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当金支給に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。</p>	<p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間については、以下の取組みを行った結果、39.0日となり、中期計画の目標値75日よりも36.0日の短縮を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月4回の資金交付の実施 ・都道府県に対する補助金の早期入金の依頼（資金不足による支給遅延の解消） ・実務研修会での積極的指導（適正な事務処理の徹底） ・事務処理が集中する上半期に短期派遣職員を積極的に投入 <p>※ 業務実績P65【退職手当金給付事務の平均処理期間短縮】#67参照</p> <p>② 平成22年度においては、利用者アンケートを踏まえたシステム改善を実施するとともに、電子届出システムの利用案内を送るなど積極的な利用促進を図り、平成23年度では新たに454法人が電子届出システムを利用することとなった。</p> <p>平成23年4月に実施した電子届出システム利用者へのアンケート調査において、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られたことから、平成22年度に取り組んだ電子届出システムの改善が共済契約者の事務負担の軽減に寄与したことが確認できた。</p> <p>※ 業務実績P66【提出書類の電子化】#70参照</p>	<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済契約者及び機構における事務の軽減を実現するなど、改善が著しいため、S評価としている。 ○ 退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が39.0日となり、中期計画の目標値75.0日を大幅（36.0日短縮）に短縮していることは高く評価できる。職員が一丸となって取組んだ成果と言える。 ○ 提出書類を電子化し、エラー発生率の減少及びコストの削減を実現していることは高く評価する。 ○ 退職手当金支給は効率的に運用されており、利用者の利便性の向上につながっている。 ○ 電子届出システムの利用率は国の利用率を大きく上回っている。 ○ 届出書類の電子化、事務処理期間の短縮、利用者への制度周知など、適切に実施している。 ○ 共済契約者に対して、電子届出システムの利用促進を図った結果、加入者数の順調な増加がみられている。 <p>(業務への提言・その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子届出システムの利用メリットについて、分かりやすくPRしてはどうか。 		

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。 ○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を大幅に短縮して達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 35都道府県において延べ42回開催された実務研修会に職員を派遣し、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導し、手続きの適正化に努めるとともに、制度内容の周知を図った。 ※ 業務実績P65【利用者への制度内容の周知等】#68参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度においては、19か所の共済契約者を訪問し、共済制度及び諸手続きについて不明点の確認や説明を行うとともに、制度や機構職員の対応等について意見交換を行うなど、顧客サービスの向上に努めた。 ※ 業務実績P65【利用者への制度内容の周知等】#68参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共済契約者の事務負担軽減のため、次のとおり電子届出システムの利用促進、操作性向上のためのシステム改善を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 電子届出システムの利用案内を作成し、システム未利用の共済契約者（3,475法人）に送付した。 ② 35都道府県で開催された共済契約者の事務担当者に対する実務研修会において、電子届出システムの利便性について説明した。 ③ 共済契約者を対象として、WAM NETの操作及び電子届出システムの操作について、WAM NET事業課と共同して実際にパソコンを用いた操作説明会を実施した。 ④ 電子届出システム利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システム改善を実施し、操作性のさらなる向上を図った。 その結果、平成23年度の電子届出システム利用者アンケートにおいて、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られた。また、電子届出システムの利用促進を図り、新たに454法人が電子届出システムの利用登録を行い、平成23年度におけるシステム利用率は81%（平成22年度のシステム利用率79%）となり、共済契約者の事務負担軽減が図られるとともに、機構における事務の効率化も図ることができた。 ※ 業務実績P66【提出書類の電子届出化等】#70参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標②】のとおり、電子届出システム利用者アンケートにおいて、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答が得られた。
---	---

- 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。

- 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

[実績：○]

- ・ 平成23年2月に業務委託先（47都道府県社会福祉協議会等）を対象とした事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を図った。また、実務研修会にあわせて業務委託先に対し、個別に事務指導を行い、業務の周知・徹底を図った。

※ 業務実績P66【業務指導等の強化】#71参照

[実績：○]

- ・ 毎年、共済契約者あてに送付する掛金納付対象職員届の提出に関する書類のうち、電子届出システム利用者あてに送付する書類の一部をホームページからダウンロードして使用する取扱いとするなど送付書類の見直しを行った。
- ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、電子届出システムの利用率の向上に努め、事務処理の効率化を図った。
- ・ 東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、掛金の納付期限に係る延長措置を講じた。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																												
<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。 (参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>417人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,012人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>82,024人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>49,038人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>7,150,600千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>11,850,900千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	新規加入者数	417人	新規年金受給者数	2,012人	保険対象加入者数	82,024人	年金給付保険金支払対象障害者数	49,038人	死亡・障害保険金額	7,150,600千円	年金給付保険金額	11,850,900千円	<p>7 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。 なお、当該事業における新規加入者数その他他の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>402人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,286人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>82,260人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>49,467人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,038,400千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>11,946,660千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成22事業年度	新規加入者数	402人	新規年金受給者数	2,286人	保険対象加入者数	82,260人	年金給付保険金支払対象障害者数	49,467人	死亡・障害保険金額	8,038,400千円	年金給付保険金額	11,946,660千円
区分	平成22事業年度																														
新規加入者数	417人																														
新規年金受給者数	2,012人																														
保険対象加入者数	82,024人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	49,038人																														
死亡・障害保険金額	7,150,600千円																														
年金給付保険金額	11,850,900千円																														
区分	平成22事業年度																														
新規加入者数	402人																														
新規年金受給者数	2,286人																														
保険対象加入者数	82,260人																														
年金給付保険金支払対象障害者数	49,467人																														
死亡・障害保険金額	8,038,400千円																														
年金給付保険金額	11,946,660千円																														
<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出すること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成21年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。 また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	<p>【財務状況の検証と公表】#72 ○ 平成22年9月10日に財務状況検討会を開催し、事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成21年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、同検討会の報告書を取りまとめた。また、取りまとめた報告書について、次のとおり関係者への報告及び情報の公表等を行い、事業の透明性の確保に努めた。 《添付資料：31》</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成22年10月 5日</td> <td>厚生労働省へ報告</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月 5日</td> <td>都道府県・指定都市へ報告書を送付</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月15日</td> <td>機構のホームページで公表</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月28日 平成22年11月25日</td> <td>障害者関係団体（全国重症心身障害児（者）を守る会、全日本手をつなぐ育成会）に説明</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月22日</td> <td>地方公共団体事務担当者会議において説明</td> </tr> </tbody> </table>	平成22年10月 5日	厚生労働省へ報告	平成22年10月 5日	都道府県・指定都市へ報告書を送付	平成22年10月15日	機構のホームページで公表	平成22年10月28日 平成22年11月25日	障害者関係団体（全国重症心身障害児（者）を守る会、全日本手をつなぐ育成会）に説明	平成22年12月22日	地方公共団体事務担当者会議において説明																		
平成22年10月 5日	厚生労働省へ報告																														
平成22年10月 5日	都道府県・指定都市へ報告書を送付																														
平成22年10月15日	機構のホームページで公表																														
平成22年10月28日 平成22年11月25日	障害者関係団体（全国重症心身障害児（者）を守る会、全日本手をつなぐ育成会）に説明																														
平成22年12月22日	地方公共団体事務担当者会議において説明																														

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																									
<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保すること。</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。</p> <p>イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p>	<p>【運用の基本的考え方】#73</p> <p>○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で、平成20年4月1日に策定した分散投資を基本とする長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、運用を行った。 《添付資料：32》</p> <p>【運用の目標】#74</p> <p>○ 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>【運用受託機関の選定、管理及び評価】#75</p> <p>○ 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、各運用受託機関ごとに提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。</p> <p>【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#76</p> <p>○ 平成22年度におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりであり、概ね各資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。 [平成22年4月～平成23年3月（年率）]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td>国内</td> <td>債券 株式</td> <td>1.81% ▲9.23%</td> <td>1.85% ▲9.22%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>▲7.54%</td> <td>▲7.53%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>2.41%</td> <td>2.17%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>0.07%</td> <td>0.10%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.18%</td> <td>0.35%</td> <td>0.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《添付資料：33》</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券 株式	1.81% ▲9.23%	1.85% ▲9.22%	外国	債券	▲7.54%	▲7.53%	株式	2.41%	2.17%	短期資産	0.07%	0.10%	0.04%	合計	0.18%	0.35%	0.18%
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																								
有価証券	国内	債券 株式	1.81% ▲9.23%	1.85% ▲9.22%																								
	外国	債券	▲7.54%	▲7.53%																								
		株式	2.41%	2.17%																								
	短期資産	0.07%	0.10%	0.04%																								
合計	0.18%	0.35%	0.18%																									

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績										
<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び收支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定 扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。</p>	<p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行なう。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資</p>	<p>ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行なう。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p>	<p>【評価ベンチマークの設定】#77 ○ 適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連續して利用可能のこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、次のとおり平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。</p> <table border="1"> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI（総合）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>有担保コールレート（翌日物）</td> </tr> </table> <p>【運用におけるリスク管理】#78 ○ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用して、把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>【年金給付のための流動性の確保】#79 ○ 年金給付の支出のため、流動性（現金）のある口座（決済用普通預金）においては、必要最小限度で資金を管理した。</p> <p>【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#80 ○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。 ○ なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成22年9月の資産運用委員会で検討を行った結果、見直す必要はないとの結論を得た。</p>	国内債券	NOMURA-BPI（総合）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	有担保コールレート（翌日物）
国内債券	NOMURA-BPI（総合）												
国内株式	TOPIX（配当込み）												
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）												
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）												
短期資産	有担保コールレート（翌日物）												
			«添付資料：34»										

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																		
<ul style="list-style-type: none"> 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて隨時見直すこと。</p>	<p>資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p> <p>⑧ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。</p>	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%		
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			
		<p>⑥ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成22年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随时見直す。</p>	<p>【基本ポートフォリオの見直し】#81</p> <p>○ 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて、平成22年9月の資産運用委員会で検証を行い、基本ポートフォリオについては、見直す必要はないとの結論を得た。</p>																		

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																		
⑧ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。	<p>⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 ・ 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 ・ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の 	<p>(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本ポートフォリオ</th> <th>乖離許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。 ・ 各資産 各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。 ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関する 	区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>【乖離状況の把握等】#82</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 <p>【資産全体のリスク管理】#83</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 <p>【各資産のリスク管理】#84</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 <p>【各運用受託機関及び各資産管理機関】#85</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運用受託機関及び資産管理機関に対し示した運用及び資産管理に関するガイドラインにより、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、問題のないことを確認した。
区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅																			
国内債券	71.6%	±8%																			
国内株式	7.8%	±5%																			
外国債券	7.8%	±5%																			
外国株式	7.8%	±5%																			
短期資産	5.0%	±4%																			

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 <p>また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑩ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑪ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>ガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑨ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成21年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証とともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	<p>【運用手法】#86 <input type="radio"/> 各資産ともパッシブ運用を実施した。</p> <p>【企業経営等に与える影響への考慮】#87 <input type="radio"/> 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については、運用受託機関に対して個別銘柄の指図は行わなかった。</p> <p>【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#88 <input type="radio"/> 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された決算書を基に平成21年度決算を分析し検証するとともに、平成22年9月に開催した財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。	(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。	(3) 事務処理の適切な実施 ① 事務担当者会議の開催 事務担当者会議を効率的に開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 ② 制度改正後の事務処理の改善 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その結果を業務改善に反映させる。	<p>【事務担当者会議の開催】#89</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体事務担当者会議に向けて、地方公共団体の意見、要望等を反映させるためのアンケート調査を行った。アンケート調査の結果を踏まえ、以下のとおり事務担当者会議を開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底を図るなど、地方公共団体との連携の強化を図った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>開催日</th> <th>開催場所</th> <th>参加者</th> </tr> <tr> <td>平成22年12月22日</td> <td>東京都</td> <td>67人（62都道府県市）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。（新潟県、新潟市：平成23年2月4日、東京都、相模原市：平成23年2月18日） ○ 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報（年金が支給されない場合）について利益情報と同様に周知徹底し、制度についての誤解が生じないようにするために、パンフレットの見直しを行った。 ○ 地方公共団体の意見を踏まえ、3種類あるリーフレットのうち、共通部分の多いものを統合して2種類とすることにより、制度周知の効率化を図った。 ○ 平成23年3月に加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のため、事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、地方公共団体に送付し加入者等へ配布するよう依頼した。 	開催日	開催場所	参加者	平成22年12月22日	東京都	67人（62都道府県市）
開催日	開催場所	参加者							
平成22年12月22日	東京都	67人（62都道府県市）							

評価の視点等	自己評定	B	評価項目11	評 定	B
	<p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成21年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公開を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施することができた。運用利回りについては0.35%であり、ベンチマーク収益率(0.18%)を上回った。また、各資産についても概ねベンチマーク収益率を確保することができた。なお、平成22年度末において、繰越欠損金の解消には至っていない。</p> <p>また、地方公共団体に対して事務処理等についてのアンケート調査を行い、その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報（年金が支給されない場合）について利益情報と同様に周知徹底することの必要性を認識し、そのためのパンフレットの見直しを行った。平成23年3月に地方公共団体にパンフレットを送付し、加入者等に配布するなどの活用を促し、制度のより一層の理解を図るとともに、顧客保護の周知徹底に努めた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。</p>			<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成21年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。</p> <p>心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。</p> <p>運用利回りについては、市場環境が悪化した影響により年0.35%となつたものの、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保している。</p> <p>厚生労働大臣が指示する運用利回り(年2.80%)を確保することができなかつた影響等により、平成22年度末における繰越欠損金については、約111億円となり、前年度に比べ約15億円増加している。</p> <p>繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。</p>	
<p>[数値目標]</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>① 運用利回りについては0.35%であり、ベンチマーク収益率(0.18%)を上回った。また、各資産についても概ねベンチマーク収益率を確保することができた。</p> <p>※ 業務実績P71【各資産ごとの対ベンチマーク収益率との差】#76参照</p> <p>② 資産運用委員会の議を経た上で策定した運用に関する基本方針については、引き続きホームページで公表した。</p> <p>② なお、運用に関する基本方針の見直しについては、平成22年9月の資産運用委員会で検討を行った（基本方針の見直しは行っていない）。</p> <p>※ 業務実績P72【運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し】#80参照</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成22年9月の資産運用委員会で検証を行った。</p> <p>※ 業務実績P73【基本ポートフォリオの見直し】#81参照</p> <p>④ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>※ 業務実績P74【乖離状況の把握等】#82参照</p>		<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、財務状況を検証している。 ○ 心身障害者扶養保険資金の運用については、安全かつ効率的な運用が行われているが、市場環境が悪化した影響により、繰越欠損金が増加している。 ○ 心身障害者扶養保険資金の運用利回りが悪化した要因は、市場の影響によるものであり、機構自体の運営が悪かったからではない。 <p>(業務への提言・その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金運用については、世界的な金融事情が厳しい中、目標収益率を確保することは難しい。 		

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。 ○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。 ○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。 ○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク收益率を確保するよう努めているか。 ○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク收益率を確保しているか。 ○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成21年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書をとりまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告（平成22年10月）するとともに、障害者関係団体への説明（平成22年10月、11月）、機構のホームページでの公開（平成22年10月）を実施した。 ※ 業務実績P70【財務状況の検証と公表】#72参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用委員会の議を経た上で策定した基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金の運用を行った。 ※ 業務実績P71【運用の基本的考え方】#73参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本ポートフォリオを、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りである2.8%を長期的に確保するよう資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に定めた。 ※ 業務実績P71【運用の基本的考え方】#73参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオを適切に管理した。 ※ 業務実績P71【運用の目標】#74参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用受託機関の選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用実績、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ選定し、平成20年4月1日に運用受託機関2社と金銭信託契約を締結した。 また、運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令順守の確保のため、各運用受託機関ごとに運用方針等にかかるガイドラインを提示し、その順守が確保されているかを四半期毎の定期ミーティングにおいて報告を受けるなどの方法により行った。 ※ 業務実績P71【運用受託機関の選定、管理及び評価】#75参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり中期計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチマークについては、適切な市場指標として、市場を反映した構成、投資可能な有価証券による構成、及びその指標の詳細が開示されていることに加え、データが連続して利用可能のこと、データの正確性・利便性等の要件を勘案して、平成20年度に設定した評価ベンチマークを引き続き用いた。
---	---

国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国内株式	TOPIX（配当込み）
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）・KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）
短期資産	有担保コールレート（翌日物）

※ 業務実績P72【評価ベンチマークの設定】#77参照

- 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。

[実績：○]

- ・ 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。

また、各資産ごとに各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を運用コンサルティング会社を活用し、把握・分析を行い、リスク管理を行った。

※ 業務実績P72【運用におけるリスク管理】#78参照

- 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。

[実績：○]

- ・ 年金給付のための流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行うために、年度期首の短期資産を平成22年度所要見込額と同程度とした。

※ 業務実績P72【年金給付のための流動性の確保】#79参照

- 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。
- 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標②】のとおり中期計画を達成した。

- 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。

[実績：○]

- ・ 基本ポートフォリオ策定に当たっては、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提との整合性に留意して、運用コンサルティング会社を活用し、資産運用委員会の議を経た上で平成20年4月1日に策定した。

- 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直しているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標③】のとおり中期計画を達成した。

- 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。

[実績：○]

- ・ 上記【数値目標④】のとおり中期計画を達成した。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 ○ 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。 ○ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。 ○ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産全体のリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体にかかるリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、資産全体のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P74【資産全体のリスク管理】#83参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各資産ごとのリスク管理においては、運用コンサルティング会社を活用し、各資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を分析把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断した。 毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、特に問題ないことを確認した。 ※ 業務実績P74【各資産のリスク管理】#84参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソブリン・リスクについても運用コンサルティング会社を活用し注視した。 ※ 業務実績P74【各資産のリスク管理】#84参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用受託機関及び資産管理機関に対し、運用及び資産管理に関するガイドライン（ベンチマーク含む）を示し、月次報告及び定期ミーティング等の機会に機関の運用状況、リスク負担の状況及び信用リスクを把握し、問題のないことを確認した。 ※ 業務実績P74【各運用受託機関及び各資産管理機関】#85参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各資産ともパッシブ運用を実施した。 ※ 業務実績P75【運用手法】#86参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用について個別銘柄の指図は行わなかった。 ※ 業務実績P75【企業経営等に与える影響への考慮】#87参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねた。運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主 	
---	---	--

<p>性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p>	<p>利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めた。 ※ 業務実績P75【企業経営等に与える影響への考慮】#87参照</p>	
<p>■ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。） 	<p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
<p>■ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p>	
<p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>	<p>[実績：○] <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、徴求した決算書を基に平成21年度決算を分析し検証するとともに、平成22年9月に開催した財務状況検討会での資料として提出し、同検討会において確認等の検証を行った。 <p>※ 業務実績P75【扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証】#88参照</p> </p>	
<p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。</p>	<p>[実績：○] <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務担当者会議に向けて、地方公共団体に対して事前アンケート調査を行った。調査の結果、会議の開催形態（時期・場所・形式）や議事内容について、地方公共団体の意見を反映して、平成22年12月に東京（機構）で事務担当者会議を開催した。 特に、地方公共団体相互間の情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問・要望事項等を募り、事項別に整理することにより参加者の利便性の向上を図るなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。 ・ 平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その意見等を踏まえ、顧客保護の観点から、顧客にとっての不利益情報（年金が支給されない場合）について利益情報と同様に周知徹底し、制度についての誤解が生じないようにするために、パンフレットの見直しを行い、制度のより一層の理解を図った。 ・ 地方公共団体の意見を踏まえ、3種類あるリーフレットのうち、共通部分の多いものを統合して2種類とすることにより、制度周知の効率化を図った。 </p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月に加入者、年金管理者及び年金受給者への制度周知のため、事業の実施主体である地方公共団体からの意見、要望等を踏まえたパンフレットを作成し、地方公共団体に送付し加入者等へ配布するよう依頼した。 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態の把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。 ※ 業務実績P76【事務担当者会議の開催】#89参照 <p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体事務担当者会議の開催やアンケート調査の実施、障害者関係団体（親の会等）との意見交換を通して、利用者のニーズの把握に努め、制度理解を深めるためのパンフレットの見直しを行った。 当該事業については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減等により、経費を節減した。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に關係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めた。						
(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。	(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。	(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。	<p>【提供情報の質の向上】#90</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区医師会等による地域密着の医療情報の紹介や医療に関する役立つ情報をまとめた医療情報誌発行の取り組み等を事例紹介し、医療に関する情報の充実を図った。 ○ WAM NETの保有するデータ等を利用した国の調査研究事業の成果を外部機関の協力を得てWAM NET上に掲載し、介護、障害福祉等に関する情報の充実を図った。 ○ 機構開催の施設経営セミナーの講演内容について、概要コラムを掲載し、提供情報の充実を図った。 ○ 厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について、会議資料等の掲載に併せて概要コラムを掲載し、提供情報の充実を図った。 ○ 月刊誌「WAM」と連携し、先駆的な施設整備を行った貸付先を取り材し事例紹介記事を掲載した。 ○ 経営支援室と連携し、機構融資先の病院、特別養護老人ホーム等に関する経営状況の概要コラムを掲載した。 						
	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。	(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8.2万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。	<p>【利用者数及び利用者満足度の向上】#91</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度における年間アクセス件数(※1)及びヒット件数(※2)、利用機関登録数並びに利用者の満足度指標については、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>年間アクセス件数(ヒット件数)</th> <th>利用機関登録数</th> <th>満足度指標</th> </tr> <tr> <td>1,349万件(24,334万件)</td> <td>83,149件</td> <td>90.2%</td> </tr> </table> <p>※1 アクセス件数: WAM NETトップページのアクセス数 ※2 ヒット件数: 掲載情報の直接閲覧数</p>	年間アクセス件数(ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指標	1,349万件(24,334万件)	83,149件	90.2%
年間アクセス件数(ヒット件数)	利用機関登録数	満足度指標							
1,349万件(24,334万件)	83,149件	90.2%							

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績															
			<ul style="list-style-type: none"> ○ アクセス数の増加を図るため、アンケート調査における利用者からの要望を踏まえ、検索結果を地図上に一覧表示する機能及びログイン時にソフトウェアキーボードによる入力補助機能を追加し、コンテンツ機能を充実した。 															
(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。	(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。	(3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。	<p>【WAM NET基盤の活用】#92</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問合せの対応を行い、電子届出の円滑な実施を推進したことにより、業務の効率化を図ることができた。（電子届出の利用率：退職手当共済81%（前年度79%）、福祉医療貸付事業の事業報告書64%（前年度55%）） ○ 平成21年度にシステム改修された看護師等養成所報告管理システムの利用に対し、迅速なユーザIDの発行やシステム利用における問合せの対応を行い、円滑なシステム運用を推進した。 															
(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図ること。	(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。 また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。	(4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。	<p>【広告収入等の自己収入の拡大】#93</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営セミナーの有料配信システムの導入（システム導入経費、入金管理方法等）の検討を行った。 ○ 福祉用具情報（福祉Biz）の掲載内容の拡張と掲載対象先の拡大について検討を行った。 ○ 機構及び外部で開催されるセミナー等に参加し、バナー広告の募集を行った。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バナー広告収入</td> <td>35件</td> <td>10,269千円</td> </tr> <tr> <td>介護ソフト等広告収入</td> <td>51件</td> <td>3,208千円</td> </tr> <tr> <td>福祉ビジネス広告収入</td> <td>9件</td> <td>756千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>95件</td> <td>14,233千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件 数	金 額	バナー広告収入	35件	10,269千円	介護ソフト等広告収入	51件	3,208千円	福祉ビジネス広告収入	9件	756千円	合 計	95件	14,233千円
区分	件 数	金 額																
バナー広告収入	35件	10,269千円																
介護ソフト等広告収入	51件	3,208千円																
福祉ビジネス広告収入	9件	756千円																
合 計	95件	14,233千円																

評価の視点等	自己評定	A	評価項目12	評 定	A												
	<p>WAMNETにおける提供する情報の質の向上を図るため、介護・医療・障害関係の情報を都道府県や国と連携し、最新の情報を迅速に提供するとともに、厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について会議資料等の掲載に併せた概要コラム等を掲載した。また、検索結果を地図上に一覧表示する機能及びログイン時にソフトウェアキーボードによる入力補助機能を追加するなど、利用者の利便性を向上させるための措置を講じた。</p> <p>この結果、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（21,610万件）を上回る24,334万件（対前年度比112.6%）となるとともに、満足度も90.2%と高い水準を確保するなど、利用者ニーズに十分に対応した。さらに、利用機関登録数については、事業報告書等の電子報告システムの利用者が増加した影響等により、年度計画目標である82,000件を上回る83,149件を確保した。</p> <p>加えて、広告収入等の自己収入においても、民間企業とのタイアップによる特集コーナーを平成21年度に引き続き実施したほか、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、前年度（1,072万円）を351万円上回る1,423万円（中期目標期間の最終事業年度における目標額の95%）を確保した。</p> <p>なお、厚生労働省省内事業仕分けの結果並びに見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報について見直しが必要なコンテンツの検討・整理を実施し、掲載廃止に向けた準備を行った。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>WAMNETにおける提供する情報の質の向上を図るため、最新の情報を迅速に提供するとともに、厚生労働省で開催された審議会等の議事内容について、概要コラムを掲載し分かりやすく情報を提供している。</p> <p>年間のヒット件数は2億4,334万件（前年度2億1,610万件）、また、利用機関登録数は8.3万件（前年度8.1万件）となり、いずれも前年度を上回る実績となっている。さらに、利用者の満足度については90.2%となり、平成18年度以降の高水準を確保しており、幅広い利用者に対して有益な情報を提供していることが認められる。</p> <p>以上のように、提供する情報の質の向上を図ることにより、利用者の利便性の向上を実現しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>なお、WAMNETについては、業務・システム最適化計画に基づき、平成24年秋から次期システムが稼働することであるが、引き続き、厚生労働省とも調整を図りつつ、提供する情報の更なる質の向上とコストの削減に取組んでいただくことを期待する。</p>														
<p>[数値目標]</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>22年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件 以上</td> <td>1,400万件 以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>8.2万件 以上</td> <td>7.5万件 以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度※</td> <td>90% 以上</td> <td>90% 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WAMNETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計</p> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p>	項目	22年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件 以上	1,400万件 以上	利用機関登録数	8.2万件 以上	7.5万件 以上	利用者の満足度※	90% 以上	90% 以上	<p>① アクセス件数については、年度計画目標1,400万件を若干下回る1,349万件であったが、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）については、前年度（21,610万件）を上回る24,334万件（対前年度比112.6%）となっており、利用者ニーズには十分対応している。</p> <p>① 利用機関登録数については、年度計画目標8.2万件を上回る実績を確保した。</p> <p>① 利用者満足度については、情報を集約して分かりやすく提供するなど、利用者の利便性の向上を図ることにより、満足度90.2%の高水準を確保した。</p> <p>※ 業務実績P83【利用者数及び利用者満足度の向上】#91参照</p> <p>② ワムネットプラスにおいて、民間企業とのタイアップによる特集コーナーを平成21年度に引き続き実施したほか、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、自己収入として1,423万円（中期目標期間の最終事業年度における目標額の95%）を確保した。</p> <p>※ 業務実績P84【広告収入等の自己収入の拡大】#93参照</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAMNETの利用（ヒット件数の増加など）は順調に伸びている。 ○ 提供情報の質の向上について、積極的な取組みが行われており、目標を上回る実績があげられている。 ○ 広告収入については、前年度を351万円上回る1,423万円を確保している。 <p>（業務への提言・その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療、介護、福祉情報を求める国民のニーズは、ますます増加しており、かつ切迫してきている。多様な情報提供が求められている時であるからこそ、より一層、当該事業を充実してほしいと考える。 			
項目	22年度計画	中期計画															
年間アクセス件数	1,400万件 以上	1,400万件 以上															
利用機関登録数	8.2万件 以上	7.5万件 以上															
利用者の満足度※	90% 以上	90% 以上															
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向やアンケート調査における利用者からの要望を踏まえ、介護事業者情報の内容の充実、厚生労働省で開催された審議会等の会議資料・概要コラムの掲載及び検索結果を地図上に表示する機 																

<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。 ○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。 ○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。 ○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。 ○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。 ○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<p>能等の追加など、利用者の利便性の向上を実現した。 ※ 業務実績P83「提供情報の質の向上」#90参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記【数値目標①】のとおり年度計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職手当共済事業並びに福祉医療貸付事業の電子届出の円滑な実施を推進したことにより業務の効率化を図ることができた。(電子届出の利用率:退職手当共済81%(前年度79%)、福祉医療貸付事業の事業報告書64% (前年度55%)) ・ 平成21年度にシステム改修された看護師等養成所報告管理システムの円滑な運用を推進した。 ※ 業務実績P84「WAM NET基盤の活用」#92参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度において1,423万円の自己収入を確保し、中期目標期間の最終事業年度における目標額1,500万円の95%に達した。 ※ 業務実績P84「広告収入等の自己収入の拡大」#93参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAM NETについては、厚生労働省省内事業仕分けの結果、並びに、見直しの基本方針に基づき、重複する行政情報等、見直しが必要なコンテンツの検討を行った。 ※ 業務実績P11「業務・システム最適化計画に基づく効率化等」#9参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WAM NETに係る自己収入の増加策について検討を行ってきたが、平成21年度において利用料の徴収は適切でないと結論を得たところであるが、今後における自己収入の確保策としては、本来の事業の目的に反しない範囲内において広告収入などを中心に可能な限りの収入の確保に努めることとした。 ※ 業務実績P84「広告収入等の自己収入の拡大」#93参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WAM NETにおける提供する情報の質の向上を図るために、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報等については、都道府県及び国と連携し、最新情報を迅速に提供するとともに、福祉医療政策の動向やアンケート調査における利用者からの要望を踏まえ、介護事業者情報の内容の充実、厚生労働省で開催された審議会等の会議資料・概要コラムの掲載及び検索結果を地図上に表示する機能等の追加など、利用者の利便性の向上を実現している。 ・ 厚生労働省省内事業仕分けの結果並びに見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報について見直しが必要なコンテンツの検討・整理を実施し、掲載廃止に向けた準備を行った。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																															
<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p>	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>千円 186,300,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>186,300,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債) 186,300,000 (59,000,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>千円 4,900,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>4,900,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 4,900,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 22 事業年度	貸付契約額	千円 186,300,000	資金交付額	186,300,000	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 186,300,000 (59,000,000)	区分	平成 22 事業年度	貸付契約額	千円 4,900,000	資金交付額	4,900,000	原資	貸付回収金等 4,900,000	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めた。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努めた。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資の実績は次のとおりである。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>千円 179,173,730</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>179,173,730</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 (うち財投機関債) 179,173,730 (59,000,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>千円 4,491,970</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>4,491,970</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等 4,491,970</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 22 事業年度	貸付契約額	千円 179,173,730	資金交付額	179,173,730	原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 179,173,730 (59,000,000)	区分	平成 22 事業年度	貸付契約額	千円 4,491,970	資金交付額	4,491,970	原資	貸付回収金等 4,491,970
区分	平成 22 事業年度																																	
貸付契約額	千円 186,300,000																																	
資金交付額	186,300,000																																	
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 186,300,000 (59,000,000)																																	
区分	平成 22 事業年度																																	
貸付契約額	千円 4,900,000																																	
資金交付額	4,900,000																																	
原資	貸付回収金等 4,900,000																																	
区分	平成 22 事業年度																																	
貸付契約額	千円 179,173,730																																	
資金交付額	179,173,730																																	
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債) 179,173,730 (59,000,000)																																	
区分	平成 22 事業年度																																	
貸付契約額	千円 4,491,970																																	
資金交付額	4,491,970																																	
原資	貸付回収金等 4,491,970																																	

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。	(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。	<p>【利率設定方式の見直し】#94</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金担保貸付事業においては、中期目標期間中の損益が均衡するように貸付金利の見直しを3回実施し適正化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年6月には、平成21年度決算及び財投機関債の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ② 平成22年10月には、上半期の貸付実績等に基づく検証により貸付金利の据置きを決定 ③ 平成23年1月には、財投機関債の発行状況や平成22年度の執行状況等を踏まえた収支状況の影響を検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ○ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。 ○ 上記のとおり、平成22年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中（平成24年度末）の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、平成22年度決算においては、年金担保貸付事業において当期総損失167百万円を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。
(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。	(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。	(2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするために実施した平成22年2月の制度取扱変更について、着実に実施する。 また、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を公表する。	<p>【無理のない返済に配慮した制度の運用】#95</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年2月の制度取扱変更について、受託金融機関の取扱窓口に周知を図ること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施した。 ○ 平成22年2月に導入した返済期間中生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間3,556件の変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。 《添付資料：37》 <p>【アンケート調査の実施】#96</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度運営の実態把握をするため、平成22年8月3日から9月1日の間の借入申込者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を同年12月に機構ホームページにおいて公表した。 《添付資料：38》
(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。	(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。	(3) 本制度を必要とする者に制度情報を周知するため、機構ホームページ、行政機関等を通じた広報を実施するほか、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体との連携協力による広範な広報活動を展開する。 多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるた	<p>【貸付制度の周知】#97</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構ホームページによる広報やリーフレット等による受託金融機関等を通じた広報を実施するとともに、自治体、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等に協力依頼し、制度情報の周知を行った。 ○ 機構ホームページ、リーフレット等において、多重債務者に対する専門相談機関への相談の勧奨、相談先等について明記するとともに、金融機関に対しても相談先リストを活用した借入申込者等への必要な情報提供について徹底した。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		<p>め、機構ホームページ、リーフレット等の広報媒体に相談先等を明示するほか、金融機関に対しても相談機関連絡先に関する情報提供を行う。</p> <p>業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付実行、貸付残高等の業務実績を、決算確定後の平成22年9月に機構ホームページ上で公表するとともに、貸付条件変更制度についてもその内容及び実績を同年12月から公表した。 ○ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じることを機構ホームページに掲載したうえで、迅速かつ適切な対応を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ①平成23年4月15日の約定返済について一律に猶予 ②平成23年6月以降の貸付条件の変更措置 ③専用のフリーダイヤルによる融資相談（土日対応を含む。） ④新規借入申込について、提出必要書類等の緩和 <p>«添付資料：40»</p>
	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。	(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。	<p>【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#98</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対する指導を効率的に実施するため、受託金融機関事務打合せ会議を適正な規模の会場を選定し、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催（全国7か所計9回開催）した。
(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。	(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。	(5) 借入申込みから貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。	<p>【事務処理方法の問題点の洗い出し】#99</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込みから貸付実行までの事務処理方法について、問題点の洗い出しを行い、貸付決定処理にあたって作成する資料をスリム化することなどにより事務を効率化した。

評価の視点等	自己評定	A	評価項目13	評 定	A
	<p>平成22年2月から「資金の必要性等の確認強化」、「満額返済の廃止」、「返済回数の増加」及び「貸付条件変更制度の導入」に係る制度取扱変更を行ったところであるが、取扱変更の内容を受託金融機関の取扱窓口に周知徹底すること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施した。</p> <p>なお、新たに導入した貸付条件変更については、機構ホームページ等で制度内容を周知し、返済中に生活困窮に陥った者に係る変更承認を年間3,556件行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。</p> <p>また、制度運営の実態を把握するため、平成22年8月3日から9月1日の間に利用者に対するアンケート調査を実施し、4,096人から回答を得る（対象者23,071人、回答率17.8%）とともに、集計、分析のうえ報告書を機構ホームページに掲載した。</p> <p>東日本大震災で被災者された利用者に対しては、平成23年3月に同年4月の返済分を一律猶予するなどの対応を決めるとともに、専用のフリーダイヤルによる特別相談窓口（土日対応を含む。）を設けるなど迅速に対応した。</p> <p>平成22年度の貸付金利にあたっては、独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に把握するとともに、中期目標期間中（平成24年度末まで）における損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提とし設定した。そのため、平成22年度決算においては、当期総損失を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p> <p>なお、当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において十分な代替措置の検討を進めるとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を取りまとめたところであり、機構においては、当該方針に基づき必要な措置を講ずることとし、その実施に向けた金融機関等との実務面の調整を行った。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>平成22年2月から制度変更を行ったところであり、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施している。</p> <p>上記の制度変更とともに新たに導入した返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する返済条件変更制度については、年間3,556件の変更承認を行っており、利用者の生活の安定を支援している。</p> <p>平成22年度の貸付金利にあたっては、中期目標期間中における損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提とし設定している。そのため、平成22年度決算においては、当期総損失を計上したが、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができている。</p> <p>東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済の一時猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。</p> <p>以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>		
[評価の視点]	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映した。 ・ 年金担保貸付事業においては、中期目標期間中の損益が均衡するよう貸付金利の見直しを3回実施し適正化を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成22年6月には、平成21年度決算及び財投機関債の発行状況等を踏まえた金利検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ② 平成22年10月には、上半期の貸付実績等に基づく検証により貸付金利の据置きを決定 ③ 平成23年1月には、財投機関債の発行状況や平成22年度の執行状況等を踏まえた収支状況の影響を検証を行い、貸付金利の引き下げを決定 ・ 労災年金担保貸付事業においては、年金担保貸付事業の貸付金利の検証に合わせて3回実施し、それぞれ貸付金利の据置きを決定した。 ・ 上記のとおり、平成22年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中（平成24年度末）の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、平成22年度決算においては、年金担保貸付事業において当期総損失167百万円を計上した 		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施していることは評価できる。 ○ 平成22年2月の取扱変更によって、1件当たりの貸付金額が減少していることは評価できる。 ○ 返済条件緩和措置の導入など、利用者の利便性を重視した経営であるが、大きな損失もなく順調に事業が進められている。 ○ 貸付金利の設定方式の見直しが進められ、事業の確実性も増している。 <p>（業務への提言・その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1件当たりの貸付金額が減少していることに伴い、利用者の生活ニーズなどの面から問題は生じていないのか。 		

	<p>が、前提の範囲内であり、安定的で効率的な業務運営を図ることができた。</p> <p>※ 業務実績P88【利率設定方式の見直し】#94参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月の制度取扱変更について、受託金融機関の取扱窓口に周知を図ること等により、利用者にとって必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮した審査等を実施したことなどにより、1件当たりの貸付金額が減少した。 <p>(参考：1件当たりの貸付金額)</p> <table border="1" data-bbox="914 518 2089 646"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成22年度</th><th>平成21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金担保貸付</td><td>845千円</td><td>876千円</td></tr> <tr> <td>労災年金担保貸付</td><td>1,305千円</td><td>1,337千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 業務実績P88【無理のない返済に配慮した制度の運用】#95参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年2月に導入した返済期間中生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更制度において、年間3,556件の変更承認を行い、利用者の生活の安定を支援することに寄与した。 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じることとし、機構ホームページに掲載したうえで、迅速かつ適切に対応した。 <ul style="list-style-type: none"> ①平成23年4月15日の約定返済について一律猶予 ②平成23年6月以降の貸付条件の変更措置 ③専用のフリーダイヤルによる融資相談（土日対応を含む。） ④新規借入申込について、提出必要書類等の緩和 <p>※ 業務実績P88【無理のない返済に配慮した制度の運用】#95参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の周知で無理のない借入などの注意を促すためリーフレットを計96万部作成し、受託金融機関、年金事務所等に加え、新たに都道府県・政令市・中核市、社会福祉協議会にも配布した。 また、リーフレットについては、平成22年度よりこれまで年金担保貸付・労災年金貸付別及び年間の上期・下期別に作成していたものを見直し、一体化することにより経費および事務処理の効率化を図った。（コスト削減▲177千円） 低所得者、多重債務者等への相談等を行う福祉関係、司法関係、消費者関係の団体に対して、制度を必要としている者への情報提供について協力依頼を行った。 厚生労働省より示された方針に基づき、昨年度に引き続き、生活保護受給者への年金担保貸付の利用制限の周知を図った。 東日本大震災の被災地域に居住する債務者に対し、返済猶予措置等の内容について機構ホームページにより周知を図った。 <p>※ 業務実績P88【貸付制度の周知】#97参照</p> <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応を図るために、受託金融機関事務打合せ会議を全国7か所計9回開催した。 	区分	平成22年度	平成21年度	年金担保貸付	845千円	876千円	労災年金担保貸付	1,305千円	1,337千円	
区分	平成22年度	平成21年度									
年金担保貸付	845千円	876千円									
労災年金担保貸付	1,305千円	1,337千円									

	<p>開催にあたっては、適正な規模の会場を選定し、承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で開催することにより事務及び経費の効率化を図った。</p> <p>※ 業務実績P89【受託金融機関に対する事務取扱の周知徹底】#98参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入申込から貸付実行までの事務処理方法、問題点について検討し、貸付決定処理にあたって作成する資料をスリム化など事務処理方法の見直しを行った。 <p>※ 業務実績P89【事務処理方法の問題点の洗い出し】#99参照</p> <p>[実績：O]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：O]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：O]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の被災地域に居住する利用者に対し、以下の措置を講じることを機構ホームページに掲載したうえで、迅速かつ適切な対応を図った。 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成23年4月15日の約定返済について一律に猶予 ② 平成23年6月以降の貸付条件の変更措置 ③ 専用のフリーダイヤルによる融資相談（土日対応を含む。） ④ 新規借入申込について、提出必要書類等の緩和 ・ 制度運営の実態把握をするため、平成22年8月3日から9月1日の間の借入申込者に対して、アンケート調査を実施し、その結果を同年12月に機構ホームページにおいて公表した。 ・ 当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において十分な代替措置の検討を進めるとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を取りまとめたところであり、機構においては、当該方針に基づき必要な措置を講ずることとし、その実施に向けた金融機関等との実務面の調整を行った。 	
--	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p>	<p>10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意して業務を実施した。</p>
<p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p>	<p>(1) 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p>	<p>【貸付先の財務分析】#100</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての転貸法人について、平成21年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人からのヒアリング及び必要な指導等を行った。 ○ 住宅生活協同組合等については、受託金融機関からその現状についての報告及び決算書を徴求して、財務状況等の分析を行った。解散等が考えられる生協については、受託金融機関に債権譲渡等を行った。（平成22年5月、6月、7月及び平成23年3月実施） <p>【保証機関等の評価等】#101</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連帯保証人の状況について、受託金融機関から報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ○ 全額債務保証を行っている金融機関について、財務諸表を入手し、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力等の評価を行った。 <p>【受託金融機関への指導強化】#102</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対する指導を効率的に実施するため、受託金融機関事務打合せ会議を適正な規模の会場を選定し、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催（全国7か所計9回開催）した。
	<p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p>	<p>(2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p>	<p>【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#103</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。
	<p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>(3) 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>【保証履行能力の把握及び分析】#104</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸債権に係るローン保証会社の財務諸表及び格付け（Moody's、S&P）により、各社の保証履行能力の実態把握及び分析を行い、保証履行能力を確認した。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。	④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。	(4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 また、経済情勢の変化に伴い、ローン返済困窮者に係る返済条件の変更措置を充実するとともに、災害の被災者等に対しても、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等により的確に周知する。	<p>【適時的確な債権回収】#105</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解散を予定している3貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、機構債権の受託金融機関への債権譲渡により、債権回収を行った。（実績165百万円） <p>【返済条件の変更措置の実施等】#106</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置として1,619件、民事再生法の適用による返済条件の変更として67件、計1,686件の措置を講じた。平成22年度は、経済情勢等の悪化等に伴い、前年度に比して133.2%の増となった。 ○ 中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困窮者に係る返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を行うとともに、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知した。 また、東日本大震災等の災害等の被災者に係る返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知した。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置の実施状況を機構ホームページにおいて公表した。 ○ 東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、返済相談など、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じた。
③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	(5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。	<p>【延滞債権への対応】#107</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行なった。また、短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行なった。
	⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行なうことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。	(6) 転貸法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行なう。	<p>【転貸法人への指導強化】#108</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行なった。また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び指導専門員の打ち合わせ会議（平成23年2月実施）を行い、指導専門員による転貸法人の債権管理に関する指導を行なった。

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
		(7) 業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。	<p>【業務実績の公表】#109 <input type="radio"/> 融資残高実績等について、決算確定後の平成22年9月に機構ホームページにおいて公表した。</p>
(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務 承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。		

評価の視点等	自己評定	A	評価項目14	評 定	A
	<p>貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、各法人からのヒアリング及び必要な指導等を行った。連帯保証人の状況について、受託金融機関から報告を徴求し、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示するとともに、全額債務保証を行っている金融機関について、保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図った。</p> <p>また、延滞債権の発生の抑制を図るため、関係行政機関及び受託金融機関との協議のうえ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うとともに、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえ、ローン返済困難者に係る返済条件の変更措置の拡充（元金償還猶予期間中の利息の軽減）を行った。また、東日本大震災等の被災者に係る返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知するとともに、被災されたお客さまに対しては、返済相談など、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じた。</p> <p>延滞債権への対応については、受託金融機関に対し貸付先に対する督促、保証人の調査等を指示するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件処分等を適切に行い、債権の早期回収に努めた。</p> <p>その結果、平成22年度の国庫納付金として、約3,809億円を平成23年7月8日に国庫納付済みである。</p> <p>なお、当該業務については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講すべきとされ、職員を2名削減した。</p>			(委員会としての評定理由) 貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を定期的に行うことにより、適切な債権管理を図っている。 平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、延滞債権の発生の抑制に努めていることが認められる。 東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。 以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。	
<p>[数値目標]</p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>① 年1回実施し、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P93【貸付先の財務分析】#100参照</p> <p>② 年1回実施し、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P93【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#103参照</p> <p>③ 年1回実施し、中期計画を達成した。 ※ 業務実績P93【保証履行能力の把握及び分析】#104参照</p>			(各委員の評定理由) ○ 適切な債権管理及び着実な債権回収が行われている。 ○ 延滞債権への対応、返済条件の変更など、難しい事業であるが、昨年度までの活動を維持していると思われる。 ○ 東日本大震災の被災者への対応なども、迅速に行われており評価できる。	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付先の財務状況等の把握及び分析について、転貸法人については、転貸法人から決算書の提出を求め、各種分析指標との比較により、財務分析を行った。住宅生活協同組合等については、受託金融機関から生協の現状についての報告及び決算書の提出を求め、財務状況等の分析を行った。 <p>また、すべての転貸法人について、個別ヒアリングを行うとともに、解散等が考えられる</p>				

	<p>生協については、受託金融機関に債権譲渡等を行った。 ※ 業務実績P93【貸付先の財務分析】#100参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 全額債務保証を行っている325受託金融機関について、財務状況の分析及び評価を行い、保証履行能力の評価等を行った。 また、保証人の状況について受託金融機関から報告を求め、必要に応じて、受託金融機関に保証人の変更、追加等の債権保全措置を指示した。 ※ 業務実績P93【保証機関等の評価等】#101参照 受託金融機関事務打合せ会議については、債権の管理・回収の留意点等について効率的な周知を図るため、開催場所等を見直し、平成23年1月～2月に全国7か所で9回開催し、受託金融機関に対する指導を行った。 受託金融機関事務打ち合せ会議については、引き続き年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業と合同で開催することにより、事務の効率化を図った。 ※ 業務実績P93【受託金融機関への指導強化】#102参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金住宅等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行い、貸倒引当金を適正に計上した。 ※ 業務実績P93【財務状況等を勘案した自己査定の実施】#103参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 転貸債権に係る保証債務を行っているローン保証会社（24社）について、関係転貸法人を通じた情報や決算書等の収集により、その保証履行能力の把握・分析を行い、保証履行能力を確認した。 ※ 業務実績P93【保証履行能力の把握及び分析】#104参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 解散を予定している3貸付先に対して、関係行政機関及び受託金融機関との協議の上、機構債権の受託金融機関への債権譲渡により、債権回収を行った。 ※ 業務実績P94【適時的確な債権回収】#105参照 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者について、1,619件の返済特例措置及び67件の民事再生法の適用による返済条件の変更措置を講じ、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保した。 また、災害等の被保険者に係る返済条件変更措置について、機構ホームページにより周知を図った。 ※ 業務実績P94【返済条件の変更措置の実施等】#106参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権について、受託金融機関に対し保証人の調査、支払督促等の指示を行うとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求を行い担保物件の処分を適切に行い、早期の債権回収に努めた。 ※ 業務実績P94【延滞債権への対応】#107参照 	
--	---	--

<p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸法人による適切な債権回収を推進するため、転貸法人に個別ヒアリングを行うとともに必要な指導・助言を行った。 また、指導専門員及び転貸法人から定期報告（年2回）及び専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議（平成23年2月実施）を開催するなど、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行った。 ※ 業務実績P94【転貸法人への指導強化】#108参照 <p>[実績：O]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：O]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：O]</p> <p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：O]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者サービスの向上を図るため、中小企業金融円滑化法の施行等を踏まえた対応として、貸付条件の変更を積極的に推進するとともに、元金償還猶予期間中の金利の引下げ等の見直しを図り、住宅ローン返済困窮者の生活安定に寄与している。 ・ 当該業務については、見直しの基本方針において、管理コストの効率化を講ずべきとされ、職員を2名削減した。 ・ 東日本大震災等の被災者に係る返済条件の変更措置について、受託金融機関等に周知するとともに、被災されたお客さまに対しては、返済相談など、お問い合わせ先の窓口を設置し、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、貸付金に係る返済猶予等の特別措置を講じた。
--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績																						
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	<p>【予算、収支計画及び資金計画】#110</p> <p>○ 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 なお、予算、収支計画及び資金計画の実績は、平成22事業年度決算報告書のとおりである。 《添付資料：43》</p> <p>【繰越欠損金の発生状況等】#111</p> <p>○ 心身障害者扶養保険事業については、平成20年4月の制度改革により、繰越欠損金が解消される見通しとなったところであるが、サブプライムローン問題やリーマン・ショックに端を発する金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度及び平成22年度において目標収益率を確保することができなかったため、保険勘定における繰越欠損金が解消していない状況である。</p> <p>○ なお、平成22年度末における繰越欠損金については、約111億円となり、前年度に比べ約15億円増加した。</p>																						
1 運営費交付金以外の収入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。			<p>【運営費交付金以外の収入の確保】#112</p> <p>○ 平成22年度における福祉医療経営指導事業収入及び福祉保健医療情報サービス事業収入の実績は、以下のとおり各事業において予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>48,949千円</td> <td>39,329千円</td> <td>124.5%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>26,620千円</td> <td>19,978千円</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,568千円</td> <td>59,307千円</td> <td>127.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%	福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%	合計	75,568千円	59,307千円	127.4%						
区分	実績額	予算額	対予算比																						
福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%																						
福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%																						
合計	75,568千円	59,307千円	127.4%																						
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。			<p>【財投機関債の発行等による資金調達】#113</p> <p>○ 財投機関債の発行については、金利が低下する等の市場環境の中で、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（実績32件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、かつ適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>年限</th> <th>発行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉医療貸付事業 (一般勘定)</td> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成22年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>100億円</td> <td>10年</td> <td>平成22年12月16日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)</td> <td>300億円</td> <td>3年</td> <td>平成22年 6月16日</td> </tr> <tr> <td>290億円</td> <td>3年</td> <td>平成22年12月16日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>790億円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《添付資料：44》</p>	区分	金額	年限	発行日	福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100億円	10年	平成22年 6月16日	100億円	10年	平成22年12月16日	年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	300億円	3年	平成22年 6月16日	290億円	3年	平成22年12月16日	合計	790億円	—	—
区分	金額	年限	発行日																						
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100億円	10年	平成22年 6月16日																						
	100億円	10年	平成22年12月16日																						
年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	300億円	3年	平成22年 6月16日																						
	290億円	3年	平成22年12月16日																						
合計	790億円	—	—																						

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績						
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 91,600百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。</p> <p>(3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。</p> <p>(4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。</p> <p>(5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p>	<p>【短期借入金の実績】#114</p> <p>○ 年金担保貸付勘定において、資金繰上、一時的に貸付原資が不足したことから、短期借入金（合計36回で238,080百万円）で対応した。</p> <p>なお、短期借入金（238,080百万円）のうち、206,490百万円については、年金担保貸付事業の利用者からの貸付回収金で返済し、31,590百万円については、平成23年度に繰越した。</p>						
3 資産の有効活用	<p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。</p> <p>公庫総合運動場については、国、関係法人及び地元自治体と協議し、売却等に向けた検討を行う。</p>	<p>【保有資産の見直し】#115</p> <p>○ 戸塚宿舎については、平成22年8月17日に一般競争入札を執行した結果、落札を決定し、同年9月27日付で売却代金の決済及び所有権移転を実施した。</p> <p>なお、当該売却代金については、見直しの基本方針に基づき、平成23年3月30日付で国庫納付した。</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1"> <tr> <th>売却収入（A）</th> <th>売却に要した費用（B）</th> <th>国庫納付額（A-B）</th> </tr> <tr> <td>217,000</td> <td>2,723</td> <td>214,277</td> </tr> </table> <p>《添付資料：45》</p> <p>○ また、見直しの基本方針において、平成23年度中に国庫納付するとされている公庫総合運動場及び宝塚宿舎ほかについては、売却に係る手続き及び売却に向けた検討を進めていたが、独立行政法人通則法の改正（平成22年11月27日施行）及び見直しの基本方針に伴い、不要財産については原則現物により国庫納付することとされたため、現物による国庫納付の方法について財務省理財局と事前調整を行った。</p> <p>なお、当該資産については、平成23年度中に国庫納付を行うこととしている。</p>	売却収入（A）	売却に要した費用（B）	国庫納付額（A-B）	217,000	2,723	214,277
売却収入（A）	売却に要した費用（B）	国庫納付額（A-B）							
217,000	2,723	214,277							
	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 							

評価の視点等	自己評定	A	評価項目15	評 定	A															
	<p>平成22年度において、一般管理費、人件費及び業務経費の節減について、年度ごとの削減目標額を上回る削減を実施することができた。</p> <p>福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>また、財投機関債の発行については、金利が低下する等の市場環境の中で、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（32件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>さらに、保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき適切に対応を図り、戸塚宿舎を売却し売却代金を平成23年3月30日付で国庫納付した。</p> <p>また、その他保有する資産である公庫総合運動場及び宿舎については、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付すべく手続きを進めている。</p>		<p>（委員会としての評定理由）</p> <p>一般勘定、保険勘定及び年金担保貸付勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。</p> <p>一般管理費、人件費及び業務経費の節減については、平成22年度予算の縮減幅を上回る額を節減している。</p> <p>運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、それぞれ予算額を上回る自己収入を確保している。</p> <p>財投機関債の発行については、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。</p> <p>保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画の指摘に基づき、戸塚宿舎を売却し売却代金を国庫納付するなど適切に対応を図っている。また、その他の保有する資産についても、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めていることが認められる。</p> <p>以上のように、一般管理費等の節減、運営費交付金以外の収入の確保、財投機関債の発行による資金調達及び保有資産の見直しが適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>																	
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。 	<p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において次のとおり予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>48,949千円</td> <td>39,329千円</td> <td>124.5%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>26,620千円</td> <td>19,978千円</td> <td>133.2%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>75,568千円</td> <td>59,307千円</td> <td>127.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[福祉医療経営指導事業] 福祉医療経営指導事業においては、積極的なPR活動やカリキュラムの改編等を実施することにより、セミナー受講者数が増加し、予算額を上回る自己収入（対予算比124.5%）を確保した。</p> <p>[福祉保健医療情報サービス事業] 福祉保健医療情報サービス事業においては、民間企業とのタイアップにより特集コーナーを平成21年度に引き続き実施したほか、機構及び外部で開催されたセミナー等に参加しバナー広告の募集を行った結果、予算額を上回る自己収入（対予算比133.2%）を確保した。</p> <p>※ 業務実績P99【運営費交付金以外の収入の確保】#112参照</p>	区分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%	福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%	合 計	75,568千円	59,307千円	127.4%		<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、予算額を上回る自己収入を確保している。 ○ 財務内容の改善に関する取組みについては、順調に行われており、経営状況も良好である。 ○ 資金調達に関しても問題は見当たらなく、宿舎の売却等も適切に実施されている。 ○ 当期損失を計上している勘定もあるが、法人全体としては黒字を確保できている。 	
区分	実績額	予算額	対予算比																	
福祉医療経営指導事業収入	48,949千円	39,329千円	124.5%																	
福祉保健医療情報サービス事業収入	26,620千円	19,978千円	133.2%																	
合 計	75,568千円	59,307千円	127.4%																	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。 	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業においては、運営費交付金以外の収入の確保に取組み、各事業において次のとおり予算額を上回る自己収入を確保することができた。 <p>※ 業務実績P99【運営費交付金以外の収入の確保】#112参照</p>																			

- 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。

- 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)
(具体的取組)
1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。
さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
(政・独委評価の視点)

- 運営費交付金債務（運営費交付金の未執

[実績：○]

- ・ 金利が低下する等の市場環境の中で、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（32件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件で円滑な資金調達を実施した。

※ 業務実績P99【財投機関債の発行等による資金調達】#113参照

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照

[実績：○]

資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照

[実績：○]

<p>行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。 ■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P1「財務状況」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P4「保有資産の管理・運用等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P47「事務・事業の見直し等」参照</p> <p>[実績：○] 資料1-4「平成22年度業務実績評価別添資料」P47「事務・事業の見直し等」参照</p>	
---	--	--

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、土気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、土気の高い組織運営に努める。 ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。 <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。 ② コスト意識・無駄排除及び制度改善に関する職員の取組を人事評価結果に反映するための仕組みを強化する。 ③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度を導入・実施する。 ④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。 <p>(2) 人員に係る指標 平成22年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	<p>【適正な人員配置】#116 【組織のスリム化等】に同じ</p> <p>【人事評価制度の運用】#117 ○ 機構が求める目標（「コスト意識・ムダ排除」など）に積極的に取り組んでいると認められる者に対し、平成22年度から総合評価に加点し、高く評価することとしたほか、コンピテンシー評価項目のウェイトを見直すなど、コスト意識・ムダ排除及び制度改善に関する職員の取組を人事評価結果に反映するための仕組みを強化した。 《添付資料：46》</p> <p>【研修の充実】#118 ○ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、福祉・医療分野における専門家等を招いて12回の研修を開催した。（延べ参加人数454人） また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。 ○ 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューを追加するとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。 《添付資料：47》</p> <p>【人員に係る指標】#119 ○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、期末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む）となった。</p>

中期目標	中期計画	22年度計画	22年度業務実績
	<p>間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

評価の視点等	自己評定	A	評価項目16	評 定	A
	<p>人事評価制度の適正な運用を図るため、評価結果を昇給等に反映させたとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。</p> <p>研修の充実については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。さらに、教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューを追加するとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。</p> <p>人員に関する指標については、業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成22年度末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む）、期初の常勤職員数の84.9%となり、年度計画を達成した。</p>	A		<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>人事評価制度の適正な運用については、人事評価結果に基づく処遇の推進を図っている。</p> <p>人材の育成については、福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。</p> <p>人員に関する指標については、平成22年度末の常勤職員数は254人（再雇用職員3人を含む。）、期初の常勤職員数（299人）の84.9%となり、中期計画（期初の常勤職員数の100%以内）を達成している。</p> <p>以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p>	A
<p>[数値目標]</p> <p>○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。</p>	<p>○ 業務の実態を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを行った結果、平成22年度末の常勤職員数は、期初の常勤職員数の84.9%となり、年度計画を達成した。</p> <p>※ 業務実績P104【人員に係る指標】#119参照</p>			<p>(各委員の評定理由)</p> <p>○ 人事に関する事項について、積極的に取組んでいる。</p> <p>○ 少ない人員の中で業務を適切に実施している。</p> <p>○ 人事評価制度を継続的に見直し、評価結果を昇給等に的確に連動させ、人材活用にも大きな成果をあげている。</p> <p>○ コンピテンシー評価の見直しなどの実績も評価できる。</p> <p>○ 人事の管理は的確に行われている。</p> <p>○ 研修等への取組も適切である。</p> <p>○ 人事評価制度が定着しているとともに、職員の育成に努力されている。</p> <p>○ お客様目線の対応（東日本大震災への対応、貸付先を直接訪問しての融資相談など）が従来より積極的に行われており、人事の効果によるものと思われ高く評価する。</p>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。</p> <p>○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。</p>	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価結果を昇給等に反映させたとともに、無駄を削減し、業務をより効率的に行う取組を職員の評価に一層反映するための仕組みを新たに導入し、人事評価結果に基づく処遇の推進を図った。 ※ 業務実績P104【人事評価制度の運用】#117参照 福祉・医療分野における第一線の専門家等を招いて12回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施した。また、専門性の高い職員を育成・確保するため、平成22年4月から資格取得支援制度を新たに導入・実施した。 教育・訓練プログラムを効果的に運用するため、役職（職制）に応じた研修メニューを追加するとともに、人事評価制度のコンピテンシーの向上に直接結びつく研修や、部署毎における固有の能力を習得するための研修メニューを実施した。 ※ 業務実績P104【研修の充実】#118参照 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の人事評価制度は、「業務の遂行の結果としての部成果」と「成果を出すプロセスにおいて発揮された能力」を評価の対象とする制度として構築したものであり、平成22年度においても、評価結果を昇給等に適切に反映させた。 ※ 業務実績P104【人事評価制度の運用】#117参照 			<p>(業務への提言・その他意見)</p> <p>○ 職員の業務への士気を高めるためにも、資質向上のためにも、研修に関しては確実に実施してほしい。</p>	

<ul style="list-style-type: none">○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	<p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記【数値目標】のとおり年度計画を達成した。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成22年度より国家公務員再就職者が就任していた理事ポスト（1名）を削減したことにより、国家公務員再就職者は〇となった。また、国家公務員の再就職者（職員）のポストについては、現職者定年後、国家公務員による再就職を解消することとした。 なお、平成21年度までに廃止するよう指導されている国家公務員再就職者が就いている嘱託ポストに該当するものは設置していない。 <p>[実績：○]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当ポストなし。	
--	---	--

平成 22 年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項 及び
政・独委の評価の視点への対応状況説明資料
(様式)

独立行政法人福祉医療機構
平成 23 年 7 月

目次

項目 1 財務状況	1
項目 2 保有資産の管理・運用等	4
項目 3 組織体制・人件費管理	9
項目 4 事業費の冗費の点検	23
項目 5 契約	25
項目 6 内部統制	38
項目 7 事務・事業の見直し等	47

(項目1)

財務状況

①当期総利益又は総損失	総利益（総損失）	650 億円
②利益剰余金又は繰越欠損金	利益剰余金（繰越欠損金）	585 億円
③-1 当期一般勘定運営費交付金債務		5.4 億円（執行率 84.2%）
③-2 当期共済勘定運営費交付金債務		0.7 億円（執行率 101.2%）
③-3 当期保険勘定運営費交付金債務		0.6 億円（執行率 88.7%）

④利益の発生要因 及び 目的積立金の 申請状況	1 決算状況	<p>平成22年度決算においては、一般勘定、保険勘定及び年金担保貸付勘定において当期損失を、その他の勘定については収支相償ないし当期利益を計上したところである。なお、各勘定における利益または損失の主な発生要因等については、次のとおりである。</p>
	2 各勘定における利益の発生要因等	
	[一般勘定]	<p>2,456百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、平成22年11月に長寿・子育て・障害者基金勘定が一般勘定に統合されたことに伴い、旧長寿・子育て・障害者基金勘定における平成21年度末までの利益剰余金を一般勘定にて臨時損失として計上したうえで国庫納付したこと等によるものである。</p> <p>なお、この当期総損失については、貸借対照表上において、利益剰余金等見合いの積立金を一般勘定へ承継しており、独立行政法人通則法第44条第2項の規定に基づき、積立金を減額して整理するため、繰越欠損金は発生しない。</p>
	[長寿・子育て・障害者基金勘定]	<p>2,325百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは平成22年度より助成金の財源については社会福祉振興助成費補助金が措置されたところであるが、長寿・子育て・障害者基金を平成22年11月に売却するまでの間（4月～11月）、同基金による運用益が発生したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益については、積立金として一般勘定に承継し、平成23年度に国庫納付されることとなるため、目的積立金を申請していない。</p>
	[共済勘定]	<p>事業費等の適正な執行等により収支相償となった。</p>
	[保険勘定]	<p>1,463百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、平成22年度運用実績においてギリシャ国債の格下げによる欧州</p>

	<p>債務問題等を背景とした世界的な株安、円高傾向等の市場環境の中で、資産ごとのベンチマーク收益率を概ね確保することができたものの、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保することができなかった影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回り、損失が発生したものである。</p> <p>[年金担保貸付勘定]</p> <p>167百万円の当期総損失が発生。</p> <p>これは、平成22年度計画において、「中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる」としたことに基づき、貸付金利を引き下げしたことによるものである。なお、独立行政法人通則法第44条第2項の規定に基づき、積立金を減額して整理するため、繰越欠損金は発生しない。</p> <p>[労災年金担保貸付勘定]</p> <p>2百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、業務運営コストを適切に貸付金利に反映したこと等によるものである。</p> <p>なお、0.2百万円の経常損失を計上しているが、これは前中期目標期間において取得した資産に係る減価償却費の財源が前中期目標期間繰越積立金であることによるものであり、これを取り崩すことにより当期利益が発生したものである。</p> <p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>66,827百万円の当期総利益が発生。</p> <p>これは、貸付金利息収入を確保したことによるものである。</p> <p>なお、当期総利益は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされているので、目的積立金として申請していない。</p>
⑤100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	<p>[承継債権管理回収勘定]</p> <p>66,827百万円の利益剰余金を計上。</p> <p>これは貸付金利息収入を確保したことによるものであるが、当該利益剰余金は独立行政法人福祉医療機構法に基づき翌年度に国庫納付することとされている。</p> <p>[保険勘定]</p> <p>11,098百万円の繰越欠損金を計上。</p> <p>平成20年4月に制度改正を行い繰越欠損金が解消される見込みであったが、サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発する金融危機及びその実態経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落した影響等により、平成20年度及び平成22年度において厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.8%）を確保できなかったこと等から繰越欠損金が解消できていない状況である。</p> <p>なお、当該事業は、長期的な観点から行われており、中期目標において、「国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること」とされている。</p>

⑥運営費交付金の執行率が90%以下となった理由	<p>運営費交付金を交付されている勘定は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定であり、当該年度の執行率はそれぞれ84.2%、101.2%、88.7%となっている。</p> <p>なお、一般勘定においては独立行政法人通則法改正の施行が11月となったことにより、一般勘定における助成事業に係る支出が遅れたこと、保険勘定においては実施する事業の精査を行い経費の節減を実施したことにより、執行率が90%以下となったものである。</p>
-------------------------	--

保有資産の管理・運用等

<p>①保有資産の活用状況とその点検 (独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講じる措置が定まっているものを除く。)</p>	<p>1 保有資産の状況</p> <p>事業の廃止等に伴い不要となっている財産や賃貸等を行っている財産は保有していない。</p> <p>なお、当機構の主な財産である職員宿舎及び運動施設については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき国庫納付又はその手続きを進めているところである。</p> <p>〔国庫納付又はその手続きの状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戸塚宿舎については、平成23年3月30日に国庫納付を完了 ○ 公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか（戸建4戸、区分所有建物2戸）については、平成23年度中に国庫納付を予定 ○ 東久留米宿舎、小金井宿舎ほか（戸建12戸、集合住宅5棟）については、平成24年度以降に国庫納付を予定 <p>2 固定資産の減損</p> <p>見直しの基本方針において、東久留米宿舎、小金井宿舎ほか（戸建12戸、集合住宅5棟）については、平成24年度以降に国庫納付することとされたため、減損の兆候を認めたものである。</p> <p>（減損の要因となった理由）</p> <p>固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったため。</p> <p>3 運営費交付金債務</p> <p>運営費交付金債務については、当該年度に実施すべき業務は実施されたが、引き続き業務を実施していく上で必要なホストコンピュータ等のインフラ整備、東日本大震災に伴う債権管理に係るシステム整備や調査費用及び固定経費である業務委託費や振込手数料の財源確保について検討が必要な状況であり、平成23年度以降収益化を行う予定である。</p>																														
<p>②資金運用の状況</p>	<p>1 資金運用の実績</p> <p>心身障害者扶養保険事業における心身障害者扶養保険資金の運用実績については、年0.35%の運用利回りとなり、ベンチマーク収益率(0.18%)を上回った。また、各資産についても、概ねベンチマーク収益率を確保することができた。</p> <p>〔平成22年4月～平成23年3月（年率）〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有価証券</td> <td>国内</td> <td>債券 1.81%</td> <td>1.85%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>株式 ▲9.23%</td> <td>▲9.22%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券 ▲7.54%</td> <td>▲7.53%</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td>株式 2.41%</td> <td>2.17%</td> <td>▲0.23%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">短期資産</td> <td>0.07%</td> <td>0.10%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>0.18%</td> <td>0.35%</td> <td>0.18%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券 1.81%	1.85%	0.04%	株式 ▲9.23%	▲9.22%	0.01%	外国	債券 ▲7.54%	▲7.53%	0.01%	株式 2.41%	2.17%	▲0.23%	短期資産		0.07%	0.10%	0.04%	合計		0.18%	0.35%	0.18%
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																											
有価証券	国内	債券 1.81%	1.85%	0.04%																											
	株式 ▲9.23%	▲9.22%	0.01%																												
外国	債券 ▲7.54%	▲7.53%	0.01%																												
	株式 2.41%	2.17%	▲0.23%																												
短期資産		0.07%	0.10%	0.04%																											
合計		0.18%	0.35%	0.18%																											

なお、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年 2.80%）を確保することができなかった影響等により、年金資産額の増加が責任準備金の増加を下回ることとなつたため、平成 22 年度末における繰越欠損金については、約 111 億円となり、前年度に比べ約 15 億円増加した。

2 資金運用の基本的方針

資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行っている。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。）の議を経た上で策定し、心身障害者扶養保険資金の運用を行っている。

○厚生労働省の役割

- ⇒ 福祉医療機構に対し、達成すべき中期目標等を指示（基本的考え方、運用の目標、運用利回り、運用手法等）
- ⇒ 心身障害者扶養保険制度全般の合理的かつ円滑な運営の確保

○福祉医療機構の役割

- ⇒ 厚生労働大臣から指示された中期目標等を踏まえて運用を実行（基本ポートフォリオの策定、運用受託機関の選定、評価ベンチマークの設定、運用の基本方針の策定）
- ⇒ 運用実績の検証及び財務状況の検証を実施し、その結果を厚生労働省に対し報告

○運用受託機関の役割

- ⇒ 運用の基本方針及び運用ガイドライン等に基づき資産運用（ベンチマーク収益率の確保）
- ⇒ 福祉医療機構に対し毎月運用実績を報告

3 福祉医療機構の責任

心身障害者扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、心身障害者扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

■福祉医療貸付事業

③債権の回収状況	<h3>1 貸付金の状況</h3> <p>福祉医療貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>貸付実行</td><td>1,510件</td><td>3,061億円</td></tr><tr><td>回収</td><td>1,225件</td><td>3,178億円</td></tr><tr><td>うち債権償却</td><td>3件</td><td>5億円</td></tr><tr><td>貸付残高</td><td>22,458件</td><td>3兆1,335億円</td></tr></tbody></table>	区分	件数	金額	貸付実行	1,510件	3,061億円	回収	1,225件	3,178億円	うち債権償却	3件	5億円	貸付残高	22,458件	3兆1,335億円
区分	件数	金額														
貸付実行	1,510件	3,061億円														
回収	1,225件	3,178億円														
うち債権償却	3件	5億円														
貸付残高	22,458件	3兆1,335億円														
<h3>2 貸付金の回収計画</h3> <p>福祉医療貸付事業においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還約定表に基づき、償還期日に貸付先から償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握する等、回収金等の管理を実施している。</p>																
<h3>3 回収計画の実施状況の評価</h3> <p>福祉医療貸付事業におけるリスク管理債権については、医療施設における医師及び看護師等の不足、また、福祉施設については、一部の老人福祉施設において利用者の低迷等により経営が悪化するケースが見られるなど、引き続き厳しい経営環境の中で、資金繰りに支障を来す貸付先が多くなっていることが、リスク管理債権比率が増加している主な要因であると考える。</p>																
<p>なお、リスク管理債権の動向を毎月役員等幹部に報告するとともに、発生要因を分析し、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権の抑制に努めているところである。</p>																
<h3>4 回収計画の見直しの検討</h3> <p>貸付先からの回収が滞った場合、直ちに状況を確認するとともに、回収計画の変更が必要と判断された場合には、貸付先から提出された改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案のうえ、適正な審査を実施し、貸出条件の緩和による経営の立て直しや再生を支援していくところである。</p>																

■年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

③債権の回収状況	1 貸付金の状況			
	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に係る貸付金の状況は次のとおりである。			
	区分	年金担保貸付事業	労災年金担保貸付事業	
	件 数	金 額	件 数	金 額
	貸 付 実 行	211,920 件	1,792 億円	3,441 件
回 収	202,104 件	1,751 億円	3,573 件	46 億円
うち債権償却	73 件	1 億円	10 件	0 億円
貸 付 残 高	357,689 件	1,904 億円	6,034 件	48 億円
2 貸付金の回収計画				
年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、独立行政法人福祉医療機構法に基づき、年金受給者の年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行っており、回収に当たっては各年金支給月に年金支給機関より当機構が受領する年金から償還元金及び利息の回収を行っている。				
3 回収計画の実施状況の評価				
回収計画の実施状況については、貸付金利の見直し時に評価を行っている。また、信用保証機関の利用率が99.9%に達しており、リスク管理債権の発生は保証履行がされない場合に限定されるため、リスク管理債権比率は年金担保貸付事業が0.15%、労災年金担保貸付事業が0.71%にとどまっている。なお、両事業における比率に差が生じているが、主な要因は、当機構がこれら事業を承継した際のリスク管理債権比率の違いによるものである。				
4 回収計画の見直しの検討				
受託金融機関に対する指導を徹底することにより、リスク管理債権の発生の減少を図っているところである。				

■承継年金住宅融資等債権管理回収業務

	<p>1 貸付金の状況</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、年金被保険者に対する年金住宅融資等に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものである。平成22年度における回収状況等は次のとおりである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>件 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>回 収</td><td>48,310 件</td><td>3,148 億円</td></tr><tr><td>うち債権償却</td><td>128 件</td><td>7 億円</td></tr><tr><td>貸 付 残 高</td><td>376,630 件</td><td>1 兆 7,355 億円</td></tr></tbody></table> <p>2 貸付金の回収計画</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務においては、当機構は、金銭消費貸借契約の内容により作成した償還年次表に基づき、支払期日（基本的に9月と3月の年2回）に、貸付先から、償還元金及び貸付金利息の回収を行うとともに、入金状況を把握するなど、回収金等の管理を実施している。</p> <p>3 回収計画の実施状況の評価</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務におけるリスク管理債権については、毎年度決算時において評価を行い、財務諸表において公表しているところである。</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、平成17年1月末をもって新規融資を停止したことから、毎年度、貸付残高が大幅に減少することにより、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は増加する傾向にあり、平成22年度においては5.53%になった。</p> <p>なお、承継年金住宅融資等債権の94.6%は機関保証付き債権となっており、機関保証付き債権を除いたリスク管理債権の割合は1.67%である。</p> <p>4 回収計画の見直しの検討</p> <p>延滞や貸倒れを防止するため、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び民事再生法の適用者などについては、償還条件変更を実施し、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する方策を講じている。</p>	区 分	件 数	金 額	回 収	48,310 件	3,148 億円	うち債権償却	128 件	7 億円	貸 付 残 高	376,630 件	1 兆 7,355 億円
区 分	件 数	金 額											
回 収	48,310 件	3,148 億円											
うち債権償却	128 件	7 億円											
貸 付 残 高	376,630 件	1 兆 7,355 億円											

■貸付事業に係る未収収益（貸付金利息）

③債権の回収状況	一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定において、貸付事業に係る未収収益を計上しているところである。これは年度内に発生した貸付金利息であり、翌年度の約定償還日に貸付先から回収するものである。
-----------------	---

組織体制・人件費管理 (委員長通知別添一関係)

<p>①給与水準の状況 と 総人件費改革の 進捗状況</p>	<p>1 給与水準の状況</p> <p>◎指標の状況</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">対国家公務員</td><td style="width: 15%;">117.4</td></tr> <tr> <td>地域勘案</td><td>104.3</td></tr> <tr> <td>学歴勘案</td><td>114.5</td></tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td><td>102.2</td></tr> </table> <p>(注) 地域勘案指標：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指標 学歴勘案指標：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指標</p> <p>◎国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、地域差があること。 (職員の割合…東京都特別区：88.9%、大阪市：11.1%)</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は51.6%（平成22年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は87.6%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③ 管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④ 民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>◎給与水準の適切性の検証</p> <p>① 国からの財政支出について 平成22年度支出予算の総額201,074百万円に対し国からの財政支出額は38,397百万円（支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合：19.1%）であり、その内訳は、運営費交付金4,121百万円、社会福祉振興助成費補助金3,047百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,617百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,600百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入12百万円となっている。 運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,022百万円（支出総額に占める割合：1.0%）であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p>	対国家公務員	117.4	地域勘案	104.3	学歴勘案	114.5	地域・学歴勘案	102.2
対国家公務員	117.4								
地域勘案	104.3								
学歴勘案	114.5								
地域・学歴勘案	102.2								

- ② 累積欠損額
平成21年度決算において累積欠損額は発生していない。
- ③ 法人の業績評価
当機構は平成21年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中2項目S（中期計画を大幅に上回っている）、13項目A（中期目標を上回っている）評価を受けている。
- ④ 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合
平成22事業年度決算における支出総額192,638百万円に対し給与、報酬等支給総額2,022百万円であり、その割合は1.1%程度である。
- ⑤ 管理職の割合
平成23年度公表における事務・技術職員数226人のうち管理職は42人であり、その割合は18.6%となっている。
なお、管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。
- ⑥ 大卒以上の高学歴者の割合
同226人のうち大卒以上の職員数は198人であり、その割合は87.6%となっている。

◎講ずる措置

○これまでに講じた措置

- ・ 平成16年度において全職員の昇給を停止
- ・ 平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲5.3%）
- ・ 平成16～21年度にかけて、組織のスリム化の推進（部長▲2、次長▲1、課長▲6）
- ・ 平成22年度に課長ポストを更に2ポスト削減
- ・ 平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）

○今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成23年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。

- ・ 機構独自の措置として、平成22年度に引き続き中高齢層を対象とした本俸基準表の引き下げを実施（平均▲1.0%）
- ・ 55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施（国▲1.5%：機構▲2.0%）
- ・ 管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化に伴う管理職ポストの削減（部長▲2、次長▲1、課長▲2）
- ・ 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となつたが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。

以上の措置により、平成23年度における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は101.4ポイント程度（年齢勘案117.1ポイント程度）と見

	<p>込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p> <p>2 総人件費の状況</p> <p>① 対前年度比における増減の要因について 〔給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度要因〕</p> <p>平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ（平均▲1.0%）を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比3.6%減となった。また、最広義人件費においても、退職手当支給額の減少等により、対前年度比で4.3%の削減となった。</p> <p>② 人件費削減の取組状況 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準（平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準）として中期計画における人件費削減目標（5%）を上回る人件費削減（13.0%）を実施した。</p>
②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況	当機構の諸手当は、国に準じた支給内容となっている。
③福利厚生費の状況	<p>法定福利費379,392千円（役職員一人当たり1,345,362円）</p> <p>法定外福利費52,311千円（役職員一人当たり185,500円）</p> <p>（主な法定外福利費の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅関連費用（宿舎の維持管理費等） ○労働安全衛生法に基づく健康診断費用 (レクリエーションへの支出状況) レクリエーション経費は支出していない。 <p>（健康保険料の労使負担割合の見直しの働きかけの状況）</p> <p>厚生労働大臣からの労使負担割合の見直しに係る要請を踏まえ、加入する健康保険組合に対して、平成22年度においては、5月以降、文書による依頼を3回行い、労使負担割合が折半となるよう要請したが、同健康保険組合理事会では「収支問題の改善を進める中において、中長期の視点で対応すること。」とされたところである。</p> <p>これを受けて、当機構としては平成23年6月に4回目の要請を健康保険組合に行ったところであり、今後も、引き続き、同健康保険組合に対して労使負担割合の見直しについて要請していくこととする。</p>

(項目3の2)

○ 国家公務員再就職者の在籍状況 及び
法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者^{注1}の在籍状況

(平成23年3月末現在)

	役 員 ^{注2}			職 員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総 数	5人	1人	6人	254人	22人	276人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	4人	0人	4人
うち法人退職者	1人	0人	1人	3人	0人	3人
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注1 「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付き職員の再雇用を除く。）。

注2 役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額1,000万円以上の者）を含む。

注3 「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第53条第1項の規定により削減に取り組まなければならぬこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象となるない人件費）

④国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由	<p>一 国家公務員再就職者である役職員が就いているポストの名称</p> <p>[役員] 該当なし [職員] 総務部長、経理部長、福祉貸付部長、医療貸付部長</p>
	<p>二 本法人職員の再就職者である役職員が就いているポストの名称</p> <p>[役員] 理事 [職員] 再雇用職員</p>
	<p>三 一及び二のポストが設けられている理由</p> <p>①国家公務員再就職者</p> <p>当機構の業務は、国の政策と密接にかかわるものであり、厚生労働省等の行政経験を有する者の知見等が必要であることから採用していたものである。</p> <p>なお、役員ポストは、平成22年4月より国家公務員再就職者は0名となった。また、職員については現職者定年後、国家公務員の再就職を解消することとした。（平成22年度末に2名減、平成23年度中に1名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消）</p>

②本法人の再就職者

(理事)

当機構の再就職者が就任していた理事ポストについて、内部職員からの登用によるもの（非公募）

(再雇用職員)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、高年齢者雇用確保措置のため、定年退職者を対象とした継続雇用制度（再雇用制度）を実施しているため（非公募）

四 役員ポストの公募の実施状況

平成22年度は実施していない。

（平成21年度において、同年9月29日の閣議決定（独立行政法人等の役員人事に関する当面の方針について）を踏まえ、国家公務員再就職者が就任していた理事ポストの公募を行った結果、適任者がおらず採用にいたらなかった。平成22年度より当該理事ポスト（1名）を削減したことにより、国家公務員再就職者は0名となった。

独立行政法人福祉医療機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の奨励手当について、役員給与規程第7条第6項の規定に基づき業績評価の結果及び職務実績等を考慮のうえ、成績率に反映させた。

(参考)役員給与規程第7条第6項

理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・機構独自の措置により、理事長の報酬を年100万円引き下げ(△5.6%)
これに加え、人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。
- ・俸給月額を約0.2%引き下げ
- ・期末・奨励手当(賞与)の年間支給月数を0.15月分引き下げ

理事

- ・機構独自の措置により、理事(理事長が指定する者)の報酬を引き下げ(△6.6%)
これに加え、人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。
- ・俸給月額を約0.2%引き下げ
- ・期末・奨励手当(賞与)の年間支給月数を0.15月分引き下げ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

- 人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。
- ・俸給月額を約0.2%引き下げ
- ・期末・奨励手当(賞与)の年間支給月数を0.15月分引き下げ

監事(非常勤)

- 人事院勧告による国家公務員指定職の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。
- ・俸給月額を約0.2%引き下げ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	16,894	11,044	4,297	1,326 (特別調整手当) 227 (通勤手当)			
A理事	15,127	9,952	3,902	1,194 (特別調整手当) 79 (通勤手当)			◇
B理事	15,238	9,952	3,902	1,194 (特別調整手当) 190 (通勤手当)			※

C理事	千円 13,921	千円 9,952	千円 2,447	千円 1,194 328 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		※
A監事	千円 13,258	千円 8,716	千円 3,417	千円 1,046 79 (特別調整手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 4,508	千円 4,508	千円 ()	千円 ()			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年	月		該当者なし	
A理事	千円 4,373	年 3	月 6	H21.3.31	1.0 業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	*※
B理事	千円 778	年 0	月 7	H22.3.31	1.0 業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	*
C理事	千円 4,669	年 3	月 9	H22.3.31	1.0 業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定に基づき1.0とした。	※
監事	千円	年	月		該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員で独立行政法人等の退職者「*※」

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組状況を公表する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度に基づき、職員の人事評価を実施し、その評価結果を昇給や賞与(奨励手当)の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸及び役職手当等 (昇格)	必要経験年数等を有し、勤務成績が良好であって1等級上位の職務遂行が担えると認められる場合に職階毎の定数に応じ昇格。(人事評価結果を参考資料として活用) (初任給、昇格、昇給等の基準第14条第1項)
賞与:奨励手当 (査定分)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合により計算した額とし(職員給与規程第23条第7項)、人事評価結果を反映させ差を設けている。
本俸 (昇給)	昇給は、その者の勤務成績に基づいて行うこととしており、その勤務成績は人事評価結果に基づき決定することとしている。(初任給、昇格、昇給等の基準第20条)

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告による国家公務員の給与改定を踏まえ、以下の改正を行った。

■本俸基準表の引き下げ

・中高齢層が受ける本俸月額を引き下げ(平均改定率△0.1%)

■50歳台後半層の給与抑制措置

・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)について、本俸、役職手当等の支給額を一定率で減額(△1.5%)

■期末・奨励手当(賞与)の引き下げ

・年間の支給月数を0.2月分引き下げ

これに加え、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくための取り組みの一環として、以下の引き下げ措置を実施

■本俸基準表の引き下げ

・機構独自の措置により、管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△1.0%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 227	歳 39.8	千円 7,051	千円 5,314	千円 211	千円 1,737
事務・技術	人 226	歳 39.8	千円 7,049	千円 5,312	千円 212	千円 1,737
技能職種 (運転手)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 3	歳 62.2	千円 4,954	千円 4,264	千円 274	千円 690
事務・技術	人 3	歳 62.2	千円 4,954	千円 4,264	千円 274	千円 690
非常勤職員	人 12	歳 57.7	千円 4,058	千円 3,779	千円 72	千円 279
事務・技術	人 4	歳 42.8	千円 3,605	千円 2,768	千円 216	千円 837
事務・技術 (賞与なし)	人 8	歳 65.1	千円 4,284	千円 4,284	千円 0	千円 0

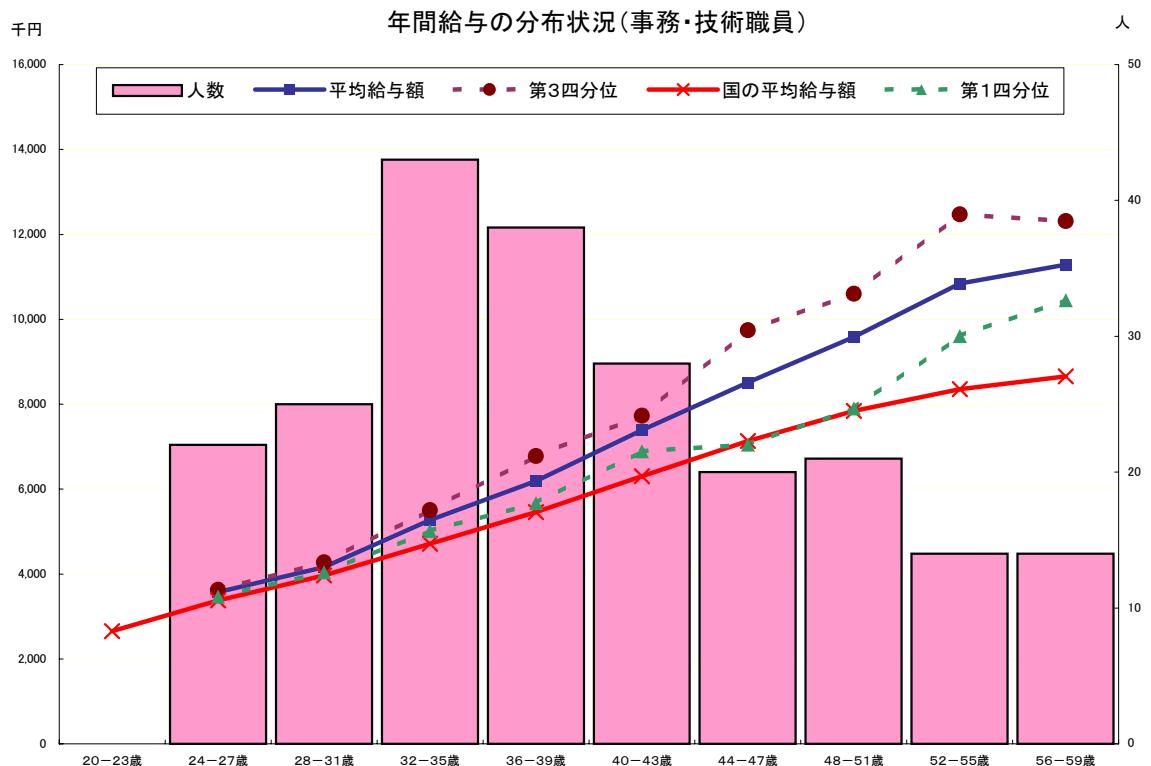
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員については、該当者が無いため省略した。

注3:常勤職員の技能職種(運転手)については、該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定される
おそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:非常勤職員の事務・技術(賞与なし)は、雇用契約上賞与を支給されない者である。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、
⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	平均		第3分位	
代表的職位							
・本部課長	31	50.1	10,131	10,368	11,018		
・本部係長	72	37.5	5,181	5,690	6,015		
・本部係員	40	27.2	3,537	3,804	4,130		

- ③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級
標準的な職位		部長	次長	課長	課長代理	係長・主査	係員
人員 (割合)	226 (3.5%)	人 8 (3.5%)	人 4 (1.8%)	人 35 (15.5%)	人 52 (23.0%)	人 84 (37.2%)	人 43 (19.0%)
年齢(最高～最低)		歳 60 (50)	歳 58 (52)	歳 59 (42)	歳 57 (36)	歳 53 (30)	歳 31 (24)
所定内給与年額(最高～最低)		千円 10,206 8,232	千円 9,159 8,609	千円 8,723 5,566	千円 7,187 4,078	千円 5,855 3,203	千円 3,405 2,511
年間給与額(最高～最低)		千円 13,816 11,207	千円 12,627 11,901	千円 11,664 7,338	千円 9,530 5,509	千円 7,641 4,257	千円 4,515 3,387

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.3	% 58.3	% 56.3
	査定支給分(奨励相当) (平均)	% 45.7	% 41.7	% 43.7
	最高～最低	% 48.4～36.6	% 43.1～31.7	% 45.8～34.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 67.1	% 65.3
	査定支給分(奨励相当) (平均)	% 36.6	% 32.9	% 34.7
	最高～最低	% 46.2～29.7	% 43.1～30.4	% 44.6～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

117.4

対他法人(事務・技術職員)

111.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 117.4		
	参考	地域勘案 104.3 学歴勘案 114.5 地域・学歴勘案 102.2	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、地域差があること。(職員の割合…東京都特別区:88.9%、大阪市:11.1%)</p> <p>②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は51.6%(平成22年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、当機構職員の大学卒以上の比率は87.6%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>③管理職比率が高いこと 当機構は、特殊法人改革等の流れの中で、他組織からの事業承継が断続的に行われており、従来から実施してきた福祉医療貸付事業等の6事業に加え、年金担保貸付事業等を他組織から承継し、現在、8事業1業務と多種多様な事業を行っており、事業承継の過程において、各事業毎に担当部署を設け、結果的に、全体の管理監督者の比率が国家公務員と比較して高い傾向にあること。</p> <p>④民間の金融部門における給与実態を勘案していたこと 当機構は、福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態等を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としてきたこと。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 地域、学歴等を考慮してなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、評価・検証を行っていただきたい。 なお、ラスパイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。</p>		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 19.1% (国からの財政支出額 38,397百万円、支出予算の総額 201,074百万円:平成22年度予算)</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出額38,397百万円の内訳は、運営費交付金4,121百万円、社会福祉振興助成費補助金3,047百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金25,617百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金5,600百万円、福祉保健医療情報サービス事業に係る受託収入12百万円となっている。 運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,022百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額一円(平成21年度決算)</p>		

講ずる措置	<p>■これまでに講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度において全職員の昇給を停止 ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～21年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△6) ・平成22年度に課長ポストを更に2ポスト削減 ・平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△1.0%) <p>■今後講ずる措置</p> <p>上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は減少傾向にあるが、給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成23年度においては更に以下の取組みを実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構独自の措置として、平成22年度に引き続き中高齢層を対象とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△1.0%) ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを実施(国△1.5%:機構△2.0%) ・管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化に伴う管理職ポストの削減(部長△2、次長△1、課長△2) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となつたが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 <p>以上の措置により、平成23年度における対国家公務員指数は117.1ポイント程度(地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は101.4ポイント程度)と見込まれるが、今後とも国家公務員の給与改定状況等を注視しつつ、必要となる措置を講じていくことにより、平成24年度(平成25年度公表)における地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとする。</p>
--------------	--

■法人の業績評価

当機構は平成21年度業務実績について、評価委員会の評価において17項目中2項目S(中期目標を大幅に上回っている)、13項目A(中期目標を上回っている)評価を受けている。

■支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合

平成22事業年度決算における支出総額192,638百万円に対し給与、報酬等支給総額2,022百万円であり、その割合は1.1%程度である。

■管理職の割合

平成23年度公表における事務・技術職員数226人のうち管理職は42人であり、その割合は18.6%となっている。

上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。

■大卒以上の高学歴者の割合

同226人のうち大卒以上の職員数は198人であり、その割合は87.6%となっている。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,022,320	千円 2,096,883	千円 (%) △ 74,563 (△ 3.6)	千円 (%) △ 54,129 (△ 2.6)
退職手当支給額 (B)	千円 134,872	千円 194,248	千円 (%) △ 59,376 (△ 30.6)	千円 (%) △ 101,613 (△ 43.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 239,196	千円 233,039	千円 (%) 6,157 (2.6)	千円 (%) △ 21,385 (△ 8.2)
福利厚生費 (D)	千円 431,703	千円 429,912	千円 (%) 1,791 (0.4)	千円 (%) △ 34,301 (△ 7.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,828,091	千円 2,954,082	千円 (%) △ 125,991 (△ 4.3)	千円 (%) △ 211,428 (△ 7.0)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減要因

平成22年度より、機構独自の措置として管理職層等を対象とした本俸基準表の引き下げ(平均△1.0%)を実施したことなどから、給与、報酬等支給総額は対前年度比3.6%減となった。また、最広義人件費においても、退職手当支給額の減少等により、対前年度比で4.3%の削減となつた。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく削減目標を確実に達成するため、業務の効率化等により常勤職員数を抑制し、平成17年度を基準(平成18年度に承継した年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については平成18年度実績額を基準)として中期計画における人件費削減目標(5%)を上回る人件費削減(13.0%)を実施した。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,412,895	2,221,503	2,142,941	2,076,449	2,096,883	2,022,320
人件費削減率 (%)		△7.9%	△11.2%	△13.9%	△13.1%	△16.2%
人件費削減率(補正值) (%)		△7.9%	△11.9%	△14.6%	△11.4%	△13.0%

注(1):基準年度における給与、報酬等支給総額欄については、平成18年4月1日に旧年金資金運用基金から年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務を承継したことに伴う基準額の増加分を加味した額である。

(2):「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

【主務大臣の検証結果】

総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。

IV 法人が必要と認める事項

人件費を抑制するためには、給与水準の見直しとともに業務の合理化、効率化等による組織のスリム化が重要であることから、ポスト数の削減をあわせて進めている。

事業費の冗費の点検
(委員長通知別添二関係)

事業費項目	点検状況	1年間実施した場合の削減効果額(単位:千円)
①庁費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁費の執行状況については、別添（項目 4 の 2）「平成 22 年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。 ○ 庁費については、第 3・四半期及び第 4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、承継債権管理回収業務に係る受託金融機関手数料（回収業務の代理店手数料）を第 3・四半期に 1,046 百万円、第 4・四半期に 1,004 百万円支出したためであり、適正な執行を行っている。 ○ 情報処理業務庁費については、第 4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、未払金として 213 百万円計上していることに起因しており、適正な執行を行っている。 	
②旅費の執行状況の点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費の執行状況については、別添（項目 4 の 2）「平成 22 年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況」のとおりである。 ○ 旅費については、第 3・四半期及び第 4・四半期において、執行額が多くなっているが、これは、各事業における次年度の事業を円滑に実施するために、受託金融機関等に係る業務指導や事業説明会等をこの時期に集中的に実施したためであり、適正な執行を行っている。 ○ なお、旅費については、旅行パックの利用等による削減努力を行った結果、前年度との比較で、約 360 万円の削減を図ったところであり、平成 23 年度においても一層の削減努力を行うこととしている。 	
③給与振込経費の削減	給与振込経費については、国家公務員に準じたものとしており、一部現金払い及び複数の振込口座の取扱いは行っていない。	約 432 千円
④その他コスト削減について検討したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規の郵便商品の導入など郵送方法の見直し、郵便料金を削減した。 ○ 執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。 ○ コピー、プリントアウトの際の両面印刷及び集約印刷等を徹底し、コピー機保守料を削減した。 ○ コピー用紙の削減及びファイルなどの紙製品を削減した。 ○ 事務所の賃貸交渉を実施し、大阪支店の事務所賃料を削減した。 ○ 外部倉庫の価格交渉を行い、引下げを実施した。 ○ 旅行パックの利用等による旅費の削減及びタクシー利用の厳格化によりタクシー利用料金を削減した。 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、各々の事業において作成していたリーフレットを一本化することにより、リーフレット作成に係る経費を削減した。 	約 17,783 千円 約 988 千円 約 5,470 千円 約 4,521 千円 約 3,106 千円 約 2,016 千円 約 6,912 千円 約 1,771 千円

平成22年度の庁費及び旅費の類に関する支出状況

上段：支出予定
下段：支出実績

(単位：円)

区分	執行計画額	合計	支出状況																							
			第1・四半期						第2・四半期						第3・四半期						第4・四半期					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	出納整理期	1月	2月	3月	出納整理期							
福祉医療機構計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	5,537,089,833	4,897,492,241	602,296,427	278,847,665	168,934,170	154,514,592	693,675,586	193,956,609	346,999,714	152,719,263	1,666,540,257	313,299,324	1,155,825,766	197,415,167	1,934,979,971	182,982,918	218,039,445	1,533,957,608	—	0						
(庁費の類計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	5,487,753,833	4,849,936,526	593,567,200	275,574,628	166,701,760	151,290,812	683,784,106	190,742,859	343,721,714	149,319,533	1,652,723,469	309,266,126	1,150,285,916	193,171,427	1,919,861,751	178,517,168	214,820,145	1,526,524,438	—	0						
庁費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	3,571,407,783	455,679,551	275,034,119	72,790,916	107,854,516	386,270,893	130,878,570	155,253,770	100,138,553	1,313,689,947	131,157,164	1,069,183,148	113,349,635	1,415,767,392	97,320,976	133,057,107	1,185,389,309	—	0							
情報処理業務庁費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	1,242,947,391	130,457,360	40,404	89,873,975	40,542,981	288,894,233	56,948,760	185,566,672	46,378,801	330,537,814	175,419,935	76,556,731	78,561,148	493,057,984	78,378,232	79,039,507	335,640,245	—	0							
厚生労働統計調査費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
検定検査費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
通信専用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
電子計算機等借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	35,257,095	7,303,684	500,105	3,910,264	2,893,315	8,618,980	2,915,529	2,901,272	2,802,179	8,484,998	2,686,717	4,537,637	1,260,644	10,849,433	2,716,110	2,723,531	5,409,792	—	0							
各所修繕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	239,757	42,105	—	42,105	—	0	—	—	—	10,710	2,310	8,400	—	186,942	101,850	—	85,092	—	0							
自動車重量税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—						
	84,500	84,500	—	84,500	—	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—						
(旅費の類) 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	49,336,000	47,555,715	8,729,227	3,273,037	2,232,410	3,223,780	9,891,480	3,213,750	3,278,000	3,399,730	13,816,788	4,033,198	5,539,850	4,243,740	15,118,220	4,465,750	3,219,300	7,433,170	—	0						
職員旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	37,816,830	5,218,460	451,750	1,788,110	2,978,600	7,692,900	2,430,880	2,559,380	2,702,640	11,923,210	3,328,860	4,720,630	3,873,720	12,982,260	4,021,680	2,976,560	5,984,020	—	0							
監査旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	891,040	243,020	0	162,700	80,320	551,860	141,260	274,400	136,200	10,440	10,440	0	0	85,720	4,640	13,800	67,280	—	0							
研修旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	3,559,298	264,020	0	192,200	71,820	567,050	376,460	76,100	114,490	1,202,588	454,658	532,690	215,240	1,525,640	54,380	172,260	1,299,000	—	0							
赴任旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	2,885,887	2,821,287	2,821,287	0	0	0	0	0	0	32,100	0	0	32,100	32,500	16,050	0	16,450	—	0							
外国旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
外国人招へい旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
委員等旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	2,402,660	182,440	0	89,400	93,040	1,079,670	265,150	368,120	446,400	648,450	239,240	286,530	122,680	492,100	369,000	56,680	66,420	—	0							

(注)上段の支出予定欄については、月ごとの予定(予算)はないため、「—」としている。

契 約

(委員長通知別添二関係)

<p>① 契約監視委員会からの主な指摘事項</p>	<p>[点検の実施]</p> <p>契約監視委員会（平成23年2月22日開催）においては、次の契約について点検を受けた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">件 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成21年度契約</td><td style="text-align: center;">競争性のない随意契約 4件</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">一者応札・一者応募 23件</td></tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度契約※</td><td style="text-align: center;">競争性のない随意契約 6件</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">一者応札・一者応募 10件</td></tr> <tr> <td>平成22年度契約予定案件</td><td style="text-align: center;">一者応札・一者応募 1件</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td><td style="text-align: center;">44件</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成22年度契約は、12月末現在で契約締結に至ったもの対象とした。</p> <p>[点検の観点]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th><th style="text-align: center;">点 検 の 観 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随意契約</td><td style="text-align: left;">・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性</td></tr> <tr> <td>一者応札・一者応募</td><td style="text-align: left;">・真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性</td></tr> </tbody> </table> <p>[点検結果]</p> <p>主な指摘は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの運用保守契約について、一般論であるが、複数年契約にすることと、より安価となる可能性があるので、検討いただきたい。 ・ 業務システムの採用にあたっては、より汎用性の高いプログラミング言語による開発を行うことにより、その後の運用保守等に係る契約について、競争性が確保されるよう検討いただきたい。 	区 分	件 数	平成21年度契約	競争性のない随意契約 4件	一者応札・一者応募 23件	平成22年度契約※	競争性のない随意契約 6件	一者応札・一者応募 10件	平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募 1件	合 計	44件	区 分	点 検 の 観 点	随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性	一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性
区 分	件 数																		
平成21年度契約	競争性のない随意契約 4件																		
	一者応札・一者応募 23件																		
平成22年度契約※	競争性のない随意契約 6件																		
	一者応札・一者応募 10件																		
平成22年度契約予定案件	一者応札・一者応募 1件																		
合 計	44件																		
区 分	点 検 の 観 点																		
随意契約	・契約事由、契約価格の妥当性及び一般競争入札への移行の可否並びに改善方策の妥当性																		
一者応札・一者応募	・真に競争性が確保されているか（仕様書、参加要件、公告期間その他の入札条件）及び競争性の確保のための改善方策の妥当性																		
<p>② 契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門が要求部門からの調達要求を審査するとともに、「契約審査会」（総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）を設置し、同委員会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けている。また、特に専門的な知識を要するシステム関連の契約については、CIO補佐官（外部の第三者に委託）の出席を求め、助言を得ている。 ○ 上記契約審査会は、総務、経理担当役員等が構成員であり、更に監事が出席し、入札等に係る仕様書の内容等についてチェックを行うことによって、審査機関としての実効性を確保しているところである。 ○ また、平成22年度からは、「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日付厚生労働省発総0406第5号）を踏まえ、上記の契約審査会において、少額隨契を除く調達に関する以下の①～③の事項の審議を徹底 																		

	<p>することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が1/2を超える場合においては審査を行うこと
③「随意契約等見直し計画」の進捗状況	<p>随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）に基づき、①企画競争及び公募については、更に一般競争への移行を推進するとともに、②契約に係る規程類の整備（平成20年度において措置済み）を行っている。また、③契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、内部役員及び職員を構成メンバーとする契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議等を行っている。さらに、④一者応札・一者応募の見直しの観点から、公告期間の確保や契約の履行を確保する最低限の要件を除き排他的な応札要件を付さないことなど、競争性確保のための取組を実施している。</p> <p>以上のとおり、随意契約等見直し計画に基づく各種の取組みを着実に実施した結果、計画の基準となる平成20年度において22件あった随意契約を平成22年度において7件にまで減少することができた。</p> <p>また、随意契約等見直し計画においては、随意契約を6件とすることを目標にしているところであるが、平成22年度で7件と1件多くなっている。この主な理由としては、大阪支店の事務所賃貸料に関して、以前よりビル所有者と継続的に引下げ交渉を行ってきたところ、平成22年度においてその引下げが認められたため、平成20年度に契約締結のなかった同支店の事務所賃貸借契約を平成22年度に締結したことによるものである。このため、計画より1件多くなったものである。</p> <p>なお、随意契約7件の契約内容については、次のとおりであり、いずれの契約も真にやむを得ない事由により随意契約となったものであり、随意契約等見直し計画を着実に実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務システムの運用・保守関連：3件 (随意契約となった理由) システムの著作権を契約相手方が有しており、第三者が運用保守を行えないこと等 ○ 事務所賃貸借・レイアウト工事：3件 (随意契約となった理由) 事務所賃借という契約の性質上随意契約に扱らざるを得いこと、賃貸人ととの契約により賃貸スペース工事に当たっては指定業者以外の業者と契約ができないこと ○ 財務諸表等の官報掲載：1件 (随意契約となった理由) 官報掲載料金は全国一律で競争性が働かないこと

<p>④一者応札・一者応募となった契約の改善方策</p>	<p>一者応札・一者応募となった契約の改善方策については、平成21年7月24日に策定し、当機構のホームページにて公表している「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、次のとおり改善の取組を行い、競争性、透明性の一層の確保を図っている。</p> <p>(改善方策の主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公告期間を原則として10営業日以上とすること。(国における「予算決算及び会計令」等においては10日(暦日)間) ・ 「資格要件に関する事項」については、当該調達の業務内容を検討した上、過度に業務実績等を求めることはしないよう留意するなど、一層の競争性を確保する観点に立って資格要件の設定を行うこと。 <p>また、更に実質的な競争性確保の一助とするため、入札前に問い合わせのあった業者に入札辞退理由のアンケートを行うなど事後点検を行っている。</p>
<p>⑤契約に係る規程類とその運用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置については、すべて実施済みである。 ○ 平成22年度においては、総合評価落札方式の実施実績はなく、企画競争及び公募についての実施状況は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 説明会の実施及び説明会から入札日又は企画書提出日までの十分な日程の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に企画競争により契約を締結した調達は2件であり、両案件とも複数の参加者があったことから、十分な日程の確保はもとより適正な調達を実施したものと考えている。（公告日から企画書提出期限までは平均20日） <p>なお、両案件の業務内容は「CIO補佐官業務」及び「会計監査人候補者の選定」であり、専門性の高い業務であったことから、応募者は、基本的には、その分野において一定の専門知識を有する者であると想定されたことから、説明会は行わず仕様書等に関する質問期間を確保することで対応を図ったところである。</p> ・ なお、公募については、一般的に調達に参加する意思があるか否かを確認する手続きであることから、仕様書を配付するのみで説明会は行っていない。 イ 選定基準及び配点の事前公開並びに選定結果の公開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度に企画競争により契約を締結した2件については、いずれも選定基準及び配点を事前に配付し、その結果については、企画競争参加者に公開している。 ウ 選定委員における外部有識者割合の基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構においては、企画競争については、内部職員に評価が可能な案件を対象とすることとしているが、この場合でも、契約に係る競争性及び透明性を確保するため、選定委員の評価結果について「契約審査会」（総務担当及び経理担当役員並びに管理部門の幹部職員を構成メンバーとし、第三者による監視強化の観点から、監事をオブザーバーとする審査機関）で適正性等を審議することとしている。 <p>なお、総合評価落札方式については、割合に係る基準は設けていないが、「総合評価、企画競争・公募による調達マニュアル」（平成20年度末に策定）により外部有識者を含めることを義務付けている。</p>

<p>⑥再委託している契約の内容と再委託割合(再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約によるものを再委託しているものは次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="546 226 1457 368"> <thead> <tr> <th>契約件名</th><th>受託者</th><th>金額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療機構 ALM モデル運用支援</td><td>(株) 三菱東京 UFJ 銀行</td><td>9,334,500</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当機構では、貸付原資についての自己資金調達による金利リスクに対応するため、ALM システムを活用している。本件は、当該システムの運用支援業務を委託しているもの。 <p>再委託の内容は、受託者においてシステム運用保守業務を再委託しているものである。再委託割合については、受託者が当機構の業務以外のシステム運用保守も一括して再委託先に委託していることから、受託者としては「機構業務のみの再委託割合を算定することは困難」としている。</p>	契約件名	受託者	金額（円）	福祉医療機構 ALM モデル運用支援	(株) 三菱東京 UFJ 銀行	9,334,500
契約件名	受託者	金額（円）					
福祉医療機構 ALM モデル運用支援	(株) 三菱東京 UFJ 銀行	9,334,500					
<p>⑦公益法人等との契約の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度に締結した公益法人等との契約の状況次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="546 734 1457 875"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>受託者</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人会計システムの保守</td> <td>(財) 日本システム開発研究所</td> <td>9,030,000</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	受託者	金額（円）	独立行政法人会計システムの保守	(財) 日本システム開発研究所	9,030,000
契約件名	受託者	金額（円）					
独立行政法人会計システムの保守	(財) 日本システム開発研究所	9,030,000					
<p>⑧その他調達の見直しの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度においては、「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、すべての調達は原則として一般競争入札によることとし、当機構の契約審査会において、少額随契を除く調達に関して以下の①～③の事項の審議を徹底した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査すること ② 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合でも、審査機関で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底すること ③ 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が 1/2 を超える場合においては審査を行うこと 						

(項目5の2)

I 平成22年度の実績【全体】

		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	34件 (69.39%)	6.8億円 (41.72%)
	うち一者応札	10件 【29.41%】	5.3億円 【78.77%】
	総合評価落札方式	一件 (-%)	-億円 (-%)
	うち一者応札	一件 【-%】	-億円 【-%】
	指名競争入札	一件 (-%)	-億円 (-%)
	うち一者応札	一件 【-%】	-億円 【-%】
	企画競争等	8件 (16.32%)	5.0億円 (30.79%)
	うち一者応募	6件 【75.0%】	4.5億円 【91.19%】
競争性のない随意契約		7件 (14.29%)	4.5億円 (27.49%)
合 計		49件 (100.0%)	16.2億円 (100.0%)

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【 %】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調隨契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

II 平成22年度の実績【公益法人】

		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札 (最低価格落札方式)	一件 (ー%)	一億円 (ー%)
	うち一者応札	一件 【ー%】	一億円 【ー%】
	総合評価落札方式	一件 (ー%)	一億円 (ー%)
	うち一者応札	一件 【ー%】	一億円 【ー%】
	指名競争入札	一件 (ー%)	一億円 (ー%)
	うち一者応札	一件 【ー%】	一億円 【ー%】
	企画競争等	一件 (ー%)	一億円 (ー%)
	うち一者応募	一件 【ー%】	一億円 【ー%】
競争性のない随意契約		1件 (100.0%)	0.09億円 (100.0%)
合 計		1件 (100.0%)	0.09億円 (100.0%)

※ 「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。

※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※ 【ー%】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※ 「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調隨契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

III 隨意契約等見直し計画の進捗状況 その1

		随意契約等見直し計画による見直し後の姿		平成22年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		一件 (ー%)	一億円 (ー%)	41件 (52.6%)	25.2億円 (54.9%)
競争性のある契約	競争入札	46件 (59.0%)	35.7億円 (77.7%)	28件 (35.9%)	15.9億円 (34.6%)
	企画競争等	26件 (33.3%)	6.7億円 (14.5%)	4件 (5.1%)	1.3億円 (2.7%)
競争性のない随意契約		6件 (7.7%)	3.6億円 (7.8%)	5件 (6.4%)	3.6億円 (7.8%)
合 計		78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)	78件 (100.0%)	46億円 (100.0%)

- ※ 「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成22年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。
- ※ 「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成22年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。
- ※ 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。
- ※ 「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。
- ※ 「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成22年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

IV 隨意契約等見直し計画の進捗状況 その2

		一者応札・一者応募案件の見直し状況（20年度実績）		22年度も引き続き一者応札・一者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		一件 (%)	一億円 (%)	17件 (63.0%)	9.1億円 (78.4%)
契約方法を見直しを実施せず(注2件等の)	仕様書の変更	一件 (-%)	一億円 (-%)	件 (%)	億円 (%)
	参加条件の変更	23件 (85.2%)	10.8億円 (92.6%)	4件 (14.8%)	0.8億円 (6.8%)
	公告期間の見直し	3件 (11.1%)	0.2億円 (1.7%)	1件 (3.7%)	0.04億円 (0.4%)
	その他	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)	1件 (3.7%)	0.7億円 (5.7%)
契約方式の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
その他の見直し		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの		一件 (-%)	一億円 (-%)	一件 (-%)	一億円 (-%)
一者応札・一者応募が改善されたもの		—	—	4件 (14.8%)	1億円 (8.7%)
合 計		27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)	27件 (100.0%)	11.6億円 (100.0%)

(注1) 平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成22年度の契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

(注2) 内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。

随意契約等見直し計画

平成22年4月
独立行政法人福祉医療機構

1. 隨意契約等の見直し計画

(1) 隨意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(71. 8%) 56	(46. 0%) 2, 114, 112	(92. 3%) 72	(92. 2%) 4, 240, 614
競争入札	(47. 4%) 37	(34. 3%) 1, 575, 562	(59. 0%) 46	(77. 7%) 3, 572, 400
企画競争、公募等	(24. 4%) 19	(11. 7%) 538, 551	(33. 3%) 26	(14. 5%) 668, 214
競争性のない随意契約	(28. 2%) 22	(54. 0%) 2, 484, 469	(7. 7%) 6	(7. 8%) 357, 967
合 計	(100%) 78	(100%) 4, 598, 581	(100%) 78	(100%) 4, 598, 581

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	56	2, 114, 112
うち一者応札・一者応募	(48. 2%) 27	(55. 0%) 1, 162, 242

(注) 上段 () % は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施 ^(注1)	(100%) 27	(100%) 1, 162, 242
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	23	1, 075, 641
公告期間の見直し	3	20, 136
その他	1	66, 465
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(0%) 0	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () % は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 隨意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 隨意契約等の見直し

契約に係る競争性及び透明性の確保の観点から、次の措置を実施している。

ア. 企画競争及び公募については、更に一般競争への移行に努める。

イ. 契約に係る規程類の整備

「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成20年1月14日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置の状況については、事務連絡の①～⑥の事項ごとに、次のとおり適切に対応している。

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、公告期間・公告方法等を国の規定（「予算決算及び会計令」第74条）と同様の内容とした。

- ② 指名競争入札限度額を国の基準と同額とすること。

《措置状況》

平成18年度に措置済みである。

- ③ 包括的契約条項又は公益法人契約条項を設定している場合、恣意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、包括的契約条項及び「公共事業を目的とする法人」との随意契約条項を削除した。

- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の規準とすること。

《措置状況》

平成15年度に措置済みである。

- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。

《措置状況》

平成20年度において当機構会計規程等を改正し、総合評

価方式及び複数年度契約に関する規定を定めた。（「会計法」第29条の6第2項（落札方式）、同法第29条の12（長期継続契約）、「予算決算及び会計令」第102条の2（長期継続契約ができるもの）及び他の独立行政法人の複数年度契約に係る例を参考とした。）

- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

≪措置状況≫

平成20年度において、「総合評価落札方式による調達マニュアル」及び「企画競争・公募による調達マニュアル」を策定した。

ウ. 審査体制の整備

当機構では、契約に係る適正性及び透明性を十分確保する観点から、少額随意契約以外の契約については、契約担当部門の審査以外に、「契約審査会」（内部役員及び職員を構成メンバーとする審査機関）において契約方式の妥当性や総合評価・企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うこととした。

また、契約審査会における第三者による監視強化の観点から、同審査会に監事の出席を求め、そのチェックを受けることとしている。

更に、外部から登用しているCIO補佐官に出席を求め、専門家の意見を聴取して、契約に係る改善を行っている。

(参考)

少額額随意契約の基準額は次のとおり。（国と同様の基準である。）

- ・工事及び物品の製造⇒予定価格が250万円を超えないもの
- ・財産の買入⇒予定価格が160万円を超えないもの
- ・物件の借入⇒予定価格が80万円を超えないもの
- ・上記以外⇒予定価格が100万円を超えないもの

エ. 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の確保等

競争性のない随意契約については、一般競争入札等、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、結果として1者応札・1者応募となっている事例が散見される状況となっている。

このため、平成21年7月24日付で『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』を制定し、公告期間の確保（原則10営業日以上）、契約の履行を確保する最低限の要件を除く排他的な競争参加資格要件を設定しない、仕様書の改善などについて取り組んでいるところである。

② 応札者の範囲拡大のための取組

当機構では、平成20年度において、競争入札の推進にあたり、入札への参加者を増やし、より公正な競争を行うこと

等を目的に、「競争参加者の資格等の取扱いに関する細則」の改正を行った。

具体的には、役務提供契約において、予定価格の対応する区分以外の等級の事業者も競争に参加することを可能とした。

(例えば、A等級の入札案件については、2級下位のC等級までの事業者の入札参加を可能とした。)

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載

内 部 統 制

①統制環境	<p>1 理事長から役職員へのミッションの周知等</p> <p>(1) 当機構のミッションと経営理念</p> <p>当機構のミッションは、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることにあり、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、この社会的使命を効率的かつ効果的に果たすことができるよう業務運営に邁進しているところである。</p> <p>現理事長は平成20年4月に民間から就任したところであるが、当機構のこれからの方針を明示するため、理事長を中心として、全役職員から意見を出し合い、平成20年10月に当機構の経営理念「民間活動応援宣言」を策定し、発信している。</p> <p>これにより、「国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援する。」という組織の進むべき方向性を明確にしたところである。</p> <p>当機構においては、理事長の指揮、監督のもとで、統制環境の整備を図りつつ、社会的使命を果たすために全役職員が一丸となり、業務を推進しているところである。</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画の策定</p> <p>理事長の指揮、監督のもと、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、国の政策や福祉医療を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、さらに、各事業部へのヒアリング結果を踏まえ、中期計画及び年度計画の素案を作成し、全役員・幹部職員で構成される経営企画会議において審議したうえで、中期計画及び年度計画を策定している。</p> <p>全役職員が中期計画及び年度計画の策定に参画することによって、当機構の社会的使命が周知されるとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p>(3) 役職員に対するミッションの周知</p> <p>ア 理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、社会的使命を果たすために主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。</p> <p>イ 年度初めの経営企画会議（平成22年4月1日開催）において、理事長から役員・幹部職員に対して、「平成22年度進発・経営企画会議理事長示達」と題して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示がなされている。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して述べられている。同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、インターネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。</p>
--------------	--

ウ 平成 20 年 4 月に民間から現理事長が就任して以降、幹部職員から順次個人面談等を実施（平成 22 年度には中堅・若手職員を対象に実施）しており、こうした機会を通じて、理事長の人柄又は経営理念が職員に伝えられており組織の一体感が醸成されている。

エ 経営理念「民間活動応援宣言」については、インターネット内の掲示板及び執務内の各所に掲示されており、役職員がお客さまへ配布するリーフレットや名刺に印刷することにより、全役職員が日々、経営理念を意識した業務運営を行っている。

2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保

(1) 理事長のリーダーシップ発揮

ア 理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を効果的に開催し、重要案件に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」の実現に向けて、平成 21 年 4 月から理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、組織全体で対応する仕組みを構築し、全役職員の士気の向上を図っている。

ウ 理事長の指示に基づき、経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標を達成するため、各部における重点目標（部としてなすべき事項）を定めている。また、それを達成すべく各課（室）における重点目標（課としてなすべき事項）を定め、さらに、個人の目標にブレークダウンし、全役職員ごとにアクションプランを定め、ミッションの達成に向けた行動計画を作成している。

エ 平成 21 年 4 月より監査課の位置づけを改め、総務部所属から理事長直属の監査室に再編し、当機構内における監査の公正性、中立性及び透明性の向上を図っている。

(2) マネジメントの実効性確保

ア 理事長の指示に基づき、次のとおり各現業部門又は管理部門の状況等を取りまとめ報告するための態勢を整備し、理事長によるマネジメントの実行性を確保している。

○ 毎月の経営企画会議において、業務の進捗状況及び業務プロセスの監視状況のモニタリングを行い、課題等を抽出したうえで、改善策の指示等が行われている。また、併せて、各事業におけるコスト管理も行い、効率的な業務運営を図っている。

○ 平成 17 年度に認証を取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（QMS）の運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務の改善を図っている。

なお、平成 23 年 4 月に ISO9001 の認証の有効期限が到来することから、審査登録機関による更新審査を平成 23 年 2 月に受審し、同年 3 月に審査登録機関より「非常に水準の高い QMS が構築されている。」と評価され、認証を更新している。

○ 理事長直属の監査室の監査によって、当機構の全部署を対象にした業務及び経理、業務委託先である受託金融機関、助成事業に係る助成先等

について、厳格な監査を実施している。

イ 経営理念「民間活動応援宣言」及び中期目標の内容に基づき、個人の目標にブレークダウンされた取組については、人事評価制度の運用を通じて、その進捗状況を管理するとともに、人事評価結果を人事及び給与等に適切に反映することにより、士気の高い組織運営を図っている。

3 内部統制の構築状況

(1) 法令等の遵守

ア 違反行為を未然に防止すること及び違反行為発生時に適切に対応するため、平成22年4月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、機構役職員の法令遵守における基本方針を定めるとともに、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備している。

イ 個人情報保護を適切に実施する観点から、「独立行政法人福祉医療機構個人情報管理規程」に基づき、平成20年4月に個人情報管理委員会を設置し、「個人情報保護マニュアル」を策定するなど、個人情報保護の重要性について注意喚起を行っている。

ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等を制定の上、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の見直しを行うとともに、全役職員に対する研修（平成22年度においては新たにe-ラーニング形式の研修を導入）を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。

○ 内部統制統括部署：総務部総務課

○ 推進部署：総務課（職員数7人）

○ 優先順位：第1位

[理由] 当機構において不祥事が発生した場合、風評等により法人自体の存続に関わるため、最も重要なものと考えている。

(2) 業務の有効性・効率性

上記1及び2の取組のとおり、理事長の指揮、監督のもとで、当機構のミッション（民間活動応援宣言）を効率的かつ効果的に果たすための統制環境を構築している。

○ 内部統制統括部署：総務部総務課

○ 推進部署：総務課、人事課、企画課、業務管理課（職員数22人）

○ 優先順位：第2位

[理由] 当機構の社会的使命及び中期目標等を効率的に達成するためには、業務の有効性・効率性について留意することが必要であるため、第2位としている。

(3) 資産の保全

ア 当機構においては、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、保有する資産について、不断の見直しを行っている。

イ 長寿・子育て・障害者基金関係（2,921.3億円）については、平成22年11月に売却し、平成23年3月24日に国庫納付を完了している。

また、職員宿舎[戸塚宿舎（2.1億円）]については、平成22年8月に売却し、平成23年3月30日に国庫納付を完了している。

ウ 心身障害者扶養保険資金の運用については、将来にわたって扶養保険事

	<p>業の運営の安定に資することを目的として、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で、策定した基本ポートフォリオに基づき、運用を実施している。</p> <p>エ 見直しの基本方針において、不要とされた資産については、同見直しの基本方針に基づき、国庫納付の手続きを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制統括部署：総務部総務課 ○ 推進部署：会計課、資金課（職員数 14 人） ○ 優先順位：第 3 位 <p>[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。</p> <p>(4) 財務報告等の信頼性</p> <p>会計監査人による監査、監事監査等による内部監査、会計検査院による監査、独立行政法人評価委員会による評価などにより信頼性を確保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制統括部署：総務部総務課 ○ 推進部署：経理課、企画課、業務管理課、監査室（職員数 24 人） ○ 優先順位：第 3 位 <p>[理由] (3)資産の保全と(4)財務報告等の信頼性については、いずれも重要であると認識しており、優先順位をつけることが困難なことから、同順位としている。</p> <p>4 役員会の位置付け、権限の状況</p> <p>役員会は、理事長及び理事をもって構成され、原則として毎月1回、理事長が召集し、これを主宰している。また、役員会においては、次に掲げる事項を審議し、役員会の議事は、役員会の構成員の意見に基づき、理事長が決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の業務運営の基本方針に関する事項 ○ 事業計画、予算及び資金計画並びに決算に関する事項 ○ 業務方法書その他諸規程の制定改廃に関する事項 ○ 組織及び機構の改廃に関する事項 ○ 人事及び給与の基本方針に関する事項 ○ その他理事長が必要と認める事項 <p>5 理事長と監事・会計監査人の連携状況</p> <p>(1) 理事長と監事との連携状況</p> <p>ア 監事との連携については、監査計画立案時及び監査報告時（中間報告時を含む。）における意見交換に加えて、役員会等の場において緊密に意見交換を実施している。また、年2回理事長が監事に対して個別面談を行うなど、意見交換の場を設けている。</p> <p>イ 監事監査における指摘事項については、必要に応じて役員会、経営企画会議等の当機構の意思決定に関わる場において議題として報告するとともに、改善状況等を確認する等のフォローアップを行っている。</p> <p>ウ 理事長が主宰する経営企画会議において、オブザーバーとして監事も出席し、重要案件に対する経営判断を行うにあたって、監事からの意見を聴取している。</p>
--	--

	<p>(2) 理事長と会計監査人との連携状況</p> <p>毎年度、会計監査人は理事長に対して決算の概要説明を行うほか、業務運営や不正防止に関すること等のトップマネジメントについてインタビューを行い、意見交換を図っている。</p> <p>6 その他統制環境に関する状況</p> <p>ア 当機構の職員から、業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取し、積極的に業務や職場環境の改善を図るため、平成22年6月より「職員意見箱」の運用を開始している。</p> <p>イ 災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に事業継続計画を策定している。</p> <p>なお、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等を踏まえ、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施するなど、的確に対応したところである。</p>
②リスクの識別・評価・対応	<p>1 リスク対応計画に基づく対応</p> <p>法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を把握し適切な予防措置を講じるとともに、危機管理を機動的かつ円滑に実施するため、リスク・危機管理に関する基本的な事項を定めたリスク・危機管理基本方針を平成21年10月に策定したところである。</p> <p>また、同方針に基づき、平成21年10月に理事長、理事、審議役及び各部長をもって構成するリスク管理委員会を設置し、各部において業務上のリスクを網羅的に洗い出し、リスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性を評価し、重要度の高いリスクを抽出・把握した上で、その予防措置等の対応策をまとめたリスク対応計画を平成22年3月に策定している。</p> <p>平成22年度においては、平成22年10月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク対応計画への対応状況等についての進捗確認を行っている。</p> <p>これにより当機構が抱えるリスク等の洗い出しを全役職員が参加して行う仕組みを構築しており、当機構のミッションの周知徹底を図るとともに、目標の達成に向けての組織内での意識の共有化を図っている。</p> <p>2 QMSに基づく対応</p> <p>QMSに基づき、業務運営において生じる課題・問題点（不適合）への対応方法、原因の分析、再発・未然防止等を行う是正予防処置を適切に実施するため、「是正・予防処置結果記録シート」に記録する運用を実施し、確実な管理を行うことでQMSの有効性の維持及び継続的な改善を進めている。</p>
③統制活動	<p>1 リスク対応計画に基づく対応</p> <p>各部においては、リスク対応計画により定めた対応を適切に実行している。</p> <p>また、各部からリスク管理委員会に対して、同計画に基づく対応実績等を半年に一度報告して評価を受けるとともに、必要に応じて計画の更新を行っている。</p>

	<p>2 QMSに基づく対応</p> <p>QMSに基づき、業務に必要な能力を習得するための教育・訓練の運用や業務手順書等による業務の標準化等を実施している。</p>
④情報と伝達	<p>1 組織内での情報伝達</p> <p>インターネット及び当機構のホームページにおいて、全役職員が職務の遂行に重要となる情報である経営理念、中期目標、中期計画、年度計画及び各部署における重点目標、また、経営企画会議における理事長所感や各種会議資料等を掲載することにより、全役職員が理事長の経営姿勢、各事業における課題、重要事項に対する審議状況、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理状況等を把握することができるよう整備している。</p> <p>2 緊急時における連絡網の整備</p> <p>緊急的な事態が発生した場合において、休日又は深夜においても理事長以下上層部に対して、その事態の報告と指示を受けるための緊急連絡網を整備している。</p> <p>また、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するために、平成23年2月に事業継続計画を策定している。</p> <p>なお、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同事業継続計画等を踏まえ、理事長の指示のもと、速やかに危機管理対策本部を設置し、役職員等の安否状況、建物及びシステム等の被災状況の確認などの緊急対策業務を実施するなど、的確に対応したところである。</p> <p>3 外部への伝達と外部からの収集</p> <p>当機構のホームページにおいて、法令による財務情報の開示等を含め、組織の外部に対しても適時かつ適切に情報を伝達している。</p> <p>また、平成22年7月に、当機構のホームページ上に顧客のニーズに基づく改善活動を更に推進するため、顧客等から広く意見・要望等を収集する「お客様の声」制度を開設し外部から情報を収集している。</p> <p>4 QMSに関連する各種情報</p> <p>インターネット内にQMSに関連する各種情報（業務手順書、QMS内部監査報告書、是正・予防処置結果記録シート等）を掲載し、全役職員が何時でも各種情報を確認できる体制を整備している。</p>
⑤モニタリング	<p>1 日常的モニタリング</p> <p>ア 経営企画会議において、各事業における予算の執行状況、中期目標等に対する業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を把握・管理している。</p> <p>イ QMS 内部監査を全部署に対し年1回実施し、手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題（エラー、制度・業務運用上の課題）に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p> <p>ウ 平成22年6月より運用している「職員意見箱」において、当機構の職員からの業務や職場環境に関する意見、要望、提案、苦情などを常時聴取できる仕組みを整備している。</p> <p>2 独立的評価と評価プロセス</p>

	<p>ア 監事による監査報告等については、役員会において報告が行われるとともに、その監査結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。</p> <p>イ 監査室においては、前述の各部署における日常的モニタリングとは別に、独立かつ客観的立場で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かを検証し、不正事故の発生等を防止することを主眼として監査を実施している。</p> <p>ウ 監事監査では、 i) 理事長の指揮、監督のもと、当法人の役割、機能が発揮されているか、 ii) 業務運営及び事務の健全性は保たれているか、 iii) 業務の合規性及び正確性は保たれているか、 iv) 業務運営及び事務の効率性、透明性は保たれているか、 v) 顧客保護及び顧客サービス向上の取組はなされているか、 vi) 財務の健全性が保たれ、会計経理が法令等に従い適正に行われているか、 vii) 入札・契約、内部統制、情報開示等は適切に取組まれているかの 7 点を監査視点とし、併せて重点項目等も追加し、全部署に対し監査を実施している。</p> <p>エ 監事による内部統制の評価に関しては、監事監査計画の重点監査項目の 1 項目として、内部統制の整備（機能・有効性）を挙げて監査を行っている。当機構では、内部統制体制の整備に関し、整備すべき内部統制体制の主な項目及び具体的な対応方法等につき整理を行った上で順次体制準備を行ってきており、監事としては、まず、例えばコンプライアンス体制の整備やリスク対応計画策定などが計画に沿って進捗しているかの確認を行っている。その上で整備された内部統制体制が有効に機能しているかどうかについて、「独立行政法人における内部統制と評価について報告書（平成 22 年 3 月）」（以下「報告書」という。）にある監事監査の視点等を念頭におき、各部門の業務監査において内部統制の有効性の状況を確認し、必要に応じ改善を要する事項等につき監査報告に盛り込み、理事長に報告すると共に役員会にて情報を共有し、監査を行っている。</p> <p>内部統制の諸制度が有効に機能しているかどうかを評価するためには、ネガティブ情報でも上位者に報告しやすい風通しの良さや、リスク事象が発生した場合でも、単に個人の責任に帰するといったことなく、今後の改善のための情報共有に重点をおくといったような、謂わば企業風土的な面についても十分注意深くウォッチしていくことが必要と考えている。こうした事象が観察された場合は、理事長をはじめ各役員にフィードバックし、その後の対応・改善状況について、把握していくよう努めており、監事が監査を通じて内部統制に係る PDCA サイクルを補完する役割も果たしているものと考えている。</p> <p>オ 「報告書」では、「内部統制を評価する者は、組織の活動及び評価の対象となる内部統制の各基本要素をあらかじめ十分に理解する必要がある」とされているが、監事としても「報告書」と同様の理解である。このため、組織の活動に関しては、業務内容につき各担当部署から説明を受けると共に、経営企画会議等に出席して、業務上の進行状況につき把握していること、また、業務監査において各業務における課題等につき把握しており、内部統制を評価するのに必要な組織の活動に関する情報を得ていると考えている。また、内部統制の各基本的要素に関しては、「報告書」公表以前から、COSO 報告書についての理解を深めることや、当機構が貸付業務を行っていることから、金融庁の金融検査マニュアルのガバナンスやリスク管理に関するチェックリストなども参考にするなど、当機構の業務の実態に</p>
--	--

	<p>沿った内部統制の評価を行っている。</p> <p>又 厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会で評価・指摘された統制環境における問題点等については、役員会及び経営企画会議において報告が行われるとともに、その評価結果の内容の把握・検証を行うことにより統制環境の改善を図っている。</p>
⑥ I C Tへの対応	<p>ア 理事長所感などの全役職員が職務の遂行に重要となる情報については、インターネットを活用し情報の共有化を図っているところであるが、その一方で、企業秘密等へのアクセスの制限、情報の紛失・漏洩の防止等を図る必要があることから、静脈認証等におけるマシン室への入退室管理システムの運用、バックアップデータの遠隔地保管及び外部電子媒体へのファイル書き込み時のパスワード設定を必須とする仕組みを導入するなど、セキュリティ対策の強化を図っている。</p> <p>イ I C Tの脆弱性や業務に与える影響等の評価については、情報化統括責任者（C I O）補佐官の助言を得て実施している。</p> <p>ウ 情報セキュリティ対策を適切に実施する観点から、情報セキュリティに関する規程等に基づき、幹部職員向け自己点検調査を実施し、新たな情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、全役職員に対する研修を実施するなど情報セキュリティの重要性について注意喚起を行っている。</p> <p>※ I C T : Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。 I Tと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。</p>
⑦監事監査・内部監査の実施状況	<p>1 中期計画・年度計画等の妥当性について 中期計画期間 5 年間の環境の変化等も踏まえ、中期計画及び年度計画の妥当性にも留意しながら監査を実施している。</p> <p>2 役職員の給与水準について 特定事項監査の一環として、給与水準の状況、対応状況の確認を実施している。平成 22 年度及び 23 年度に実施した職員給与水準の引下げにより、平成 24 年度までにラスパイレス指数が概ね 100 となる措置がとられたことを確認している。</p> <p>3 理事長のマネジメントの発揮状況について 上記①統制環境の 1 理事長から役職員へのミッションの周知等及び 2 理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保等に述べられているように、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントは十分に発揮されているものと認識している。</p>

	内部監査	<p>1 監査室による監査</p> <p>不正事故の発生等防止の観点で、各部署の業務処理が法令若しくは諸規程又は契約等を遵守し、適正かつ効率的になされているか否かの検証を実施している。</p> <p>2 QMS 内部監査</p> <p>手順書等に基づき業務が標準的に実施されているか、業務上の問題(エラー、制度・業務運用上の課題)に対し適切な対応がとられているか等につき確認を行うとともに、監査結果に基づく対応状況に対し、継続的フォローアップを実施している。</p>
⑧内部統制の確立による成果・課題		<p>当機構における内部統制の確立による成果及び課題については、次のとおりである。</p> <p>ア 全役職員が、経営の方向性及び経営者の考えを明確に把握することができるため、役職員自らが物事に対して主体的に取組むようになり、働きがないある職場環境の構築につながっており、統制環境が良い方向に向かっている。</p> <p>イ 当機構のミッション（民間活動応援宣言）を果たすために、各役職員の職務がどのように貢献しているかを強く意識することができるため、全役職員のインセンティブの向上につながっている。</p> <p>ウ 全役職員が組織のリスクの把握に取組むこととなった結果、自らの職務に関する知識だけではなく、他の職務に対する意識が高まり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上が図ることができ、副次的な効果も出ている。</p> <p>エ 平成 22 年 7 月から「お客さまの声」制度を設けたところであるが、聴取したお客さまからのご意見や苦情等に適切に対応することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、当機構の業務運営の効率化にもつながっている。</p> <p>オ 平成 22 年 4 月に「独立行政法人福祉医療機構法令等の遵守に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会の設置及び内部通報制度を整備しており、経営理念による当機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンスの仕組みの一層の強化が構築されつつある。</p>

事務・事業の見直し等 (委員長通知別添三関係)

<p>①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講るべき措置とされたものの取組状況 (22年度中又は22年度から実施とされたもの)</p>	<p>1 福祉医療経営指導事業</p> <p>《取組状況》</p> <p>民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度の実施計画の見直しを行った。(平成23年3月措置済み)</p> <p>具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 5px;">(講すべき措置) ※22年度から実施 民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。</p>
	<p>2 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>《取組状況》</p> <p>現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、平成23年度中の実施に向けて金融機関等と実務面の調整を行っている。</p> <p>また、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。</p> <p>平成24年度においては、平成23年度に実施した事業の見直しの検証を行いつつ、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等も見極め、廃止に向けた検討を行う。</p> <p>なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、元利金返済猶予や専用電話による融資相談として特別相談窓口の設置や土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 5px;">(講すべき措置) ※22年度から実施 事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。</p>
	<p>3 退職手当共済事業</p> <p>《取組状況》</p> <p>電子届出システムの利用率の向上のため、未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを踏まえたシステム改善を図り、事務処理の効率化を図った。(電子届出システム利用率:(平成19年度)45%→平成22年度81%)</p>

また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。

なお、東日本大震災において被災された事業者への対応として、掛金の納付期限の延長や専用電話による手続き等の相談として特別相談窓口の設置や土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

(講すべき措置) ※22年度から実施

利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。

4 心身障害者扶養保険事業

《取組状況》

地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減（2回→1回）等により経費節減を図った。

また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。

(講すべき措置) ※22年度から実施

利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。

5 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

《取組状況》

平成22年4月に1課を廃止し、職員▲2名を削減し、さらに平成23年4月には次長ポストを削減し、継続して人員削減等の効率化に努めていく。

また、コスト削減の取り組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物をできる限り同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施していく。

なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、元利金返済猶予や専用電話による返済相談として特別相談窓口の設置や土日・祝日でも対応できる態勢を整備するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。

(講すべき措置) ※22年度から実施

利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

6 不要資産の国庫返納

《取組状況》

長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は平成22年11月、戸塚宿舎（2億円）は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。

(講すべき措置) ※22年度から実施

長寿・子育て・障害者基金事業基金（2,787 億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。

7 組織体制の整備

《取組状況》

平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150m²）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）

	<p>(講すべき措置) ※22年度から実施 大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。</p>
②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況	<p>1 旧長寿・子育て・障害者基金事業</p> <p>《取組状況》</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2,787億円及び債券売却益等134億円）は、平成22年11月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。</p> <p>また、平成22年度から新たに社会福祉振興助成費補助金（国庫補助金）が予算措置されることとなり、平成22年4月1日から新たに社会福祉振興助成事業を創設し、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行っている。</p> <p>(判定結果) 長寿・子育て・障害者基金の全額を国庫に返納（必要な事業については毎年度予算措置）</p> <p>《取組状況》</p> <p>長寿・子育て・障害者基金事業に係る管理費等の経費については、平成20年度実績で約828百万円であったところであるが、広報・募集方法及び電子申請システム等の見直しを図り、平成22年度において358百万円となり、約57%の削減を図っている。</p> <p>(判定結果) (独) 福祉医療機構の管理費を削減</p> <p>2 福祉貸付事業及び医療貸付事業</p> <p>《取組状況》</p> <p>借入申込の受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいく。（平成23年3月措置済み）</p> <p>具体的な取組として、</p> <p>①審査期間短縮</p> <p>（平成22年度目標）福祉貸付 75日、医療貸付 45日</p> <p>（平成23年度目標）福祉貸付・医療貸付 30日以内</p> <p>②申請書類の簡素化</p> <p>平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出させていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。</p> <p>③融資相談の強化（事業計画の早い段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。）</p> <p>また、平成23年度から、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇（耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長）、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。</p>

	<p>東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用電話による特別相談窓口を設置し、土日・祝日の対応や被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図っている。平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。</p> <p>さらに、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直しを行うことを中期計画等に明示し取り組んでいる。</p> <p>平成23年4月から、顧客サポート体制の強化を図るため債権管理部門（管理部）と経営支援部門（経営支援室）の統合や管理部門を再編し、組織のスリム化（部長ポスト▲2、次長ポスト▲1、課長ポスト▲2）を図るなど、業務運営体制の継続的な見直しを行っている。</p> <p>(判定結果) 効率化などに努めることを前提に、当該法人で実施し、事業規模は現状維持</p>
	<p>3 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>《取組状況》</p> <p>上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講すべき措置とされたものの取組状況」のとおり。</p> <p>(判定結果) 新たなセーフティーネットを用意した上で、事業廃止</p>
③省内事業仕分けで自ら示した改革案の取組状況	<p>1 ヒト（組織のスリム化）</p> <p>平成23年4月に管理部門の再編等を踏まえた組織のスリム化を行うため、次のとおり組織改正を行っている。</p> <p>ア 管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2名、課長▲1名）を削減している。</p> <p>イ 大阪支店の管理部門を廃止（次長▲1名、課長代理▲1名）している。</p> <p>《国家公務員〇B関連》</p> <p>職員：定年後解消（平成22年度末に2名減、平成23年度末に1名減、平成24年度末に1名減と段階的に解消）</p> <p>2 モノ（余剰資産等の売却）</p> <p>公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかについては、現物納付に向け、財務省担当財務局と調整中であり、平成23年度末までに国庫納付（現物納付）を行う予定。その他東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、平成22年度に入居者に対し宿舎の退去に係る説明会を実施した。また、年金担保貸付勘定の利益剰余金及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等については、業務廃止後、国庫納付を行う予定である。</p> <p>3 カネ（国からの財政支出の削減）</p> <p>国からの財政支出（運営費交付金）については、平成22年度予算で41.20億円であったところであるが、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET）の規模の縮減、大阪支店の管理部門の廃止、人件費の削減※等により、平成23年度予算において39.47億円となり、1.73億円の削減を図っている。</p>

	<p>※ 平成24年度までにラスパイレス指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努めている。</p> <h4>4 事務・事業の改革</h4> <p>(1) 福祉貸付事業及び医療貸付事業</p> <p>上記「②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況」のとおり。</p> <p>(2) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。</p> <p>(3) 福祉医療経営指導事業</p> <p>ア 民間コンサルとの棲み分け 上記「①独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況」のとおり。</p> <p>イ 顧客満足度、機動性の向上 経営セミナーについては、受講者アンケート調査結果に基づき、WAM独自の経営情報の発信を強化（経営指標に関する講義時間拡大）及び社会福祉施設や医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例をカリキュラムに多く取り入れた結果、延べ受講者数は3,518人と、前年度（3,421人）を上回ることとなり、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者等に提供した。さらに、セミナー受講者に対するアンケート調査における満足度指標についても76.1ポイントと、前年度（74.7ポイント）より向上した。</p> <p>(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</p> <p>国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月1日から事業規模の縮減（22年度7億円→23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。</p>
④その他事務・事業の見直し	<p>会計検査院による平成21年度決算検査報告において、承継年金住宅融資等債権に係る回収金等の入金の時期等を把握して、早期に運用を開始することにより運用収入の増加を図るとともに、取引先金融機関の選定に当たり競争性の拡大に努めるよう改善を図る必要があるとされたところである。</p> <p>これらに対して、当機構においては次のとおり改善を講じた。</p> <p>ア 平成22年2月分以降、各月の償還期日のうち回収金等が最も多額である20日から起算して3営業日時点の残高を取りまとめた上で、より早期に余裕金の運用を開始した。</p> <p>イ 取引先金融機関の選定に当たっては、競争性の拡大に努めるものとし、同年10月に、応募に必要な情報を当機構のホームページにおいて公開し、取引先金融機関への参加を希望する金融機関を公募した。</p>

<p>⑤公益法人等との 関係の透明性確保 (契約行為につい ては、項目5「契約」 に記載)</p>	<p>1 特定の公益法人等との関係 特定の公益法人等に対する出資、出えん、負担金等はない。</p> <p>2 社会福祉振興助成事業における助成事業の選定 社会福祉振興助成事業において助成金の交付を行っているが、助成事業の選定に当たっては、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択することにより、客観性及び透明性の確保を図っている。</p>
---	--

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-32 (独)福祉医療機構

- 基金は一旦国に返還すべき。運用益を用いた事業は毎年の予算査定を経ないので、税金・保険金の使い方として不適切。
- 基金運用益により事業実施する意味はあまり感じられない。税金の使途として、事業の必要性や必要額についてしっかりと査定できるシステムに戻すべき。
- 毎年度運営交付金+新規事業費を厚労省に予算申請し、認められた上で事業を遂行していく形でよい。このように福祉医療機構だけで助成する団体・活動を国民に開かれた場ではなく決められる状態は恣意的運用も招くおそれがある。もちろん効率のよい運営が行われにくい。ぬるま湯状態になることは避けられないだろう。
- NPO等の事業内容は有意義である。但し、元来政府出資(=税金)で設立された団体。過去の積立金は国庫に返して、事業については透明性のあるプロセスで必要であれば毎年一般財源を充てるべき。国庫の運用で事業を行うのは、不適当。国庫からは完全に独立して事業をしていく、市場競争の中で勝負していくべき。
- 基金を持つ必要はない。
- 福祉医療機構が支援しているすべての活動が、交付金でまかなえるのなら基金を運用するという業務をはぶいて、機構内の業務を簡素化するべきだ。本当に国民が必要とする活動に助成金を交付しそのスタートアップを支援し、やがては自立できる活動になる様に仕向けていくべきだ。
- お金が先で、事業を後から考えている。毎年度きちんと査定を受けるべきである。平成21年10月19日の社会保険病院等の資産の譲り受けに要する資金について、役立つ分野に転換すべきである。
- 年金・健康保険福祉施設整理機構から民間医療法人に売却される場合に、福祉医療機構が買い取り資金を貸し付ける予定だが、安値払い下げの疑惑を招くのでやめてほしい。基金は国に返すべきだと思うし、別勘定でやっている融資がどれだけ民間金融機関と違うことができているのか疑問がある。
- 子育て支援基金、長寿基金、高・障基金の一部(1／3程度)をまず国庫に返すべき。分権的に事業を行う方が効率的な場合があるので、基金は有意義。ただし、効率化するためのインセンティブがビルトインされていない。ガバナンスに問題がある。
- 天下りと現役出向で合計2人が常勤として勤務している。事業を行う人件費約3億円かかっている。NPOなど現場からは使い勝手がよいとの意見もあるので、今後のあり方について政務三役を中心に議論してほしい。

WGの評価結果

(独)福祉医療機構

見直しを行う

(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しは行わない 0名

見直しを行う 13名:

ア.全額を国庫に返納

(必要な事業について毎年度予算措置) 11名

イ.(独)福祉医療機構の管理費を削減 9名

ウ.その他 2名)

とりまとめコメント

結論は、見直しを行う。

まず基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求をしてもらいたい。そして、独法の運営については、相当まだまだ無駄があるため、管理費の削減をお願いしたい。理事長におかれてはこの点を徹底してもらいたい。

付け加えるならば、公益を担う市民の活動が大事なのは言うまでもないが、このやり方でやり続けるのがよいかどうか、原点に立ち戻って検討してもらいたい。

とりわけ国、地方、独法など様々な手段で、子育て、障害者、長寿の方への支援を行っているが、総合的な政策パッケージとして一刻も早くまとめるよう、制度官庁として厚労省にお願いしたい。

なお、理事長は民間の方だが、この独法にもまだまだ天下りがたくさんある。取引先の公益法人、財団法人についても天下りが存在する。民主党は、天下りのいる公益法人等は全廃すると言っている。この方針を踏まえ、取引も見直してもらいたい。随意契約、指定法人制度のあり方の見直しについても、付け加えてお願いしたい。理事長には頑張ってもらいたい。

ワーキンググループB

(事業番号) B-3

(項目名) 福祉医療貸付、年金担保貸付等

(法人名) 福祉医療機構

(1) 福祉貸付事業

(2) 医療貸付事業

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

評価者のコメント

(1) 福祉貸付事業

- 助言審査を機関で行い、貸付けは他機関で実施した方が適切と考える。
- 貸付事業は、政策金融公庫に移管すべき。
- この事業も金融公庫への移管を行うべき。条件の差の部分について補助を出すといったケアは別に考えるべき。人員は一部移管。
- 政府系金融機関に移管すればよいと思う。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 福祉貸付の重要性は理解できるが、この独法自身が実施する必要性はないように思える。
- 地方・民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から除々に撤退すべき。
- 政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 独法という法人形態で融資をすべきではない。
- 正式に書類を受け付けてから貸付決定までは37日間だとしても、それ以前に自治体保証を取り付けるまでに2年を要するのは長すぎる。福祉施設建設費の大部分は補助金が充当されるのが通常であるとはいえ、さらなるスピード行政が求められる。
- コンサルティング業務に特化することも一案ではないか。融資までのリードタイムを縮小すべ

き。

- 貸付実績が減少している。事業全体の見直し、効率化を図り、政策金融を担う他機関との差別化を図るべき。
- 福祉医療の特殊性(収入源が限定・画一)から、ニーズに応えた対応が必要。
- 融資業務の見直し等によるユーザー側の利便性向上。
- 福祉・介護サービス全般の見直しをしなければ、国民福祉の向上にはつながらない。
- 福祉介護施設も医療機関と同様、厚生労働省による、公定報酬を唯一の収入源としている。そういうた報酬の低さ(不十分さ)を自戒し、自らの失政を補完する。この貸付事業をとりやめ、早急に介護報酬の公定料金(報酬)を適正に改定すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、福祉施設等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(2) 医療貸付事業

- 良質な医療サービスの底上げの支援については、利子補給などスキームの見直しも視野に入れるべき。
- 貸付事業は政策金融公庫に移管すべき。
- 政策金融公庫にまとめた方がよいと考える。人員については、一部転籍。
- 地方、民間あるいは政策金融公庫との連携を強め、金融業務から序々に撤退すべき。政策金融公庫の審査体制を別途充実。
- 政策金融公庫への移管は、病院・診療所の倒産続出が確実である。資本の論理での融資であり統合はありえない。
- 助言審査を機構で行い、貸付は他機関で実施した方が適切と考える。
- 独法という法人形態で融資をすべきでない。
- 本事業は貸倒リスクが極めて小さいので、他機関でも十分に実施できる。利率の問題については、国が公庫に補てんする。
- 医療貸付の必要性は十分に理解できるものの、独法でやる必然性までは認められない。民間協調融資の拡大や経営の健全化という目標がある一方で、機構として新規融資の削減を目標とするなど、将来の方向性がわかりにくい。
- 助言機関としては効果が期待できるかもしれない。
- 採算がとれない赤字事業を独法が行い、経営が苦しい相手に資金を貸し付ける仕組みが適当なのか。補助金や利子補給を検討すべき。

- 民間病院における施設整備資金等の調達方法は公立に比べて厳しく制限されており、市場原理だけでは考えられない。しかし、貸付実績が減少するなど事業全体の見直し、予算縮減と改善は不可避。審査に時間がかかりすぎるとの声もあり。
- 事業の重要性やスピードが求められていることを考えると、他の法人で行った方が効率的ではないか。
- 必要な事業だが、一層のスピーディーさと充実した貸付を求める。ただ根本問題として診療報酬の改革が必要。
- 現状では、当制度が医療サービスの実質的なセーフティーネットになっている。しかしながら赤字病院が60%を超える状況で融資を行っても基本的な問題の解決にならない。医療保険制度の抜本的な見直しを行うまでの暫定措置として存続。
- 医療過疎地に診療所を建設することは、国策としてやるべき貸付事業であるから、補助金も同時に投入して、地域での収益性が向上するような仕組みを再構築すべきである。なお、診療所建設は、政策金融公庫でも対応可能なので完全に切り分けるのか、共同事業化するのかの政策判断も必要である。
- 民間医療機関の特殊性(収入は診療報酬のみ)から、継続する。
- そもそも病院の唯一の収入である診療報酬が不十分であることが原因で日本全国の病院が困窮している。これは厚生労働省の失政に他ならない。この失政を自ら補完する事業を一医療人として看過できない。診療報酬を適切に加算することで解決する。
- 診療報酬の見直しや株式会社立、混合診療とセットで議論することが必要。その上で利子補給や保証に支援するとともに政策金融を一本化していくべき。現状では当該法人を最大限活用できるよう工夫する。
- 高額医療機器と付帯費用も含めて100%融資すべきである。経済成長の柱。先進医療(がん)には10年低利融資する。医療貸付について建物の耐用年数を45年とする。将来は保証期間に衣替えすることを検討すべきである。
- 医療を国家戦略で成長産業と位置付けるなら、民間病院等の資本コストをいかに調達するかが大事。

(3) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

- 年金を担保に貸し付ける仕組みが問題(モラルに反する。)。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。
- マイナス効果が多い。本業の融資商品の開発が必要。
- セーフティーネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需

要へのスキームは考えるべき。

- そもそも法的規制に反している。生活保護とのセットによる悪用例もあるので廃止。
- 年金を担保にした場合、生活の基盤に問題が生じ、かつ生活保護との関係で悪用されるケースも取りざたされている。
- 年金を前倒しして困窮する国民に貸し付けることは、社会通念上固く禁止されるべきである。
- セーフティネットを担保に融資をする合理性がない。当初目的は達成されている。そもそも制度の開始時の目的(ヤミ金対策)は失われている。その上、実質生活保護により返済を受けるようなことが制度上可能な欠陥制度である。他の制度による受け皿もある以上、本制度の役割は終わった。
- 年金担保はそのものが適切ではない。資金が必要な人には別の制度の設計が必要。
- 年金担保貸付は直ちに廃止すべきである。葬儀費用の事例が説明されたが、親子の絆が薄くなっている今日、子供の連帯保証により無担保に貸し付けるのならば、一部残してもよい。遊興費の貸付けを国費で行っているとすれば論外である。
- 無担保貸付に移行すべき。又は、他の金融機関に移管すべき。
- そもそも年金を担保に貸し付けるのは正しいのか、悪用されるケースが多いのではないか。実態を把握し、今後の方針(制度のあり方)を決めるまで予算を縮減する。
- 年金担保貸付制度の廃止の場合の影響調査を待って判断する。
- 実施の意義は認められるし、事業の規模も適切に思える。リピーター問題も改善策がとられるようである。しかし独法が実施する必然性は認められない。
- 絶えずこの制度自体の妥当性を検証すべき。

WGの評価結果

(1) 福祉貸付事業

効率化などに努めることを前提に、
当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名 (事業規模 現状維持 1名、 拡充 6名)

- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
(事業規模縮減 2名、現状維持 3名、拡充 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 4名
- ・ その他 1名

(2)医療貸付事業 効率化などに努めるなどを前提に、 当該法人が実施し、事業規模は現状維持

<対象事業>

- ・ 廃止 1名
- ・ 他の法人で実施 7名（事業規模 現状維持 1名、拡充 6名）
- ・ 国等が実施 1名（事業規模 拡充 1名）
- ・ 当該法人が実施 7名
(事業規模縮減 1名、現状維持 4名、拡充 2名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ ガバナンスの強化 3名
- ・ その他 1名

3)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 事業の廃止

<対象事業>

- ・ 廃止 11名
- ・ 他の法人で実施 2名（事業規模 縮減 1名、現状維持 1名）

- ・当該法人が実施 3名（事業規模 縮減 1名、現状維持 2名）

＜見直しを行う場合の内容＞

- ・事業主体の一元化 1名
- ・ガバナンスの強化 2名

とりまとめコメント

福祉貸付事業については、「他の法人で実施」、「当該法人で実施」が大半であった。事業規模に関しては、「拡充」、「現状維持」が多かつた。貸付事業自体は必要だが、独法自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。このため、他の法人での実施を含めこの部分の解決を議論することを勘案してもらうことを前提に、「当該法人が実施」することを結論とする。また、事業規模に関しては、現状維持又は拡充が多いので、「現状維持」というところに結論を置きたいと思うが、ニーズは多くあるということを付記する。

医療貸付事業については、「他の法人で実施」が7名、うち「拡充」が6名、「現状維持」が1名である。「当該法人が実施」が7名で、うち「現状維持」が4名、「拡充」が2名、「縮減」が1名である。基本的に、このような貸付自体は必要であるが、やはり融資体制が十分出ないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地がある。さらに、根本問題として、経営体制自体が診療報酬を含めて根本的なところから悪化していることから、福祉医療機構が貸し付けなければいけないという構図が生まれており、これは早急に改善しなければならないという問題意識がある。結論は、「当該法人が実施」、事業規模は「現状維持」とするが、ニーズが多くあるとの認識は付記しておく。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、廃止が11名おり、結論は「廃止」。ただし、現在貸付けを行っているものもあることから、移行期間が必要であることを十分理解しながら、これに代わるような制度、例えば、全社協の貸付制度、生活資金の融資、セーフティーネットを十分用意した上で基本的に年金を担保として貸付を行うというやり方自体は止める方向にもっていってほしい。

独立行政法人福祉医療機構の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

<平成21年度>
理事4名
職員260名
10部1支店34課

<平成22年度>
理事3名(▲1名)
職員257名
10部1支店32課

<平成23年度>
理事3名
職員252名(▲5名)
8部1支店30課

仕分け後

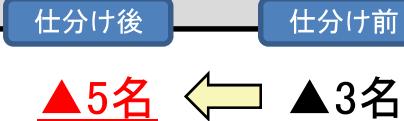
- ・管理部門を再編し、管理職ポストの削減 ▲3名
- ・大阪支店の管理部門の廃止 ▲2名

国家公務員
OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/7人中	0/6人中	▲2
職員	4/260人中	4/257人中	—

改革効果

《削減数》



《今後の対応》

職員: 定年後解消(22年度末に1名減、
23年度末に2名減、24年度末に
1名減と段階的に解消)

2. モノ(余剰資産などの売却)

- ・平成22年度中に職員宿舎(26戸)の入札手続きを実施
※残りの職員宿舎(72戸)については、宿舎の退去を促し、退去完了後、平成24年度末を目途に売却の手続きを進める
- ・平成22年度中を目途に公庫総合運動場の入札手続きを実施

仕分け後

▲8.98億円 (22年度中を目途)
更に24年度末を目途に▲17.71億円

3. 力ネ(国からの財政支出の削減)

<平成21年度>
(運営費交付金)
41.37億円

<平成22年度>
(運営費交付金)
41.20億円

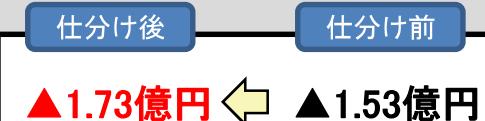
<平成23年度>
(運営費交付金)
39.47億円

- ・福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET)は、重複する行政情報の掲載を廃止
- ・大阪支店の管理部門の廃止及び事務所スペースの削減
- ・人件費の削減(24年度までにラスパイレス指数を概ね100とする。)
- ・電力使用量の削減、出張旅費の削減等

仕分け後

※更に24年度に
▲2.07億円を
削減。

《削減額》



4. 事務・事業の改革

①年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

仕分け後

省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握
及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を
進める。

②福祉貸付事業、医療貸付事業

- 利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底
 - ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し 資金調達ニーズに迅速に対応する。
 - ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討を行う。
- 融資相談の強化
- 有事対応・機動性の強化
- 小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- 社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化
- 融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について(福祉医療機構)

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>【福祉・医療貸付事業】 (評価結果) 効率化などに努めることを前提に、 福祉医療機構が実施し、事業規模は現 状維持。</p> <p>○効率的かつスピーディーなやり方 について検討の余地があり、融資業務 の見直し等効率化を図り、ユーザー 側の利便性向上と他機関との差別化 を図るべき。</p> <p>○施設建設の構想から自治体の了承を 取るまでに2年は長すぎる。 融資申請に至るまでの事前相談期間 をできる限り短縮すべき。</p> <p style="text-align: right;">(刷新会議仕分け)</p>	<p>○利用者サービスの更なる向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付時の審査期間を更に短縮し、資金調達ニーズに迅速に対応 (福祉貸付) 37.9日 → 30日以内 (医療貸付) 33.4日 → 30日以内 ・資金貸付時の申請書類の更なる簡素化に向けた検討 (福祉貸付) 複数様式の一元化、法人公表資料の活用等により、申請書類を 30%程度簡素化する。 (医療貸付) 法人公表資料の活用等により、申請書類を5%程度簡素化する。 <p>○利用者ニーズへの対応、有事の対応等の機動性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズへの対応……融資枠の確保、融資条件の改善等に努める。 ・有事対応・機動性の強化…有事における一時的な資金需要に迅速かつ機動的な 対応に努める。 ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する資金需要の支援の強化 <p>○融資相談の強化</p> <p>新規開設予定者、既設経営者に対し、円滑な施設整備を進め、安定した経営を行 う上で必要な情報提供等をセミナーや個別相談を通じ行っているところである が、整備計画の早期段階からの確な融資相談に応じ、速やかに安定的な事業実施 が図れるよう必要な見直しの提案、助言等に努める。</p> <p style="text-align: left;"><仕分け前の改革案></p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>○利用者サービス の向上</p> </div> <p style="text-align: right;"><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;">  <p>○利用者サービスの更なる向上に向けた取組の徹底 ○有事対応・機動性の強化 ○小規模組織に対する資金需要の支援の強化 ○社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する 資金需要の支援の強化 ○融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上 ○融資相談の強化</p> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>【年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業】 (評価結果) 新たなセーフティネットを用意した上で、事業廃止。</p> <p>○年金を担保に貸し付ける仕組みが問題（モラルに反する）。結果として生活保護に追い込む例もありその現状を機構が把握していない。</p> <p>○セーフティネットとしては、年金担保はなじまないと考える。廃止した場合の一時的資金需要へのスキームは考えるべき。 (刷新会議仕分け)</p> <p>○国会でも指摘を受け、具体的にどういう用途に使われているのかサンプル的に調査をして確認を行い、貸付の中身の厳格化、廃止も含めた見直し、あるいは他で担えるのか、重複部分の問題も含め検討していく。 (省内仕分け)</p>	<p>省内事業仕分け及び行政刷新会議仕分け結果を踏まえ、事業利用者の実態把握及び代替措置となり得る他制度の現状把握を行いつつ、事業の廃止に向けた検討を進める。</p>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>【福祉医療経営支援事業】 経営セミナーは、民間経営のコンサルタントとの役割の棲み分けについても論点として検討したい。</p> <p>○経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。 そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。</p> <p>○専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。 (省内仕分け)</p>	<p>○民間コンサルとの棲み分け ・経営セミナーについては、民間コンサルの動向を把握した上で、重複部分の見直し等の工夫ができないか検討する。</p> <p>○顧客満足度、機動性の向上 ・経営セミナーについては、受講者アンケートでニーズの高い「実践事例を通した経営管理に役立つ情報」、「経営指標データを活用した経営管理に役立つ情報」等のカリキュラムを充実させ、一層の顧客満足度の向上に努める。</p>
<p>【福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業】 (評決結果) 改革案が妥当4人 改革案では不十分5人 改革案では不十分のうち、国、民間へ 3、<u>事業継続するが更なる見直し</u></p> <p>○民間売却できないかということも検討課題。</p> <p>○厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。</p> <p>○日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのはそぐわない。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。(省内仕分け)</p>	<p>○見直し案 実施主体を国・自治体又は民間が行うこととする場合には、 ・実施主体を国又は自治体に移管することは、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、実質的なコスト削減に繋がらない。 ・民間への移譲・売却は、機構と同等のシステム構築と運用コストが必要であり、かつ収益性がないことから民間が実施するとは考えにくい。</p> <p>このため、引き継ぎ機構で実施することとする。</p> <p>ただし、福祉医療に関する行政情報は、国・自治体が担う業務であり重複して掲載する必然性がないため廃止する。(別紙1参照)</p> <p style="text-align: center;"><仕分け前の改革案></p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>○全廃又は一部縮小の3案を検討</p> </div> <div style="text-align: center;">→</div> <p style="text-align: center;"><仕分け後の改革案></p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>○重複する行政情報の掲載を廃止、医療機関・介護事業所情報等の掲載は引き続き実施することとし、コスト削減を図る。</p> </div>

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
<p>【組織・運営】 (評決結果) 改革案が妥当3人 改革案では不十分6人 改革案では不十分のうち、他独法との統合・移管1、<u>更なる見直しが必要</u>5</p> <p>○管理部門の整理をすべき。</p> <p>○事業の移管・廃止の如何による。</p> <p>○更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。 (省内仕分け)</p>	<p>○<u>管理部門の再編</u> 管理部門の再編（総務部、企画指導部、情報システム部）を行い、管理職ポスト（部長▲2人、課長▲1人）の削減を行う。（22年度検討、23年度反映）</p> <p>○<u>給与水準の適正化</u> 紹与水準の適正化については、ラスパイレス指数が概ね100ポイントになるよう給与水準の適正化に努める。（24年度までに実施）</p> <p>○<u>大阪支店の改革の方向性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 刷新会議仕分けでは、「融資体制が十分でない、スピーディーさについて検討の余地がある」とされたことを踏まえ、顧客サービス（利便性・迅速性）の維持・向上を図る必要がある。 大阪支店を廃止した場合の費用削減効果は、▲1,530万円、同支店を存続させ、管理部門を廃止するなどした場合の費用削減効果は▲2,790万円という結果であった。 <p>これらを踏まえ、大阪支店は、顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化することとし、管理部門を廃止することとする。（別紙2参照）</p> <p>＜仕分け前の改革案＞</p> <p>○廃止した場合の費用対効果を検証し、22年度上半期中に結論を示す。</p> <p>→</p> <p>＜仕分け後の改革案＞</p> <p>○大阪支店の管理部門を廃止する ・次長ポスト、課長代理ポストの廃止 ・事務所スペースの縮減</p>

WAMNET事業の改革の方向性

	改革案	参考（引き続き実施した場合）
システム最適化計画に基づくコスト削減	実施	実施
行政情報の掲載	厚生労働省HPに掲載	継続
医療機関・介護事業所情報等の掲載	継続	継続
コスト削減額 22年度予算額7.0億円	23年度：▲1.0億円 24年度：▲3.0億円	23年度：▲1.0億円
メリット	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮	○ケアマネジャーの利便性確保 ○担当職員の雇用配慮 ○現場の混乱回避
デメリット	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複	○事業費がかさむ ○自治体HPとの部分的重複 ○厚労省HPとの部分的重複

大阪支店の改革の方向性

現状	改革案	参考（廃止した場合）
福祉医療貸付 ・融資相談、審査 ・契約・資金交付	・顧客サービスの観点から貸付部門のみに特化 ・管理部門の廃止	福祉医療貸付業務の全てを本部へ一元化
組織 4課（27人） 事業費 310,657千円 面積 572m ²	・▲1課（▲2人） 次長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲150m ² ）	・▲1課（▲3人） 支店長ポスト ▲1 課長代理ポスト ▲1 係長ポスト ▲1 ・事務所スペースの縮減（▲572m ² ）
顧客サービス（利便性、迅速性）の観点から東京・大阪で実施	行政刷新会議事業仕分けの以下の意見を踏まえ、福祉医療貸付事業は現状の体制を維持し、管理部門を廃止する。 ①貸付事業自体は必要だが、独自自体が効率的かつスピーディーなやり方をできているかという問題意識が強くある。 ②やはり融資体制が十分でないという問題意識があり、スピーディーさについてはまだ検討の余地はある。	組織のスリム化のための見直し
メリット	・顧客の利便性（大阪から東京へ来訪等を要しない）の確保 ・審査業務の迅速性（スピード）の確保 ・運用経費の削減 ・システムのバックアップ機能を現状のまま利用できる	・運用経費の削減
デメリット	・庶務機能の低下	・本部へ移管等による多額の一時的経費の発生 ・顧客の利便性（大阪から東京への来訪等）の低下 ・融資業務（審査・契約）のスピード低下 ・システムのバックアップ機能を構築する必要がある
コスト削減額	▲27,872千円	▲15,313千円
一元化に伴う一時的経費	7,428千円	116,466千円
実施を23年度とした場合 23年度の削減額	▲20,444千円	101,153千円
24年度の削減額	▲27,872千円	▲15,313千円

独立行政法人福祉医療機構の概要

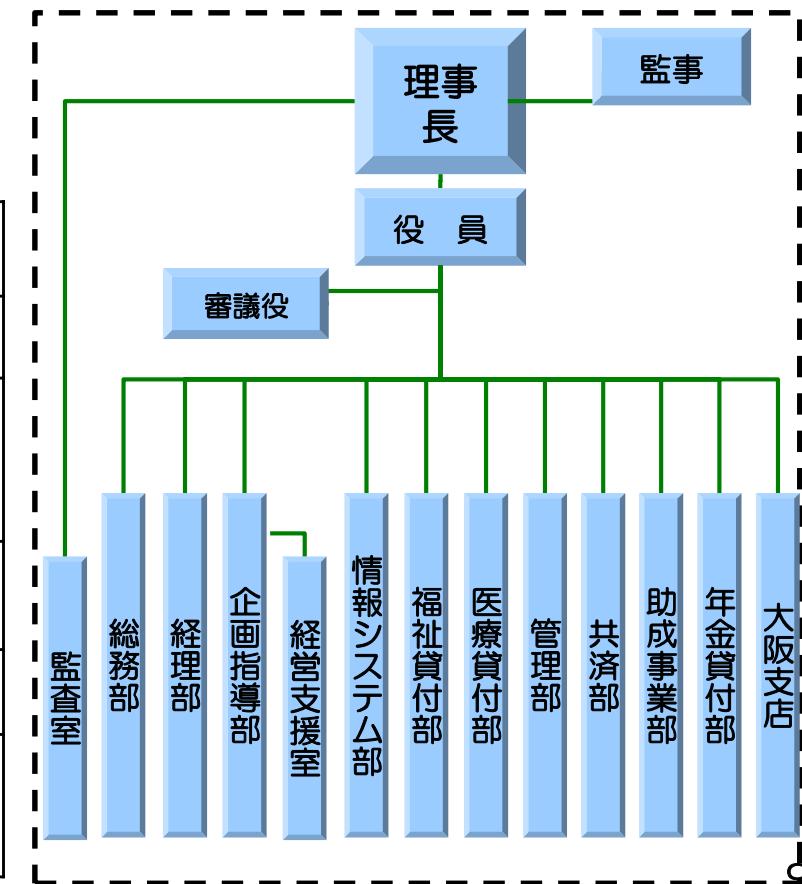
《基礎データ》

		【22年度】		【参考)21年度】
役員	6名	うち国家公務員出身者	0名	2名
		うち現役出向者	1名	1名
職員	257名	うち国家公務員出身者	4名	4名
		うち現役出向者	6名	8名
事業費	6,409億円	うち国からの財政支出	2,466億円	3,227億円

* 役員数は平成22年4月1日現在、事業費は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者及びうち現役出向者については各年度の4月1日現在、うち国からの財政支出については各年度の数値

《組織体制》

			(全体)	30%
本部	10部28課2室 (230人)	うち管理部門 4部8課1室(74人)		32%
地方	4課 (27人)	うち管理部門 1課 (3人)		11%



《主な事務・事業》

事務・事業	事業費	うち国からの財政支出
福祉貸付、医療貸付、 福祉医療経営支援事業	3,122億円	計 2,162億円 うち運営費交付金・利子補給金 79億円 うち財政融資資金 2,083億円
年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	1,952億円	—
福祉保健医療情報サービス事業	7億円	6億円
退職手当共済事業 心身障害者扶養保険事業	1,253億円 (給付金を含む)	262億円 うち退職手当共済事業の給付費補助金 256億円

* 財投機関債を除く